

MHAMトピックスファンド

追加型投信／国内／株式／インデックス型

- この目論見書により行う「MHAMトピックスファンド」の募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第5条の規定により、有価証券届出書を2024年3月12日に関東財務局長に提出しており、2024年3月13日にその効力が生じております。
- 「MHAMトピックスファンド」の基準価額は、ファンドに組入れられる有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益は全て投資家のみなさまに帰属します。したがって、ファンドは、元本が保証されているものではありません。

アセットマネジメントOne株式会社

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。
ファンドは、課税上「株式投資信託」として取り扱われます。

■委託会社への照会先

【コールセンター】 **0120-104-694** (受付時間：営業日の午前9時～午後5時)

【ホームページアドレス】 <https://www.am-one.co.jp/>

発行者名	アセットマネジメントOne株式会社
代表者の役職氏名	取締役社長 杉原 規之
本店の所在の場所	東京都千代田区丸の内一丁目8番2号
有価証券届出書の写しを縦覧に供する場所	該当事項はありません。

目 次

第一部【証券情報】	1
第二部【ファンド情報】	4
第1【ファンドの状況】	4
第2【管理及び運営】	36
第3【ファンドの経理状況】	42
第4【内国投資信託受益証券事務の概要】	113
第三部【委託会社等の情報】	115
第1【委託会社等の概況】	115
約款	161

第一部【証券情報】

(1) 【ファンドの名称】

MHAMトピックスファンド(以下「当ファンド」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

(3) 【発行（売出）価額の総額】

1兆円を上限とします。

(4) 【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

※ 「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりには換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

注：電話番号はコールセンターのものであります（以下同じ）。

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 【申込手数料】

① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には、消費税ならびに地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)が課せられます。

② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。

- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合の収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

(6) 【申込単位】

- ① 申込単位は各販売会社が定める単位とします。
- ② 「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。
- ③ 申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。
※当初元本は1口当たり1円です。

(7) 【申込期間】

2024年3月13日から2024年9月10日まで

※ 申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8) 【申込取扱場所】

当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(9) 【払込期日】

取得申込代金は、取得申込日から起算して4営業日目までに販売会社にお支払いいただきます。なお、販売会社が別に定める所定の方法により、上記の期日以前に取得申込代金をお支払いいただく場合があります。

各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由してみずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座(受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座)に払い込まれます。

(10) 【払込取扱場所】

取得申込代金は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(11) 【振替機関に関する事項】

ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12) 【その他】

① 投資信託振替制度における振替受益権について

当ファンドの受益権は、2007年1月4日より投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）に移行しており、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。

振替制度においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。

② 確定拠出年金制度に基づくお申込みのお取扱い

確定拠出年金制度によるお申込みの場合は、取扱いが一部異なる場合があります。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

- ① 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）受益証券への投資を通じ、東証株価指数(TOPIX、配当込み)[※]に連動する投資成果を目指して運用を行います。

※ 東証株価指数(TOPIX [トピックス]=Tokyo Stock Price Index)とは、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークで、基準時（1968年1月4日終値）の時価総額を100として、その後の時価総額を指数化したものです。

1. 東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標は、株式会社J P X総研または株式会社J P X総研の関連会社（以下「J P X」という。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数(TOPIX)に関するすべての権利・ノウハウおよび東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標に関するすべての権利はJ P Xが有しています。
2. J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の方法の変更、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出もしくは公表の停止または東証株価指数(TOPIX)にかかる標章もしくは商標の変更もしくは使用の停止を行うことができます。
3. J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値および東証株価指数(TOPIX)にかかる標章または商標の使用に関して得られる結果ならびに特定日の東証株価指数(TOPIX)の指数値について、何ら保証、言及をするものではありません。
4. J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値およびそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。また、J P Xは、東証株価指数(TOPIX)の指数値の算出または公表の誤謬、遅延または中断に対し、責任を負いません。
5. 本件商品は、J P Xにより提供、保証または販売されるものではありません。
6. J P Xは、本件商品の購入者または公衆に対し、本件商品の説明または投資のアドバイスをする義務を負いません。
7. J P Xは、当社または本件商品の購入者のニーズを東証株価指数(TOPIX)の指数値を算出する銘柄構成および計算に考慮するものではありません。
8. 以上の項目に限らず、J P Xは本件商品の設定、販売および販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても責任を有しません。

<ファンドの特色>

- I 東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きに連動する投資成果を目指します。
- II 株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率は、原則として高位を保つことを基本とします。

- ② 1兆円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

<商品分類>

・商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉となる資産)	補足分類
単位型 追加型	国内 海外 内外	株式 債券 不動産投信 その他資産 () 資産複合	インデックス型 特殊型

(注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

追加型	一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。
国内	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
株式	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
インデックス型	目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

<属性区分>

・属性区分表

投資対象資産 (実際の組入資産)	決算頻度	投資対象地域	投資形態
株式 一般 大型株 中小型株	年1回	グローバル 日本	ファミリーファンド
債券 一般 公債 社債 その他債券	年2回	北米	ファンド・オブ・ファンズ
クレジット属性 ()	年4回	欧州	対象インデックス
不動産投信	年6回 (隔月)	アジア	
その他資産	年12回 (毎月)	オセアニア	
(投資信託証券) ※	年12回 (毎月)	中南米	
資産複合 ()	年12回 (毎月)	アフリカ	
資産配分固定型	年12回 (毎月)	中近東 (中東)	
資産配分変更型	日々	エマージング	日経225 TOPIX その他 ()

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「株式・一般」です。

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

その他資産 (投資信託証券)	目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。
株式・一般	目論見書又は投資信託約款において、主として株式に投資する旨の記載があるもので、大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。 ※ 当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式に投資を行います。
年1回	目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。
日本	目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
ファミリーファンド	目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。
TOPIX	目論見書又は投資信託約款において、TOPIX（東証株価指数）に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(注1) 商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

(注2) 当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<https://www.toushin.or.jp/>) でご覧いただけます。

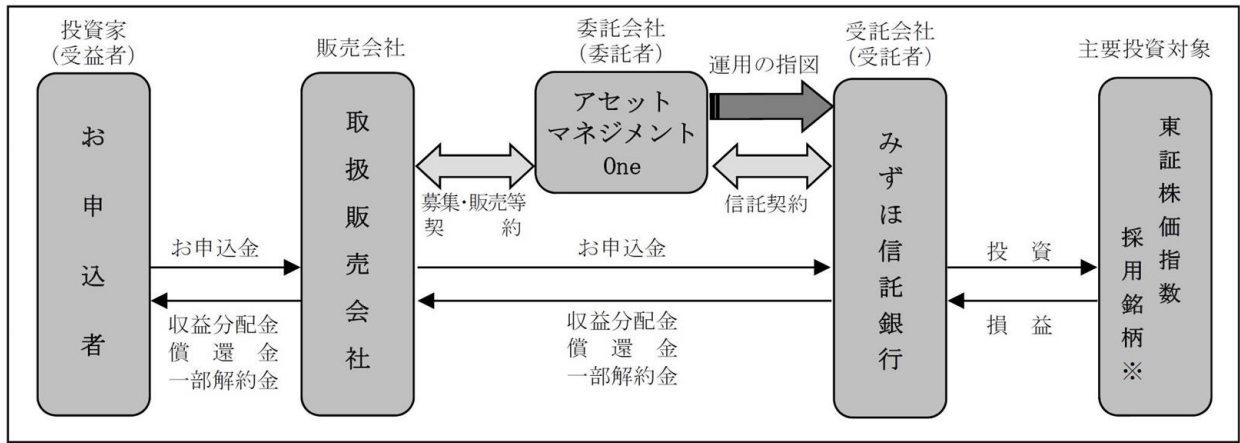
(注3) 当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、株式を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

(2) 【ファンドの沿革】

2001年6月29日	信託契約締結、ファンドの設定・運用開始
2007年1月4日	投資信託振替制度へ移行
2007年7月1日	ファンドの名称を「DKA TOPIX ファンド」から「MHAMトピックスファンド」に変更
2016年10月1日	ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継
2018年9月11日	信託財産留保額の撤廃
2021年4月2日	ファンドの主要投資対象に「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」を追加
2021年9月17日	ファンドの主要投資対象から「MHAMトピックスマザーファンド」を削除

(3) 【ファンドの仕組み】

① 当ファンドの運営の仕組み



販売会社は委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売等に関する契約書」（募集・販売等契約）を締結し、ファンドに関する主に次の業務を引き受けます。

- (1) 受益権の募集の取扱い・販売
- (2) 受益者の請求に基づく一部解約事務
- (3) 受益者からの受益権の買取り
- (4) 受益者に対する一部解約金、買取代金、収益分配金及び償還金の支払い
- (5) 受益者に対し交付される収益分配金の再投資に係る事務
- (6) 受益者に対する運用報告書等の交付等

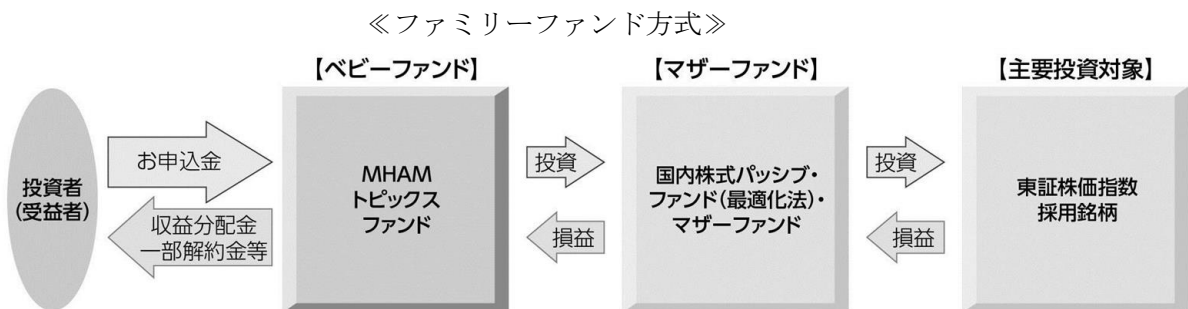
委託会社は信託財産の運用の指図、目論見書・運用報告書の作成等を行います。

受託会社は信託契約に基づき、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。なお、信託事務の一部につき株式会社日本カストディ銀行に委託することができます。ただし、外国における資産の保管は、外国の金融機関が行います。

※主要投資対象である東証株価指数採用銘柄には、主として、国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドを通じて投資を行います。

② ファミリーファンド方式について

当ファンドは「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。



※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。

※ マザーファンドのほかに、株式等に直接投資する場合があります。

③ 委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目8番2号

資本金の額

20億円（2023年12月29日現在）

委託会社の沿革

1985年7月1日	会社設立
1998年3月31日	「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得
1998年12月1日	証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可
1999年10月1日	第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。
2008年1月1日	「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「D I A Mアセットマネジメント株式会社」に商号変更
2016年10月1日	D I A Mアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更

大株主の状況

（2023年12月29日現在）

株主名	住所	所有株数	所有比率
株式会社みずほフィナンシャルグループ	東京都千代田区大手町一丁目5番5号	28,000株※1	70.0%※2
第一生命ホールディングス株式会社	東京都千代田区有楽町一丁目13番1号	12,000株	30.0%※2

※1：A種種類株式（15,510株）を含みます。

※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

2【投資方針】

（1）【投資方針】

① 基本方針

この投資信託は、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動する投資成果を目指した運用を行います。

② 運用方法

1. 主要投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

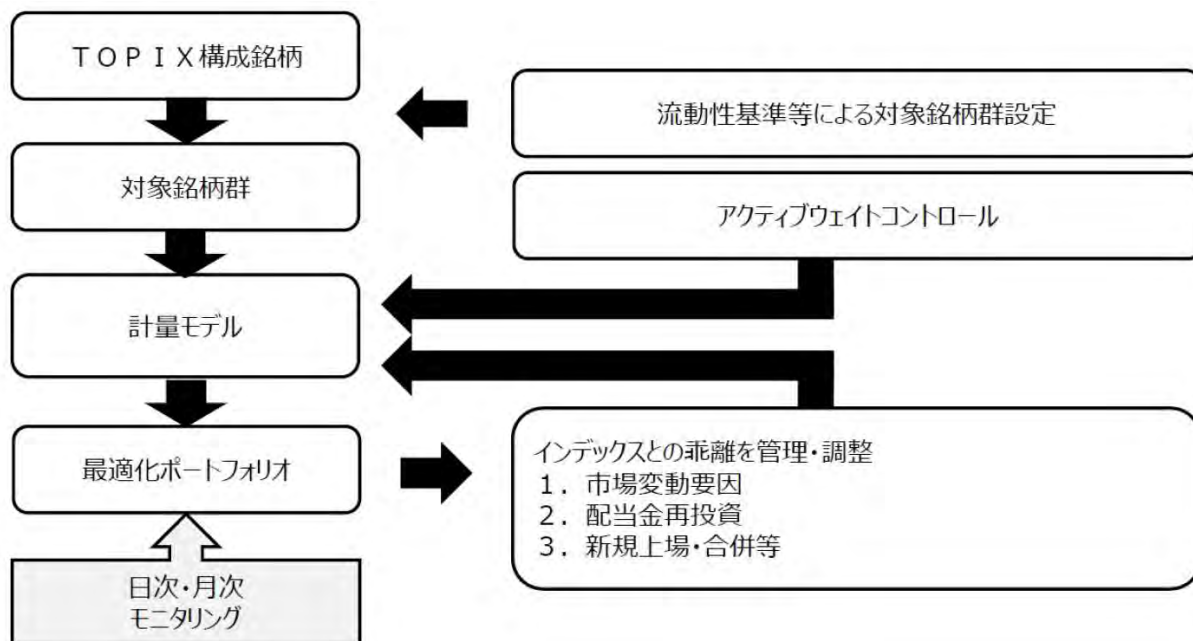
2. 投資態度

- a. 主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数(TOPIX、配当込み)に連動した投資成果を目指します。
- b. 投資にあたっては、主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下の方針に基づき運用を行います。
 - i. わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。
 - ii. 運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
 - iii. 原則として、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率(株式の実質組入比率)は、高位を保つことを基本とします。
- c. 非株式(株式以外の資産)への実質投資割合[※]は、原則として信託財産総額の50%以下とします。

※ 「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産総額または信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)
- d. 市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- e. 国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- f. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- g. 信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

③ ファンドの投資プロセス

当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスにより東証株価指数採用銘柄に投資を行います。



1. 流動性基準等による対象銘柄群設定

マーケットインパクトの低減を図る為、TOPIX採用銘柄のうち、流動性が低い銘柄等を除外して投資対象銘柄群を設定します。

2. 最適化法によるポートフォリオの構築

インデックスとポートフォリオにおける個別銘柄の構成比率との差（アクティブウェイト）を一定以内に抑えた上で、計量モデルを用い、インデックスとの乖離を抑えます。

3. インデックスとの乖離を管理

日次・月次レベルでインデックスとの乖離を管理し、必要な場合には速やかに銘柄入替や組入比率の調整を行います。組入比率の調整には、先物等を利用することがあります。

インデックスとの乖離要因には以下のものがあります。

- ・市場変動に伴うもの：推定トラッキングエラーの増加に伴い実施
- ・配当金再投資に伴うもの：キャッシュ比率の上昇に伴い実施
- ・新規上場、合併等に伴うもの：指数に与える影響を勘案し、決定

(2) 【投資対象】

① 投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）

- a. 有価証券

- b. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限ります。）
 - c. 金銭債権
 - d. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
- a. 為替手形

② 有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限ります。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証券
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）または優先出資引受権を表示する証券
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー
11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証券で、1.～11.の証券または証券の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証券（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限ります。）
17. 預託証券（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証券

19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前記21.の有価証券の性質を有するもの

なお、1.の証券または証書、12.および17.の証券または証書のうち1.の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、2.から6.までの証券ならびに12.および17.の証券または証書のうち2.から6.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、13.の証券および14.の証券(外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。)を以下「投資信託証券」といいます。

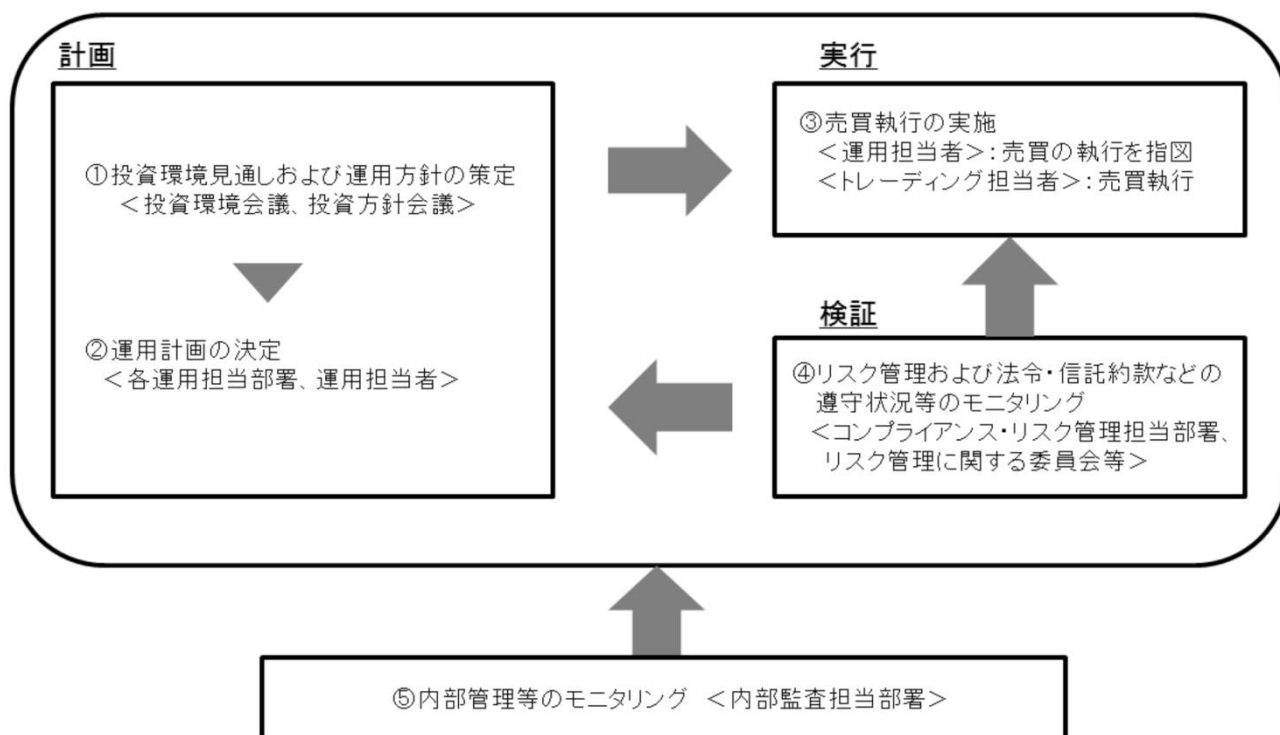
③ 金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

1. 預金
2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
3. コール・ローン
4. 手形割引市場において売買される手形
5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
6. 外国の者に対する権利で5.の権利の性質を有するもの

(3) 【運用体制】

a. ファンドの運用体制



① 投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

② 運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③ 売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行をめざして売買の執行を行います。

④ モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（人数60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤ 内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（人数10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b. ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c. 運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2023年12月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

(4) 【分配方針】

① 収益分配方針

年1回の毎決算時(原則として6月10日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日)に、原則として以下の方針に基づき収益分配を行います。

1. 分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益(繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額)等の全額とします。
2. 分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。
3. 収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※ 将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

② 収益分配金の支払い

1. 収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して5営業日までに販売会社において支払いが開始されます。
2. 収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

※ 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金

支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。) に対し、お支払します。

(5) 【投資制限】

a. 約款で定める投資制限

① 株式、新株引受権証券および新株予約権証券(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第21条、第23条および第24条)

1. 株式への実質投資割合には制限を設けません。
2. 委託会社は、新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合が、取得時において信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
3. 委託会社が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所(「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場(以下「取引所」といいます。)のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。)に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券についてはこの限りではありません。なお、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、投資することを指図することができるものとします。
4. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の株式の実質投資割合には制限を設けません。
5. 委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

② 非株式[株式以外の資産](約款 運用の基本方針 運用方法(2)投資態度)

非株式(株式以外の資産)への実質投資割合は、原則として信託財産総額の100分の50を超えないものとします。

③ 投資信託証券(約款第21条)

委託会社は、投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。

④ 転換社債等(約款第25条)

委託会社は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの(以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。)への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

⑤ 外貨建資産(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限)

外貨建資産への投資は行いません。

⑥ 信用取引(約款第26条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとします。
2. 信用取引の指図は、次に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。
 - a. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券
 - b. 株式分割により取得する株券
 - c. 有償増資により取得する株券
 - d. 売出しにより取得する株券
 - e. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権(転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。)の行使により取得可能な株券
 - f. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権(前記e.に定めるものを除きます。)の行使により取得可能な株券

⑦ 信用リスク集中回避のための投資制限(約款第26条の1の2)

上記①4. および5. の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

⑧ デリバティブ取引等(約款第26条の2)

委託会社は、デリバティブ取引等(デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証券に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引(投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。))を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます(ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。))について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

⑨ 先物取引等(約款第27条)

1. 委託会社は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。(以下同じ。)
2. 委託会社は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

⑩ スワップ取引(約款第28条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引(以下「スワップ取引」といいます。)を行うことの指図をすることができます。
2. スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
5. スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑪ 金利先渡取引(約款第29条)

1. 委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。
2. 当該取引の決済日が、原則として当ファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
3. 金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。)が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額(以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。)を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託会社は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
4. 前記3.においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの

受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

5. 金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
6. 委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めるときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

⑫ 有価証券の貸付(約款第30条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の範囲内で貸付の指図をすることができます。
 - a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価総額を超えないものとします。
 - b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
2. 前記1. に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
3. 委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めるときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

⑬ 資金の借入れ(約款第38条)

1. 委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。
2. 一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
3. 収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

b. 法令で定める投資制限

- 同一の法人の発行する株式の取得割合(投資信託及び投資法人に関する法律第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。

<参考>国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンドの投資方針および主な投資制限

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。

（3）投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 3) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 4) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託会社は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

3【投資リスク】

(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い

- ・当ファンドは、主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。
- ・運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。
- ・投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。
- ・登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- ・投資信託は預貯金とは異なります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。

① 株価変動リスク

投資する企業の株価の下落は、基準価額の下落要因となります。

株価変動リスクとは、株式市場および投資先となっている企業の株価が下落するリスクをいいます。当ファンドが投資する企業の株価が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、当ファンドが投資する企業が業績悪化や倒産等に陥った場合には、当該企業の株価が大きく下落することや無くなることがあり、当ファンドの基準価額に大きな影響を及ぼすことがあります。なお、当ファンドでは、株式と株価指数先物取引等の合計の組入比率を原則として高位に維持するため、株式市場の動向により基準価額は大きく変動します。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、株式と株価指数先物取引等の合計の実質組入比率が100%を超える場合があります。

② 流動性リスク

投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。

流動性リスクとは、有価証券を売却（または購入）しようとする際に、需要（または供給）がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却（または購入）することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する株式等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

③ 信用リスク

投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。また、当該発行体が企業の場合には、一般にその企業の株価が下落する要因となります。当ファンドが投資する株式の発行企業や、株式以外の運用で投資する公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

<その他>

- ・当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響をおよぼす可能性や、換金のお申込みの受付が中止となる可能性、すでに受付けた換金のお申込みの受付が取り消しとなる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。
- ・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
- ・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用に影響を受ける場合があります。
- ・当ファンドは、証券取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受け付けを取り消すことがあります。

<その他の留意点>

当ファンドは、ベンチマークである東証株価指数(TOPIX、配当込み)の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、株価指数の構成銘柄の一部を組入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率が株価指数における構成比率と異なる場合の影響、株価指数先物取引を利用する場合の株価指数と株価指数先物の値動きの差による影響、株価指数先物取引の最低取引単位の存在、売買約定価格と取引所終値との差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる可能性があります。

<収益分配金に関する留意点>

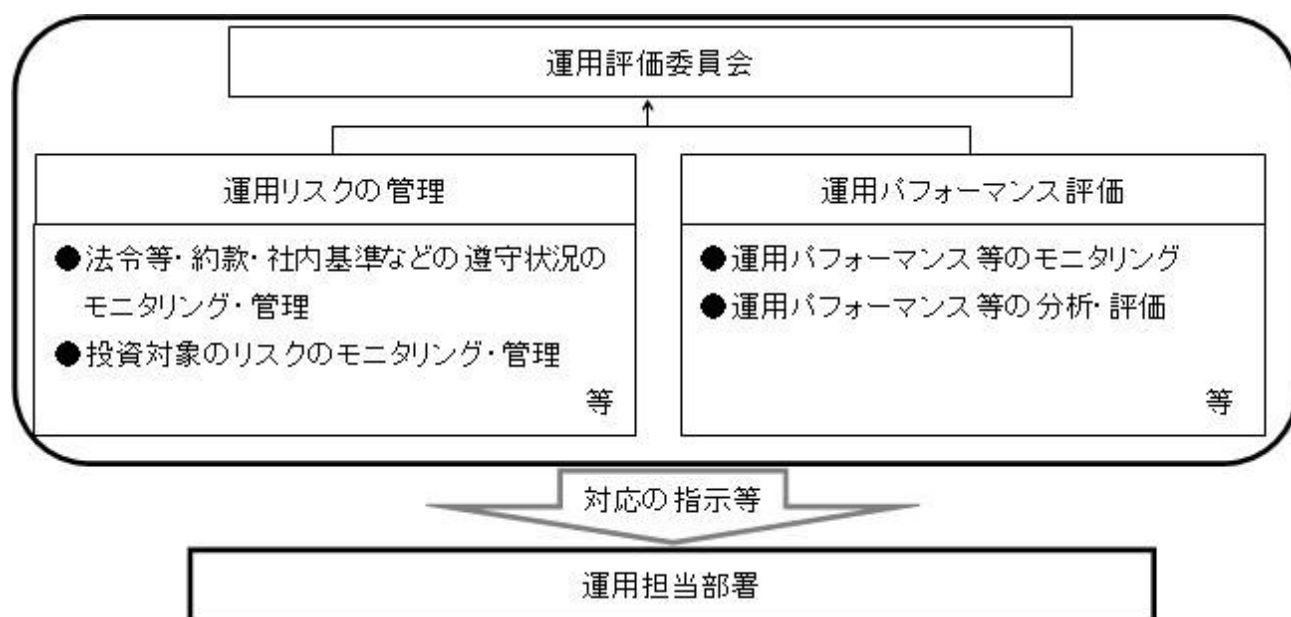
- ・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

- ・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。
- ・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

- ・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。
- ・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。
- ・運用評価委員会：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、運用評価委員会は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

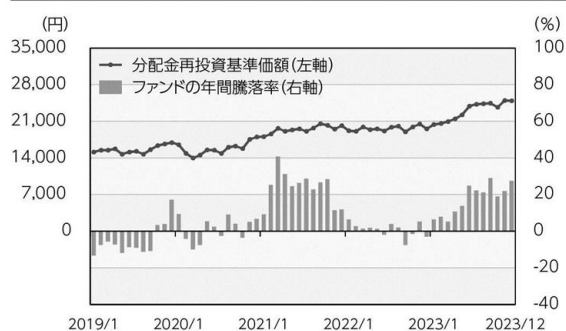


- ・流動性リスク管理：委託会社では、流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリング等を実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証等を行います。運用評価委員会等は、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について、監督します。

※リスク管理体制は2023年12月29日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

<参考情報>

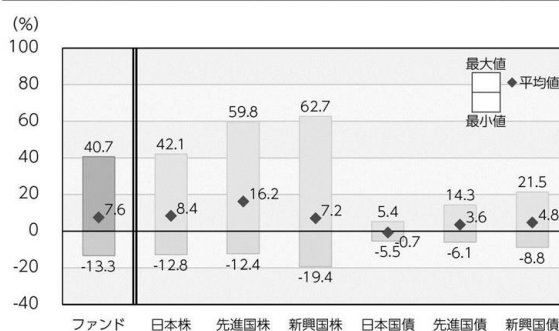
ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



*ファンドの分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した基準価額が記載されていますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。

*ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算した年間騰落率が記載されていますので、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較



*上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値・最大値・最小値を、ファンドおよび代表的な資産クラスについて表示し、ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したものです。

*すべての資産クラスがファンドの投資対象とは限りません。

各資産クラスの指数

日本株	東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)	「東証株価指数 (TOPIX)」は、日本の株式市場を広範に網羅し、投資対象としての機能性を有するマーケット・ベンチマークです。同指数の指数値および同指数にかかる標準または商標は、株式会社JPX総研または株式会社JPX総研の関連会社 (以下「JPX」という。) の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利・ノウハウおよび同指数にかかる標準または商標に関するすべての権利はJPXが有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)	「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc. が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc. に帰属します。また、MSCI Inc. は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
日本国債	NOMURA-BPI国債	「NOMURA-BPI国債」は、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ&コンサルティング株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)	「FTSE世界国債インデックス (除く日本)」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
新興国債	JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド (円ベース)	「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバースファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

(注) 海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

- ① 申込手数料(受益権1口当たり)は、取得申込日の基準価額に、2.2%(税抜2%)を上限に各販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。なお、申込手数料には消費税等相当額が課せられます。
- ② 申込手数料については、販売会社にお問い合わせください。
- ③ 「分配金再投資コース」を選択された場合収益分配金は、毎計算期末の翌営業日に原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資されます。
- ④ 販売会社で支払いを受けた償還金をもって、当ファンドの受益権の取得申込みをする場合、販売会社によっては、取得申込口数のうち当該償還金額の範囲内で取得する口数についての申込手数料を、上記①に定める申込手数料の規定にかかわらず、販売会社が独自に定めることができます。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、償還乗換えの際に償還金の支払いを受けたことを証する書類を提示いただくことがあります。

<申込手数料を対価とする役務の内容>

商品や投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務手続き等にかかる費用の対価

(2)【換金(解約)手数料】

ありません。

(3)【信託報酬等】

- ① 信託報酬の総額は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.66%(税抜0.6%)の率を乗じて得た額とします。
その配分(税抜)については、純資産総額の残高に応じて次の通りとします。

純資産総額	委託会社	販売会社	受託会社
200億円以下の部分	0.18%	0.35%	0.07%
200億円超500億円以下の部分	0.14%	0.40%	0.06%
500億円超の部分	0.10%	0.45%	0.05%

- ② 信託報酬は、毎日計上(ファンドの基準価額に反映)され、毎計算期間の最初の6ヵ月の終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税等相当額を、信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します

※信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率

<信託報酬等を対価とする役務の内容>

委託会社	信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
受託会社	運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価

(4) 【その他の手数料等】

- ① 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。
- ② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁するものとします。
- ③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

(5) 【課税上の取扱い】

◇当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

○個人の受益者に対する課税

①収益分配時

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用あり）のいずれかを選択することもできます。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

②解約時および償還時

解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。

原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。

※解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

③損益通算について

解約（換金）時および償還時の差損（譲渡損）については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場

株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限り、）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

※公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」の適用対象となります。当ファンドは、NISAの対象ではありません。

○法人の受益者に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

なお、益金不算入制度の適用はありません。

※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

※受益者が確定拠出年金法に規定する資産管理機関および国民年金基金連合会等の場合は、所得税（復興特別所得税を含みます。）および地方税がかかりません。また、確定拠出年金制度の加入者については、確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

※上記は、2024年1月1日現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。

※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

◇個別元本方式について

受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。

<個別元本について>

①受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。

②受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合には販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の<収益分配金の課税について>を参照。）

<収益分配金の課税について>

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

… (参考情報) ファンドの総経費率 …

総経費率(①+②)	運用管理費用の比率①	その他費用の比率②
0.66%	0.66%	0.00%

(表示桁数未満を四捨五入)

※対象期間:2022年6月11日～2023年6月12日

※対象期間の運用・管理にかかった費用の総額(原則として購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税は含みません。消費税等のかかるものは消費税等を含みます。)を対象期間の平均受益権口数に平均基準価額(1口当たり)を乗じた数で除した総経費率(年率)です。

※総経費率には、ファンドにより購入時手数料、売買委託手数料および有価証券取引税以外にも計算に含まれない費用が存在する場合があります。

※なお、当ファンドについては、入手し得る情報において計算に含まれていない費用はありません。

※費用の詳細につきましては、対象期間の運用報告書(全体版)をご覧ください。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

2023年12月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	3,292,957,422	99.97
内 日本	3,292,957,422	99.97
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	833,012	0.03
純資産総額	3,293,790,434	100.00

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2023年12月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株式	477,672,839,140	96.87
内 日本	477,672,839,140	96.87
コール・ローン、その他の資産 (負債控除後)	15,448,085,130	3.13
純資産総額	493,120,924,270	100.00

その他資産の投資状況

2023年12月29日現在

資産の種類	時価合計 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引 (買建)	15,615,600,000	3.17
内 日本	15,615,600,000	3.17

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 資産の種類の内書は、当該資産の発行体又は上場金融商品取引所の国/地域別に表示しています。

(注3) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(2)【投資資産】

①【投資有価証券の主要銘柄】

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザー ファンド	親投資 信託受 益証券	797,538,672	3.8771 3,092,175,024	4.1289 3,292,957,422	— —	99.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
親投資信託受益証券	99.97
合計	99.97

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

2023年12月29日現在

順位	銘柄名 発行体の国/地域	種類 業種	数量	簿価単価 簿価金額 (円)	評価単価 評価金額 (円)	利率 (%) 償還日	投資 比率 (%)
1	トヨタ自動車 日本	株式 輸送用機器	7,811,000	2,029.11 15,849,392,336	2,590.50 20,234,395,500	— —	4.10
2	ソニーグループ 日本	株式 電気機器	1,006,300	12,164.19 12,240,827,364	13,410.00 13,494,483,000	— —	2.74
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ 日本	株式 銀行業	8,530,900	984.38 8,397,697,499	1,211.50 10,335,185,350	— —	2.10
4	キーエンス 日本	株式 電気機器	142,300	60,710.11 8,639,048,718	62,120.00 8,839,676,000	— —	1.79
5	信越化学工業 日本	株式 化学	1,292,100	4,044.40 5,225,772,269	5,917.00 7,645,355,700	— —	1.55
6	東京エレクトロン 日本	株式 電気機器	301,000	16,583.93 4,991,764,392	25,255.00 7,601,755,000	— —	1.54
7	日本電信電話 日本	株式 情報・通信業	42,436,700	158.05 6,707,133,754	172.30 7,311,843,410	— —	1.48
8	日立製作所 日本	株式 電気機器	690,500	7,459.60 5,150,856,184	10,170.00 7,022,385,000	— —	1.42
9	三井住友フィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	996,100	5,881.79 5,858,852,220	6,880.00 6,853,168,000	— —	1.39
10	三菱商事 日本	株式 卸売業	2,982,300	1,728.35 5,154,477,096	2,253.50 6,720,613,050	— —	1.36
11	任天堂 日本	株式 その他製品	898,100	5,719.39 5,136,584,935	7,359.00 6,609,117,900	— —	1.34
12	リクルートホールディングス 日本	株式 サービス業	1,082,600	4,367.01 4,727,730,599	5,963.00 6,455,543,800	— —	1.31
13	三井物産 日本	株式 卸売業	1,134,000	4,278.70 4,852,053,343	5,298.00 6,007,932,000	— —	1.22
14	伊藤忠商事 日本	株式 卸売業	1,011,800	4,422.91 4,475,109,295	5,767.00 5,835,050,600	— —	1.18
15	武田薬品工業 日本	株式 医薬品	1,262,600	4,227.67 5,337,868,258	4,054.00 5,118,580,400	— —	1.04
16	本田技研工業 日本	株式 輸送用機器	3,468,900	1,186.35 4,115,348,371	1,466.00 5,085,407,400	— —	1.03
17	KDDI 日本	株式 情報・通信業	1,102,500	4,067.40 4,484,319,114	4,486.00 4,945,815,000	— —	1.00

18	HOYA 日本	株式 精密機器	280,000	14,478.96 4,054,109,506	17,625.00 4,935,000,000	— —	1.00
19	東京海上ホールディングス 日本	株式 保険業	1,384,900	2,833.74 3,924,450,691	3,529.00 4,887,312,100	— —	0.99
20	第一三共 日本	株式 医薬品	1,242,900	4,127.18 5,129,674,770	3,872.00 4,812,508,800	— —	0.98
21	みずほフィナンシャルグループ 日本	株式 銀行業	1,891,100	2,142.17 4,051,059,489	2,412.50 4,562,278,750	— —	0.93
22	ソフトバンクグループ 日本	株式 情報・通信業	703,700	6,203.09 4,365,119,920	6,293.00 4,428,384,100	— —	0.90
23	オリエンタルランド 日本	株式 サービス業	773,900	4,451.14 3,444,739,152	5,251.00 4,063,748,900	— —	0.82
24	ソフトバンク 日本	株式 情報・通信業	2,295,200	1,557.03 3,573,717,395	1,759.50 4,038,404,400	— —	0.82
25	ダイキン工業 日本	株式 機械	171,600	23,034.77 3,952,767,620	22,985.00 3,944,226,000	— —	0.80
26	村田製作所 日本	株式 電気機器	1,294,200	2,600.69 3,365,816,481	2,993.00 3,873,540,600	— —	0.79
27	SMC 日本	株式 機械	43,000	68,840.11 2,960,124,954	75,760.00 3,257,680,000	— —	0.66
28	三菱電機 日本	株式 電気機器	1,599,100	1,580.86 2,527,954,082	1,999.00 3,196,600,900	— —	0.65
29	日本たばこ産業 日本	株式 食料品	851,100	2,798.45 2,381,761,260	3,645.00 3,102,259,500	— —	0.63
30	セブン&アイ・ホールディングス 日本	株式 小売業	518,600	5,896.52 3,057,939,204	5,595.00 2,901,567,000	— —	0.59

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

2023年12月29日現在

種類	投資比率 (%)
株式	96.87
合計	96.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

投資株式の業種別投資比率

2023年12月29日現在

業種	国内／外国	投資比率 (%)
電気機器	国内	17.00
輸送用機器		7.93
情報・通信業		7.48
卸売業		6.78
銀行業		6.66
化学		6.00
機械		5.17
サービス業		4.84

医薬品	4.47
小売業	4.17
食料品	3.27
陸運業	2.76
保険業	2.31
その他製品	2.30
精密機器	2.29
建設業	2.05
不動産業	1.89
電気・ガス業	1.36
その他金融業	1.12
鉄鋼	0.93
海運業	0.82
証券、商品先物取引業	0.78
ゴム製品	0.67
非鉄金属	0.65
ガラス・土石製品	0.65
金属製品	0.51
石油・石炭製品	0.45
空運業	0.44
繊維製品	0.39
鉱業	0.33
パルプ・紙	0.16
倉庫・運輸関連業	0.14
水産・農林業	0.08
合計	96.87

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

②【投資不動産物件】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

該当事項はありません。

③【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド

2023年12月29日現在

種類	取引所	資産の名称	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物 取引	大阪取引所	TOPIX 先物 0603月	買建	660	15,469,402,800	15,615,600,000	3.17

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 先物取引の時価は、原則として計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。

(3) 【運用実績】

①【純資産の推移】

直近日（2023年12月末）、同日前1年以内における各月末及び下記計算期間末における純資産の推移は次の通りです。

	純資産総額 (分配落) (百万円)	純資産総額 (分配付) (百万円)	1口当たりの 純資産額 (分配落) (円)	1口当たりの 純資産額 (分配付) (円)
第13計算期間末 (2014年 6月10日)	1,402	1,415	0.9866	0.9956
第14計算期間末 (2015年 6月10日)	1,425	1,446	1.3059	1.3249
第15計算期間末 (2016年 6月10日)	1,181	1,196	1.0682	1.0817
第16計算期間末 (2017年 6月12日)	1,253	1,275	1.2754	1.2974
第17計算期間末 (2018年 6月11日)	1,486	1,511	1.4292	1.4532
第18計算期間末 (2019年 6月10日)	1,569	1,594	1.2438	1.2638
第19計算期間末 (2020年6月10日)	1,710	1,739	1.3036	1.3256
第20計算期間末 (2021年6月10日)	2,050	2,086	1.5621	1.5901
第21計算期間末 (2022年6月10日)	2,329	2,368	1.5525	1.5785
第22計算期間末 (2023年6月12日)	2,851	2,910	1.7879	1.8249
2022年12月末日	2,487	—	1.5277	—
2023年1月末日	2,585	—	1.5943	—
2月末日	2,623	—	1.6086	—
3月末日	2,654	—	1.6350	—
4月末日	2,723	—	1.6782	—
5月末日	2,755	—	1.7376	—
6月末日	3,049	—	1.8293	—
7月末日	3,120	—	1.8557	—
8月末日	3,126	—	1.8625	—
9月末日	3,239	—	1.8713	—
10月末日	3,200	—	1.8142	—
11月末日	3,339	—	1.9114	—
12月末日	3,293	—	1.9066	—

②【分配の推移】

	1口当たりの分配金 (円)
第13計算期間	0.0090
第14計算期間	0.0190
第15計算期間	0.0135
第16計算期間	0.0220
第17計算期間	0.0240
第18計算期間	0.0200
第19計算期間	0.0220
第20計算期間	0.0280

第21計算期間	0.0260
第22計算期間	0.0370
2023年6月13日～2023年12月12日	—

③【収益率の推移】

	収益率 (%)
第13計算期間	11.95
第14計算期間	34.29
第15計算期間	△17.17
第16計算期間	21.46
第17計算期間	13.94
第18計算期間	△11.57
第19計算期間	6.6
第20計算期間	22.0
第21計算期間	1.0
第22計算期間	17.5
2023年6月13日～2023年12月12日	5.9

(注1) 収益率は期間騰落率です。

(注2) 計算期間末が2019年8月29日以前の収益率については、小数点第2位で表示しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

	設定口数	解約口数
第13計算期間	415,192,775	667,030,372
第14計算期間	282,452,469	612,472,406
第15計算期間	275,893,672	261,261,712
第16計算期間	235,331,201	358,383,357
第17計算期間	289,202,857	232,412,332
第18計算期間	421,909,161	199,827,190
第19計算期間	439,743,322	389,648,264
第20計算期間	520,353,240	519,915,581
第21計算期間	535,427,210	347,619,907
第22計算期間	493,247,945	398,668,472
2023年6月13日～ 2023年12月12日	359,984,900	199,454,120

(注) 本邦外における設定及び解約はありません。

基準価額・純資産の推移 (2013年12月30日~2023年12月29日)



分配の推移 (税引前)

2019年 6月	200円
2020年 6月	220円
2021年 6月	280円
2022年 6月	260円
2023年 6月	370円
設定来累計	3,155円

※分配金は1万口当たりです。

※基準価額は1万口当たり・信託報酬控除後の価額です。
 ※分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しています。
 ※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。
 (設定日:2001年6月29日)

主要な資産の状況

■組入銘柄 ※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率です。

順位	銘柄名	比率(%)
1	国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド	99.97

■国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド

※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

資産の種類	比率(%)
株式	96.87
内 日本	96.87
コール・ローン、その他の資産(負債控除後)	3.13
合計(純資産総額)	100.00

組入上位10銘柄

順位	銘柄名	種類	国/地域	業種	比率(%)
1	トヨタ自動車	株式	日本	輸送用機器	4.10
2	ソニーグループ	株式	日本	電気機器	2.74
3	三菱UFJフィナンシャル・グループ	株式	日本	銀行業	2.10
4	キーエンス	株式	日本	電気機器	1.79
5	信越化学工業	株式	日本	化学	1.55
6	東京エレクトロン	株式	日本	電気機器	1.54
7	日本電信電話	株式	日本	情報・通信業	1.48
8	日立製作所	株式	日本	電気機器	1.42
9	三井住友フィナンシャルグループ	株式	日本	銀行業	1.39
10	三菱商事	株式	日本	卸売業	1.36

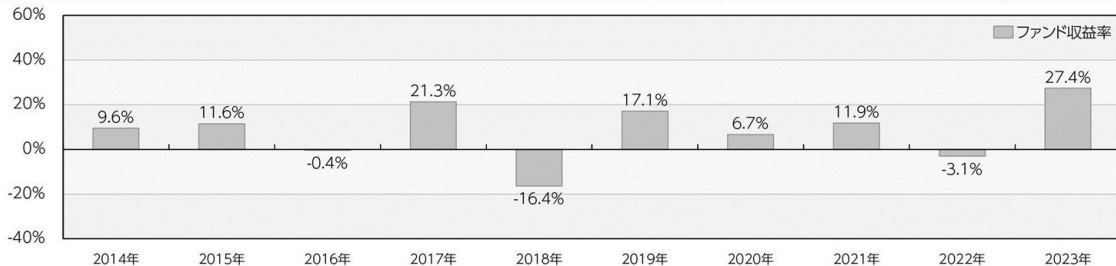
その他資産の投資状況

資産の種類	比率(%)
株価指数先物取引(買建)	3.17

株式組入上位5業種

順位	業種	比率(%)
1	電気機器	17.00
2	輸送用機器	7.93
3	情報・通信業	7.48
4	卸売業	6.78
5	銀行業	6.66

年間収益率の推移 (暦年ベース)



※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
 ○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

- (1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。
- (2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、
- (3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の2つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については販売会社にお問い合わせください。
- (5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- (6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、販売会社が別に定める申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額を加算した価額とします。
- (7) 販売会社において金額買付け（申込単位が金額にて表示されている場合）による申込みをされた場合、申込手数料および申込手数料にかかる消費税等相当額は、お申込代金の中から差し引かれます。
- (8) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとし、なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。
- (9) 当ファンドを確定拠出年金制度に基づき取得する場合には、確定拠出年金に係る法令・制度等の定めに従って取得申込等の手続が行われます。
- (10) 証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。
※ 解約単位は、販売会社にお問い合わせください。
- (2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度にかかる口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の

口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

- (3) 解約請求の受付については、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後3時までには解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付にかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。
- (4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

照会先の名称	電話番号※
アセットマネジメントOne株式会社	0120-104-694

※ 電話によるお問い合わせは、営業日の午前9時から午後5時までとさせていただきます。
(以下同じ。)

- (5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として4営業日目から販売会社において受益者に支払われます。
- (6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。
- (7) 委託会社は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付を取り消すことができます。この場合、受益者が当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとし、前記(4)の規定に準じた価額とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

- ① 基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<主な投資対象の時価評価方法の原則>

投資対象	評価方法
マザーファンド受益証券	計算日の基準価額
株式	計算日における取引所の最終相場

- ② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日（土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、1月2日および1月3日以外の日とします。）に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は1万口単位で表示されたものが発表されます。

照会先の名称	ホームページアドレス	電話番号
アセットマネジメントOne株式会社	https://www.am-one.co.jp/	0120-104-694

(2) 【保管】

該当事項はありません。

(3) 【信託期間】

2001年6月29日から無期限とします。

(4) 【計算期間】

原則として毎年6月11日から翌年6月10日までとします。なお、第1期計算期間は、2001年6月29日から2002年6月10日までとします。

上記の規定にかかわらず、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

(5) 【その他】

① 信託契約の解約

以下の場合には信託契約を解約し信託を終了することがあります。

1. 委託会社は、信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したとき、もしくは信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
 - a. この場合において、委託会社は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。委託会社はかかる事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約にかかる全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - b. 前記 a. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
 - c. 前記 b. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるとときは、前記1. の信託契約の解約をしません。
 - d. 委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
 - e. 前記 b. から d. までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、前記 b. の一定の期間が一ヵ月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。
 - f. 前記1. に定める信託契約の解約を行う場合において、前記 b. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。

2. 委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し、信託を終了させます。
3. 委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「② 信託約款の変更4.」に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
4. 受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

② 信託約款の変更

1. 委託会社は、信託約款を変更することが受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。
2. 委託会社は、前記1. の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款にかかる知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款にかかるすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
3. 前記2. の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一ヵ月を下らないものとします。
4. 前記3. の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、前記1. の信託約款の変更をしません。
5. 委託会社は、この信託約款を変更しないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
6. 前記2. に定める変更を行う場合において、前記3. の期間内に異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。なお、買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社の協議により決定するものとします。
7. 委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。

③ 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

1. 委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
2. 委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

④ 関係法人との契約の更改および受託会社の辞任または解任に伴う取扱い

1. 委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則1年間とし、期間終了の3ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。
2. 受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社はその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託

会社を解任した場合、委託会社は「② 信託約款の変更」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑤ 信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、株式会社日本カストディ銀行と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑥ 公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

<https://www.am-one.co.jp/>

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑦ 運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

- ・ 交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。
- ・ 運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

<https://www.am-one.co.jp/>

4 【受益者の権利等】

(1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としません。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定

された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として償還日(休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

(3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

(4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

- (1) 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第22期計算期間（2022年6月11日から2023年6月12日まで）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年8月10日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 稲葉 宏和
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの2022年6月11日から2023年6月12日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの2023年6月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書及び有価証券届出書（訂正有価証券届出書を含む。）に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

1【財務諸表】

【MHAMトピックスファンド】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

	第21期 2022年6月10日現在	第22期 2023年6月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	13,208,701	11,795,572
親投資信託受益証券	2,328,756,850	2,851,013,245
未収入金	38,749,000	59,630,000
流動資産合計	2,380,714,551	2,922,438,817
資産合計	2,380,714,551	2,922,438,817
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	39,008,233	59,011,157
未払解約金	5,068,029	3,151,938
未払受託者報酬	862,612	1,024,378
未払委託者報酬	6,531,578	7,756,317
その他未払費用	17,405	20,687
流動負債合計	51,487,857	70,964,477
負債合計	51,487,857	70,964,477
純資産の部		
元本等		
元本	1,500,316,688	1,594,896,161
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金(△)	828,910,006	1,256,578,179
(分配準備積立金)	289,616,695	577,490,300
元本等合計	2,329,226,694	2,851,474,340
純資産合計	2,329,226,694	2,851,474,340
負債純資産合計	2,380,714,551	2,922,438,817

(2) 【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第21期 自 2021年6月11日 至 2022年6月10日	第22期 自 2022年6月11日 至 2023年6月12日
営業収益		
受取利息	14	42
有価証券売買等損益	45,752,444	465,090,395
その他収益	157	—
営業収益合計	45,752,615	465,090,437
営業費用		
支払利息	1,034	2,938
受託者報酬	1,710,939	1,975,068
委託者報酬	12,954,987	14,954,694
その他費用	34,518	39,869
営業費用合計	14,701,478	16,972,569
営業利益又は営業損失(△)	31,051,137	448,117,868
経常利益又は経常損失(△)	31,051,137	448,117,868
当期純利益又は当期純損失(△)	31,051,137	448,117,868
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額(△)	9,153,279	24,668,631
期首剰余金又は期首欠損金(△)	737,704,891	828,910,006
剰余金増加額又は欠損金減少額	304,680,073	283,032,843
当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	304,680,073	283,032,843
剰余金減少額又は欠損金増加額	196,364,583	219,802,750
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	196,364,583	219,802,750
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	39,008,233	59,011,157
期末剰余金又は期末欠損金(△)	828,910,006	1,256,578,179

(3) 【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第22期	
	自 2022年6月11日	至 2023年6月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他財務諸表作成のための基礎となる事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年6月10日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、当計算期間末日を2023年6月12日としております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第21期	第22期
	2022年6月10日現在	2023年6月12日現在
1. 期首元本額	1,312,509,385円	1,500,316,688円
期中追加設定元本額	535,427,210円	493,247,945円
期中一部解約元本額	347,619,907円	398,668,472円
2. 受益権の総数	1,500,316,688口	1,594,896,161口

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

項目	第21期	第22期
	自 2021年6月11日 至 2022年6月10日	自 2022年6月11日 至 2023年6月12日
1. 分配金の計算過程	計算期間末における費用控除後の配当等収益(38,581,915円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(0円)、信託約款に規定される収益調整金(1,237,679,925円)及び分配準備積立金(290,043,013円)より分配対象収益は1,566,304,853円(1万口当たり10,439.82円)であり、うち39,008,233円(1万口当たり260円)を分配金額としております。	計算期間末における費用控除後の配当等収益(62,645,325円)、費用控除後、繰越欠損金を補填した有価証券売買等損益(347,780,272円)、信託約款に規定される収益調整金(1,398,313,032円)及び分配準備積立金(226,075,860円)より分配対象収益は2,034,814,489円(1万口当たり12,758.28円)であり、うち59,011,157円(1万口当たり370円)を分配金額としております。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	第21期	第22期
	自 2021年6月11日 至 2022年6月10日	自 2022年6月11日 至 2023年6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。	同左
2. 金融商品の内容及び当該金融商	当ファンドが保有する金融商品の	同左

品に係るリスク	種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。	
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。	同左

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	第21期 2022年6月10日現在	第22期 2023年6月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	同左
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第21期	第22期
----	------	------

	2022年6月10日現在	2023年6月12日現在
	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)	当期の 損益に含まれた 評価差額 (円)
親投資信託受益証券	34,866,468	436,963,386
合計	34,866,468	436,963,386

(デリバティブ取引等に関する注記)
該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)
該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第21期 2022年6月10日現在	第22期 2023年6月12日現在
	1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,552,525円 (15,525円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

(1) 株式

該当事項はありません。

(2) 株式以外の有価証券

2023年6月12日現在

種類	銘柄	券面総額 (円)	評価額 (円)	備考
親投資信託受益証券	国内株式パッシブ・ファンド (最適化法)・マザーファン ド	738,910,752	2,851,013,245	
親投資信託受益証券	合計	738,910,752	2,851,013,245	
合計			2,851,013,245	

(注) 親投資信託受益証券における券面総額欄の数値は、証券数を表示しております。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

(参考)

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド(最適化法)・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年6月12日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,158,457,112
株式	441,182,306,694
派生商品評価勘定	27,022,460
未収入金	211,020
未収配当金	3,140,531,304
前払金	30,593,000
差入委託証拠金	291,555,000
流動資産合計	450,830,676,590
資産合計	450,830,676,590
負債の部	
流動負債	
未払解約金	2,014,096,000
流動負債合計	2,014,096,000
負債合計	2,014,096,000
純資産の部	
元本等	
元本	116,323,043,630
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	332,493,536,960
元本等合計	448,816,580,590
純資産合計	448,816,580,590
負債純資産合計	450,830,676,590

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2022年6月11日
	至 2023年6月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年6月12日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	127,666,783,778円
同期中追加設定元本額	74,626,309,621円
同期中一部解約元本額	85,970,049,769円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,587,637,389円
MHAM日本株式インデックスファンド（ファンドラップ）	2,794,391,982円
One DC 国内株式インデックスファンド	26,534,566,025円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,614,497,258円
MITO ラップ型ファンド（安定型）	1,829,600円
MITO ラップ型ファンド（中立型）	11,952,342円
MITO ラップ型ファンド（積極型）	27,007,073円
グローバル8資産ラップファンド（安定型）	24,612,567円
グローバル8資産ラップファンド（中立型）	26,892,488円
グローバル8資産ラップファンド（積極型）	26,006,127円
たわらノーロード TOPIX	1,812,451,048円
たわらノーロード バランス（8資産均等型）	1,529,265,325円
たわらノーロード バランス（堅実型）	50,702,105円
たわらノーロード バランス（標準型）	348,905,924円
たわらノーロード バランス（積極型）	558,602,496円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（保守型）	3,117,824円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定型）	170,848,166円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（安定成長型）	440,214,113円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（成長型）	344,162,824円
たわらノーロード スマートグローバルバランス（積極型）	457,142,405円
たわらノーロード 最適化バランス（保守型）	387,677円
たわらノーロード 最適化バランス（安定型）	1,666,490円
たわらノーロード 最適化バランス（安定成長型）	33,793,554円
たわらノーロード 最適化バランス（成長型）	4,191,274円

たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	12,765,044円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	33,165,076,558円
O n eグローバルバランス	19,052,862円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	1,014,555,112円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,535,159,883円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	3,915,927,369円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	322,446,770円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	1,043,024,915円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	1,111,892,109円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	28,871,085円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	1,079,733,764円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	14,869,106円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	304,273,748円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	345,683,363円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	554,513,172円
投資のソムリエ	8,025,137,058円
クルーズコントロール	536,916,590円
投資のソムリエ<DC年金>	639,568,908円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	351,936,251円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	937,484,244円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	595,137,587円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,322,602,115円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	57,726,040円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	28,469,877円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	4,304,449円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	87,441,967円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	495,917,938円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	1,274,324,620円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	255,158,002円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	58,972,711円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	31,334,357円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	19,259,760円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	413,208,700円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	4,547,015円
O n eグローバル最適化バランス (安定型) <ラップ向け>	1,917,156円
O n eグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	44,098,081円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	45,915,878円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	46,979,885円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08 (適格機関投資家限定)	38,965,332円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	28,665,683円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	45,520,157円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	115,647,922円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (内外株式債券型・シグナルヘッジ付き) 2021-06 (適格機関投資家限定)	198,117,875円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	40,852,652円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	195,402,550円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）2022-10（適格機関投資家限定）	605,201,317円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	216,876,639円
AMOn eマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	30,066,735円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	27,941,445円
日米資産配分戦略ファンド（インカム重視型）（為替ヘッジあり）（適格機関投資家限定）	168,745,648円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	76,482,083円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,207,966円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	41,404,489円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	83,959,107円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,935,304円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	14,914,245円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	3,905,311円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	87,942円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	5,564,775円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	24,009,123円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	370,948,276円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	481,597,105円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,428,422,516円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	12,771,656円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	18,936,129円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	194,034,032円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	37,162,464円
DIAM世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	61,437円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	249,115,043円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	15,158,002円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	49,149,250円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	111,548,133円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	158,486,851円
DIAM世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	20,846,203円
DIAM国内バランス30VA（適格機関投資家限定）	14,024,612円
DIAM世界アセットバランスファンド7VA（1306）（適格機関投資家限定）	129,280,317円
DIAM世界アセットバランスファンド7VA（1309）（適格機関投資家限定）	44,458,208円
動的パッケージファンド<DC年金>	27,179,170円
コア資産形成ファンド	17,966,058円
MHAMトピックスファンド	738,910,752円
MHAM TOPIXファンドVA（適格機関投資家専用）	45,389,000円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	3,338,170,561円
MHAM日本株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	1,464,969,798円

計	116,323,043,630円
2. 受益権の総数	116,323,043,630口

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

項目	自 2022年6月11日 至 2023年6月12日
1. 金融商品に対する取組方針	当ファンドは、証券投資信託であり、信託約款に規定する「運用の基本方針」に従い、有価証券等の金融商品に対して投資として運用することを目的としております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。当ファンドが保有する有価証券の詳細は「附属明細表」に記載しております。これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 また、当ファンドの利用しているデリバティブ取引は、株価指数先物取引であります。当該デリバティブ取引は、信託財産が運用対象とする資産の価格変動リスクの低減及び信託財産に属する資産の効率的な運用に資する事を目的とし行っており、株価の変動によるリスクを有しております。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。運用評価委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。

2. 金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年6月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品（コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務）は短時間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	2023年6月12日現在
	当期の

	損益に含まれた 評価差額 (円)
株式	49,923,760,573
合計	49,923,760,573

(注) 「当期の損益に含まれた評価差額」は、当該親投資信託の計算期間開始日から開示対象ファンドの期末日までの期間（2023年2月8日から2023年6月12日まで）に対応する金額であります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年6月12日現在			
	契約額等 (円)	うち	時価 (円)	評価損益 (円)
		1年超		
市場取引 先物取引 買建	7,532,236,000	—	7,559,370,000	27,134,000
合計	7,532,236,000	—	7,559,370,000	27,134,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

- 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
- 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
- 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年6月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	3.8584円 (38,584円)

附属明細表

第1 有価証券明細表

(1) 株式

2023年6月12日現在

銘柄	株式数	評価額 (円)		備考
		単価	金額	
極洋	7,300	3,665.00	26,754,500	
ニッスイ	193,200	642.10	124,053,720	
マルハニチロ	28,700	2,476.00	71,061,200	
雪国まいたけ	16,500	966.00	15,939,000	
カネコ種苗	6,000	1,469.00	8,814,000	
サカタのタネ	21,900	4,050.00	88,695,000	
ホクト	17,300	1,876.00	32,454,800	
ホクリヨウ	2,200	915.00	2,013,000	
ショーボンドホールディングス	26,300	5,729.00	150,672,700	
ミライト・ワン	64,000	1,771.00	113,344,000	
タマホーム	12,100	3,490.00	42,229,000	
サンヨーホームズ	1,900	714.00	1,356,600	

日本アクア	6,300	890.00	5,607,000
ファーストコーポレーション	3,900	775.00	3,022,500
ベステラ	3,300	1,109.00	3,659,700
Robot Home	32,900	189.00	6,218,100
キャンディル	2,800	574.00	1,607,200
住石ホールディングス	23,300	379.00	8,830,700
日鉄鉱業	7,700	3,970.00	30,569,000
三井松島ホールディングス	8,700	2,645.00	23,011,500
INPEX	714,500	1,578.00	1,127,481,000
石油資源開発	22,300	4,325.00	96,447,500
K&Oエナジーグループ	8,700	2,305.00	20,053,500
ダイセキ環境ソリューション	3,100	1,075.00	3,332,500
第一カッター興業	5,000	1,318.00	6,590,000
明豊ファシリティワークス	5,600	754.00	4,222,400
安藤・間	111,900	1,061.00	118,725,900
東急建設	54,900	731.00	40,131,900
コムシスホールディングス	65,500	2,800.50	183,432,750
ビーアールホールディングス	30,700	393.00	12,065,100
高松コンストラクショングループ	12,600	2,443.00	30,781,800
東建コーポレーション	5,600	7,630.00	42,728,000
ソネック	1,700	982.00	1,669,400
ヤマウラ	9,800	1,199.00	11,750,200
オリエンタル白石	69,300	300.00	20,790,000
大成建設	126,500	4,560.00	576,840,000
大林組	483,200	1,166.50	563,652,800
清水建設	406,300	874.30	355,228,090
飛島建設	14,900	1,282.00	19,101,800
長谷工コーポレーション	139,500	1,692.00	236,034,000
松井建設	12,600	685.00	8,631,000
銭高組	1,400	3,050.00	4,270,000
鹿島建設	299,500	2,078.00	622,361,000
不動テトラ	9,300	1,813.00	16,860,900
大末建設	3,900	1,282.00	4,999,800
鉄建建設	9,600	2,004.00	19,238,400
西松建設	22,900	3,504.00	80,241,600
三井住友建設	109,000	369.00	40,221,000
大豊建設	5,700	3,850.00	21,945,000
佐田建設	6,700	450.00	3,015,000
ナカノフドー建設	7,400	370.00	2,738,000
奥村組	21,900	4,035.00	88,366,500
東鉄工業	18,600	2,565.00	47,709,000
イチケン	2,400	1,906.00	4,574,400
富士ピー・エス	4,900	442.00	2,165,800
浅沼組	10,800	3,190.00	34,452,000
戸田建設	166,300	814.80	135,501,240
熊谷組	22,600	3,140.00	70,964,000
北野建設	2,000	2,984.00	5,968,000
植木組	3,100	1,325.00	4,107,500
矢作建設工業	18,400	1,150.00	21,160,000
ピーエス三菱	17,200	739.00	12,710,800

日本ハウスホールディングス	26,800	381.00	10,210,800
大東建託	49,800	13,910.00	692,718,000
新日本建設	19,000	1,153.00	21,907,000
東亜道路工業	5,500	4,350.00	23,925,000
日本道路	2,800	8,900.00	24,920,000
東亜建設工業	11,600	3,160.00	36,656,000
日本国土開発	40,500	586.00	23,733,000
若築建設	6,100	3,095.00	18,879,500
東洋建設	43,700	1,015.00	44,355,500
五洋建設	191,600	756.50	144,945,400
世紀東急工業	17,500	1,299.00	22,732,500
福田組	5,200	4,735.00	24,622,000
日本ドライケミカル	2,600	1,651.00	4,292,600
住友林業	103,600	3,338.00	345,816,800
日本基礎技術	6,400	506.00	3,238,400
巴コーポレーション	11,800	453.00	5,345,400
大和ハウス工業	377,600	3,687.00	1,392,211,200
ライト工業	25,000	1,922.00	48,050,000
積水ハウス	409,800	2,707.50	1,109,533,500
日特建設	12,900	1,011.00	13,041,900
北陸電気工事	9,300	891.00	8,286,300
ユアテック	29,900	850.00	25,415,000
日本リーテック	11,900	1,445.00	17,195,500
四電工	5,800	2,177.00	12,626,600
中電工	21,000	2,263.00	47,523,000
関電工	74,200	1,108.00	82,213,600
きんでん	95,100	1,928.00	183,352,800
東京エネシス	13,500	1,004.00	13,554,000
トーエネック	4,500	3,665.00	16,492,500
住友電設	12,900	3,015.00	38,893,500
日本電設工業	22,200	1,886.00	41,869,200
エクシオグループ	62,300	2,770.00	172,571,000
新日本空調	7,400	2,267.00	16,775,800
日本工営	8,500	3,720.00	31,620,000
九電工	32,900	4,022.00	132,323,800
三機工業	30,100	1,508.00	45,390,800
日揮ホールディングス	133,700	1,830.50	244,737,850
中外炉工業	4,500	2,061.00	9,274,500
ヤマト	8,700	898.00	7,812,600
太平電業	8,300	4,285.00	35,565,500
高砂熱学工業	32,600	2,442.00	79,609,200
三晃金属工業	1,300	4,355.00	5,661,500
NEC ネットズエスアイ	46,200	1,984.00	91,660,800
朝日工業社	5,700	2,223.00	12,671,100
明星工業	23,200	951.00	22,063,200
大気社	15,600	3,995.00	62,322,000
ダイダン	8,800	2,608.00	22,950,400
日比谷総合設備	11,600	2,161.00	25,067,600
ニッポン	36,500	1,840.00	67,160,000
日清製粉グループ本社	125,500	1,815.50	227,845,250

日東富士製粉	2,300	4,695.00	10,798,500
昭和産業	11,800	2,711.00	31,989,800
鳥越製粉	8,300	616.00	5,112,800
中部飼料	18,800	1,100.00	20,680,000
フィード・ワン	19,800	729.00	14,434,200
東洋精糖	2,000	1,432.00	2,864,000
日本甜菜製糖	7,800	1,859.00	14,500,200
DM三井製糖ホールディングス	13,500	2,679.00	36,166,500
塩水港精糖	12,700	204.00	2,590,800
ウェルネオシュガー	7,000	1,970.00	13,790,000
L I F U L L	48,400	279.00	13,503,600
M I X I	32,200	2,781.00	89,548,200
ジェイエイシーリクルートメント	12,800	2,411.00	30,860,800
日本M&Aセンターホールディングス	243,000	1,020.00	247,860,000
メンバーズ	4,200	1,539.00	6,463,800
中広	1,000	405.00	405,000
UTグループ	20,800	2,938.00	61,110,400
アイティメディア	5,500	1,288.00	7,084,000
E・Jホールディングス	8,200	1,556.00	12,759,200
オープンアップグループ	42,500	2,024.00	86,020,000
コシダカホールディングス	42,500	1,182.00	50,235,000
アルトナー	2,700	1,700.00	4,590,000
パソナグループ	17,300	1,745.00	30,188,500
C D S	2,800	1,788.00	5,006,400
リンクアンドモチベーション	40,800	440.00	17,952,000
エス・エム・エス	53,900	2,909.00	156,795,100
サニーサイドアップグループ	3,300	685.00	2,260,500
パーソルホールディングス	156,200	2,665.50	416,351,100
リニカル	6,300	866.00	5,455,800
クックパッド	38,700	181.00	7,004,700
エスクリ	4,500	368.00	1,656,000
アイ・ケイ・ケイホールディングス	5,500	660.00	3,630,000
森永製菓	24,800	4,618.00	114,526,400
中村屋	3,400	3,065.00	10,421,000
江崎グリコ	38,800	3,862.00	149,845,600
名糖産業	5,400	1,625.00	8,775,000
井村屋グループ	7,300	2,251.00	16,432,300
不二家	9,200	2,488.00	22,889,600
山崎製パン	90,900	2,039.00	185,345,100
第一屋製パン	2,100	390.00	819,000
モロゾフ	4,400	3,615.00	15,906,000
亀田製菓	8,600	4,245.00	36,507,000
寿スピリッツ	14,500	10,710.00	155,295,000
カルビー	62,100	2,794.50	173,538,450
森永乳業	24,600	5,072.00	124,771,200
六甲バター	9,900	1,314.00	13,008,600
ヤクルト本社	96,900	9,179.00	889,445,100
明治ホールディングス	166,400	3,222.00	536,140,800
雪印メグミルク	32,800	1,940.00	63,632,000
プリマハム	18,300	2,194.00	40,150,200

日本ハム	53,000	3,921.00	207,813,000
林兼産業	3,300	480.00	1,584,000
丸大食品	13,700	1,489.00	20,399,300
S F o o d s	15,000	3,275.00	49,125,000
柿安本店	5,400	2,328.00	12,571,200
伊藤ハム米久ホールディングス	103,600	719.00	74,488,400
学情	6,400	1,895.00	12,128,000
スタジオアリス	7,100	2,176.00	15,449,600
クロスキャット	7,800	1,168.00	9,110,400
シミックホールディングス	6,800	1,990.00	13,532,000
エプロ	2,400	761.00	1,826,400
システナ	232,300	304.00	70,619,200
N J S	2,700	2,680.00	7,236,000
デジタルアーツ	8,700	5,950.00	51,765,000
日鉄ソリューションズ	23,500	4,055.00	95,292,500
総合警備保障	52,600	3,997.00	210,242,200
キューブシステム	8,100	1,255.00	10,165,500
いちご	156,200	268.00	41,861,600
日本駐車場開発	143,600	257.00	36,905,200
コア	6,100	1,715.00	10,461,500
カカコム	103,900	2,067.00	214,761,300
アイロムグループ	5,200	1,936.00	10,067,200
セントケア・ホールディング	9,000	749.00	6,741,000
サイネックス	1,900	618.00	1,174,200
ルネサンス	9,900	902.00	8,929,800
ディップ	24,800	3,495.00	86,676,000
S B Sホールディングス	12,300	3,155.00	38,806,500
デジタルホールディングス	11,000	1,044.00	11,484,000
新日本科学	15,000	2,231.00	33,465,000
キャリアデザインセンター	2,300	1,513.00	3,479,900
ベネフィット・ワン	65,600	1,655.50	108,600,800
エムスリー	279,900	3,245.00	908,275,500
ツカダ・グローバルホールディング	7,100	483.00	3,429,300
プラス	1,300	1,232.00	1,601,600
アウトソーシング	84,300	1,343.00	113,214,900
ウェルネット	8,300	621.00	5,154,300
ワールドホールディングス	6,400	2,800.00	17,920,000
ディー・エヌ・エー	56,600	1,879.50	106,379,700
博報堂D Yホールディングス	180,700	1,513.50	273,489,450
ぐるなび	26,000	369.00	9,594,000
タカミヤ	19,300	511.00	9,862,300
ジャパンベストレスキューシステム	7,100	715.00	5,076,500
ファンコミュニケーションズ	27,900	401.00	11,187,900
ライク	5,400	1,660.00	8,964,000
ビジネス・ブレークスルー	4,200	437.00	1,835,400
エスプール	40,700	555.00	22,588,500
WDBホールディングス	7,300	2,206.00	16,103,800
手間いらず	2,400	3,955.00	9,492,000
ティア	6,500	438.00	2,847,000
C D G	1,200	1,391.00	1,669,200

アドウェイズ	19,500	680.00	13,260,000
バリューコマース	10,600	1,456.00	15,433,600
インフォマート	147,100	284.00	41,776,400
サッポロホールディングス	44,600	3,781.00	168,632,600
アサヒグループホールディングス	313,500	5,662.00	1,775,037,000
キリンホールディングス	612,300	2,104.00	1,288,279,200
宝ホールディングス	92,600	1,051.00	97,322,600
オエノンホールディングス	40,600	381.00	15,468,600
養命酒製造	4,500	1,840.00	8,280,000
コカ・コーラ ボトラーズジャパン ホールディングス	106,300	1,609.00	171,036,700
サントリー食品インターナショナル	95,500	5,322.00	508,251,000
ダイドーグループホールディングス	7,600	5,060.00	38,456,000
伊藤園	46,000	4,207.00	193,522,000
キーコーヒー	15,200	2,062.00	31,342,400
ユニカフェ	3,600	907.00	3,265,200
ジャパンフーズ	1,700	1,100.00	1,870,000
日清オイリオグループ	19,100	3,430.00	65,513,000
不二製油グループ本社	31,600	2,024.50	63,974,200
かどや製油	1,200	3,470.00	4,164,000
J-オイルミルズ	13,800	1,626.00	22,438,800
ローソン	36,200	6,211.00	224,838,200
サンエー	11,100	4,555.00	50,560,500
カワチ薬品	11,400	2,192.00	24,988,800
エービーシー・マート	21,300	8,176.00	174,148,800
ハードオフコーポレーション	4,600	1,379.00	6,343,400
高千穂交易	4,100	2,899.00	11,885,900
アスクル	30,200	1,875.00	56,625,000
ゲオホールディングス	14,300	1,672.00	23,909,600
アダストリア	17,700	2,970.00	52,569,000
ジーフット	6,900	273.00	1,883,700
シー・ヴィ・エス・ベイエリア	1,500	512.00	768,000
オルパヘルスケアホールディングス	1,700	1,928.00	3,277,600
伊藤忠食品	3,300	5,200.00	17,160,000
くら寿司	17,100	3,090.00	52,839,000
キャンドウ	5,300	2,443.00	12,947,900
エレマテック	13,100	1,755.00	22,990,500
I Kホールディングス	3,600	374.00	1,346,400
パルグループホールディングス	14,300	3,755.00	53,696,500
エディオン	57,700	1,407.00	81,183,900
あらた	11,100	4,615.00	51,226,500
サーラコーポレーション	30,600	770.00	23,562,000
ワッツ	5,600	704.00	3,942,400
トーマンデバイス	2,100	5,720.00	12,012,000
ハローズ	6,600	3,420.00	22,572,000
J Pホールディングス	40,700	396.00	16,117,200
フジオフードグループ本社	16,200	1,515.00	24,543,000
あみやき亭	3,600	3,515.00	12,654,000
東京エレクトロン デバイス	5,500	10,540.00	57,970,000
ひらまつ	24,300	265.00	6,439,500

円谷フィールズホールディングス	25,000	2,614.00	65,350,000
双日	145,300	3,071.00	446,216,300
アルフレッサ ホールディングス	146,300	2,175.00	318,202,500
大黒天物産	4,500	5,070.00	22,815,000
ハニーズホールディングス	11,500	1,507.00	17,330,500
ファーマライズホールディングス	2,600	617.00	1,604,200
キッコーマン	90,000	8,410.00	756,900,000
味の素	327,600	5,611.00	1,838,163,600
ブルドックソース	7,200	2,002.00	14,414,400
キューピー	72,900	2,278.00	166,066,200
ハウス食品グループ本社	41,600	3,291.00	136,905,600
カゴメ	63,300	3,390.00	214,587,000
焼津水産化学工業	4,200	805.00	3,381,000
アリアケジャパン	11,800	5,168.00	60,982,400
ピエトロ	1,600	1,822.00	2,915,200
エバラ食品工業	3,700	2,945.00	10,896,500
やまみ	1,000	1,372.00	1,372,000
ニチレイ	62,200	3,076.00	191,327,200
横浜冷凍	39,700	1,170.00	46,449,000
東洋水産	68,500	6,390.00	437,715,000
イートアンドホールディングス	5,800	2,185.00	12,673,000
大冷	1,300	1,948.00	2,532,400
ヨシムラ・フード・ホールディングス	8,500	881.00	7,488,500
日清食品ホールディングス	47,700	12,085.00	576,454,500
永谷園ホールディングス	6,700	2,125.00	14,237,500
一正蒲鉾	4,600	798.00	3,670,800
フジッコ	13,900	1,927.00	26,785,300
ロック・フィールド	15,200	1,497.00	22,754,400
日本たばこ産業	893,200	3,148.00	2,811,793,600
ケンコーマヨネーズ	9,300	1,282.00	11,922,600
わらべや日洋ホールディングス	9,900	2,274.00	22,512,600
なとり	8,500	1,945.00	16,532,500
イフジ産業	1,900	1,062.00	2,017,800
ファーマフーズ	19,500	1,871.00	36,484,500
北の達人コーポレーション	58,100	303.00	17,604,300
ユウグレナ	87,700	921.00	80,771,700
紀文食品	10,500	987.00	10,363,500
ピクルスホールディングス	7,900	1,304.00	10,301,600
スター・マイカ・ホールディングス	12,200	641.00	7,820,200
SREホールディングス	6,700	3,460.00	23,182,000
ADワークスグループ	26,500	208.00	5,512,000
片倉工業	12,700	1,667.00	21,170,900
グンゼ	9,800	4,475.00	43,855,000
ヒューリック	316,500	1,214.00	384,231,000
神栄	1,500	1,125.00	1,687,500
ラサ商事	5,300	1,397.00	7,404,100
アルペン	12,000	1,994.00	23,928,000
ハブ	3,800	771.00	2,929,800
ラクーンホールディングス	11,400	763.00	8,698,200
クオールホールディングス	20,100	1,805.00	36,280,500

アルコニックス	19,200	1,350.00	25,920,000
神戸物産	112,800	3,965.00	447,252,000
ソリトンシステムズ	7,100	1,190.00	8,449,000
ジンズホールディングス	8,600	3,145.00	27,047,000
ビックカメラ	77,600	1,070.00	83,032,000
DCMホールディングス	84,700	1,245.00	105,451,500
ペッパーフードサービス	33,400	133.00	4,442,200
ハイパー	2,200	437.00	961,400
MonotaRO	206,700	2,039.50	421,564,650
東京一番フーズ	2,700	496.00	1,339,200
DDグループ	7,300	1,324.00	9,665,200
あいホールディングス	23,300	2,344.00	54,615,200
ディーブイエックス	3,200	924.00	2,956,800
きちりホールディングス	2,700	911.00	2,459,700
アークランドサービスホールディングス	11,900	2,952.00	35,128,800
J. フロントリテイリング	181,300	1,410.00	255,633,000
ドトール・日レスホールディングス	25,800	2,047.00	52,812,600
マツキヨココカラ&カンパニー	88,400	7,886.00	697,122,400
ブロンコビリー	7,700	2,881.00	22,183,700
ZOZO	96,300	2,955.00	284,566,500
トレジャー・ファクトリー	7,000	1,595.00	11,165,000
物語コーポレーション	24,300	3,340.00	81,162,000
三越伊勢丹ホールディングス	245,400	1,402.00	344,050,800
東洋紡	59,600	1,005.00	59,898,000
ユニチカ	41,600	227.00	9,443,200
富士紡ホールディングス	5,500	3,095.00	17,022,500
日清紡ホールディングス	113,300	1,103.50	125,026,550
倉敷紡績	10,300	2,254.00	23,216,200
ダイワボウホールディングス	59,600	2,806.00	167,237,600
シキボウ	6,000	991.00	5,946,000
日東紡績	15,600	2,541.00	39,639,600
トヨタ紡織	58,000	2,427.50	140,795,000
マクニカホールディングス	34,500	5,330.00	183,885,000
Hamee	5,100	948.00	4,834,800
マーケットエンタープライズ	1,200	1,383.00	1,659,600
ラクト・ジャパン	5,700	1,992.00	11,354,400
ウエルシアホールディングス	75,700	2,920.00	221,044,000
クリエイトSDホールディングス	24,100	3,490.00	84,109,000
グリムス	6,100	2,906.00	17,726,600
バイタルケーエスケー・ホールディングス	21,300	910.00	19,383,000
八洲電機	11,800	1,356.00	16,000,800
メディアスホールディングス	9,300	887.00	8,249,100
レスターホールディングス	14,000	2,432.00	34,048,000
ジュテックホールディングス	2,700	1,144.00	3,088,800
丸善CHIホールディングス	13,400	350.00	4,690,000
大光	4,800	578.00	2,774,400
OCHIホールディングス	2,600	1,239.00	3,221,400
TOKAIホールディングス	72,000	885.00	63,720,000

黒谷	3,300	593.00	1,956,900
ミサワ	2,100	616.00	1,293,600
ティーライフ	1,600	1,399.00	2,238,400
C o m i n i x	2,300	780.00	1,794,000
エー・ピーホールディングス	2,400	742.00	1,780,800
三洋貿易	16,500	1,361.00	22,456,500
チムニー	3,600	1,248.00	4,492,800
シュッピン	10,800	1,097.00	11,847,600
ビューティガレージ	2,300	4,270.00	9,821,000
オイシックス・ラ・大地	19,600	2,262.00	44,335,200
ウイン・パートナーズ	10,600	1,010.00	10,706,000
ネクステージ	33,300	2,770.00	92,241,000
ジョイフル本田	43,300	1,759.00	76,164,700
鳥貴族ホールディングス	5,500	2,470.00	13,585,000
ホットランド	11,100	1,727.00	19,169,700
すかいらーくホールディングス	199,300	1,847.00	368,107,100
S F Pホールディングス	7,900	2,017.00	15,934,300
綿半ホールディングス	11,300	1,364.00	15,413,200
日本毛織	36,500	1,021.00	37,266,500
ダイトウボウ	17,400	92.00	1,600,800
トーア紡コーポレーション	4,300	392.00	1,685,600
ダイドーリミテッド	15,500	260.00	4,030,000
ヨシックスホールディングス	2,300	2,250.00	5,175,000
ユナイテッド・スーパーマーケット・ホールディングス	47,500	1,112.00	52,820,000
三栄建築設計	6,600	1,530.00	10,098,000
野村不動産ホールディングス	84,800	3,436.00	291,372,800
三重交通グループホールディングス	29,100	574.00	16,703,400
サムティ	21,600	2,180.00	47,088,000
ディア・ライフ	23,100	777.00	17,948,700
コーセーアールイー	3,400	782.00	2,658,800
地主	10,300	1,959.00	20,177,700
プレサンスコーポレーション	21,400	1,942.00	41,558,800
フィル・カンパニー	2,400	937.00	2,248,800
THEグローバル社	6,100	210.00	1,281,000
ハウスコム	1,700	910.00	1,547,000
JPMC	6,900	1,108.00	7,645,200
サンセイランディック	3,100	867.00	2,687,700
エストラスト	1,400	645.00	903,000
フージャースホールディングス	20,900	1,001.00	20,920,900
オープンハウスグループ	49,800	5,425.00	270,165,000
東急不動産ホールディングス	407,900	798.90	325,871,310
飯田グループホールディングス	118,900	2,401.50	285,538,350
イーグランド	1,600	1,476.00	2,361,600
ムゲンエステート	7,100	772.00	5,481,200
帝国繊維	15,600	1,622.00	25,303,200
日本コークス工業	124,800	105.00	13,104,000
ゴルフダイジェスト・オンライン	6,600	868.00	5,728,800
ミタチ産業	2,900	1,414.00	4,100,600
B E N O S	6,200	1,849.00	11,463,800

あさひ	12,100	1,276.00	15,439,600
日本調剤	9,900	1,170.00	11,583,000
コスモス薬品	14,400	13,740.00	197,856,000
シップヘルスケアホールディングス	52,400	2,412.50	126,415,000
トーエル	5,100	786.00	4,008,600
ソフトクリエイトホールディングス	11,300	1,693.00	19,130,900
セブン&アイ・ホールディングス	502,500	6,156.00	3,093,390,000
クリエイト・レストランツ・ホールディングス	109,600	1,002.00	109,819,200
明治電機工業	5,500	1,340.00	7,370,000
ツルハホールディングス	30,600	9,902.00	303,001,200
デリカフーズホールディングス	4,500	594.00	2,673,000
スターティアホールディングス	2,200	1,208.00	2,657,600
サンマルクホールディングス	11,700	1,910.00	22,347,000
フェリシモ	2,600	1,011.00	2,628,600
トリドールホールディングス	36,300	2,960.00	107,448,000
帝人	132,600	1,370.50	181,728,300
東レ	924,800	769.80	711,911,040
クラレ	219,500	1,350.00	296,325,000
旭化成	861,900	957.00	824,838,300
TOKYO BASE	15,000	465.00	6,975,000
稲葉製作所	7,300	1,660.00	12,118,000
宮地エンジニアリンググループ	4,000	3,975.00	15,900,000
トーカロ	39,100	1,372.00	53,645,200
アルファ	4,100	1,151.00	4,719,100
SUMCO	270,600	2,007.00	543,094,200
川田テクノロジーズ	3,400	5,260.00	17,884,000
RS Technologies	9,400	3,140.00	29,516,000
ジェイテックコーポレーション	1,500	2,534.00	3,801,000
信和	6,100	734.00	4,477,400
ビーロッド	7,200	642.00	4,622,400
ファーストブラザーズ	2,200	924.00	2,032,800
And Doホールディングス	8,000	1,172.00	9,376,000
シーアールイー	7,500	1,310.00	9,825,000
プロパティエージェント	1,300	1,159.00	1,506,700
ケイアイスター不動産	6,500	4,930.00	32,045,000
アグレ都市デザイン	1,900	1,527.00	2,901,300
グッドコムアセット	12,600	871.00	10,974,600
ジェイ・エス・ビー	3,400	4,670.00	15,878,000
ロードスターキャピタル	7,600	1,596.00	12,129,600
テンポイノベーション	3,200	1,053.00	3,369,600
グローバル・リンク・マネジメント	2,000	1,299.00	2,598,000
フェイスネットワーク	2,900	1,354.00	3,926,600
住江織物	2,200	2,185.00	4,807,000
日本フェルト	6,100	414.00	2,525,400
イチカワ	1,400	1,348.00	1,887,200
エコナックホールディングス	19,000	96.00	1,824,000
日東製網	1,100	1,365.00	1,501,500
芦森工業	2,000	1,919.00	3,838,000
アツギ	6,200	423.00	2,622,600

ウイルプラスホールディングス	1,800	1,168.00	2,102,400
JMホールディングス	11,000	2,030.00	22,330,000
コメダホールディングス	35,700	2,664.00	95,104,800
サツドラホールディングス	5,200	791.00	4,113,200
アレンザホールディングス	10,900	996.00	10,856,400
串カツ田中ホールディングス	3,900	1,690.00	6,591,000
パロックジャパンリミテッド	9,400	839.00	7,886,600
クスリのアオキホールディングス	13,000	7,597.00	98,761,000
ダイニック	2,800	733.00	2,052,400
共和レザー	6,200	530.00	3,286,000
ピーバンドットコム	1,600	471.00	753,600
力の源ホールディングス	6,500	1,401.00	9,106,500
FOOD & LIFE COMPANIES	77,800	3,130.00	243,514,000
アセンテック	5,000	749.00	3,745,000
セーレン	26,600	2,306.00	61,339,600
ソトー	3,500	800.00	2,800,000
東海染工	1,100	1,138.00	1,251,800
小松マテール	20,000	676.00	13,520,000
ワコールホールディングス	26,600	3,030.00	80,598,000
ホギメディカル	18,500	3,220.00	59,570,000
クラウドディアホールディングス	2,500	625.00	1,562,500
T S Iホールディングス	46,500	698.00	32,457,000
マツオカコーポレーション	3,000	1,114.00	3,342,000
ワールド	17,800	1,517.00	27,002,600
T I S	151,200	3,662.00	553,694,400
J N Sホールディングス	5,000	539.00	2,695,000
グリー	37,000	673.00	24,901,000
GMOペパボ	2,000	1,780.00	3,560,000
コーエーテクモホールディングス	86,600	2,353.00	203,769,800
三菱総合研究所	6,800	5,300.00	36,040,000
ボルテージ	3,100	301.00	933,100
電算	900	1,626.00	1,463,400
A G S	4,600	717.00	3,298,200
ファインデックス	10,900	620.00	6,758,000
ブレインパッド	10,300	994.00	10,238,200
K L a b	27,500	344.00	9,460,000
ポールトゥウィンホールディングス	23,600	883.00	20,838,800
ネクソン	357,900	2,863.50	1,024,846,650
アイスタイル	40,200	650.00	26,130,000
エムアップホールディングス	17,000	1,183.00	20,111,000
エイチーム	8,100	695.00	5,629,500
エニグモ	17,600	401.00	7,057,600
テクノスジャパン	8,800	619.00	5,447,200
e n i s h	8,000	833.00	6,664,000
コロブラ	53,600	675.00	36,180,000
オルトプラス	8,000	222.00	1,776,000
ブロードリーフ	80,600	440.00	35,464,000
クロス・マーケティンググループ	6,500	774.00	5,031,000
デジタルハーツホールディングス	8,600	1,291.00	11,102,600

システム情報	10,900	749.00	8,164,100
メディアドゥ	5,700	1,468.00	8,367,600
じげん	40,300	734.00	29,580,200
ブイキューブ	16,600	509.00	8,449,400
エンカレッジ・テクノロジー	2,600	519.00	1,349,400
サイバーリンクス	3,500	676.00	2,366,000
ディー・エル・イー	7,600	327.00	2,485,200
フィックスターズ	15,600	1,367.00	21,325,200
CARTA HOLDINGS	6,500	1,349.00	8,768,500
オブティム	11,300	1,057.00	11,944,100
セレス	5,600	999.00	5,594,400
SHIFT	9,100	25,505.00	232,095,500
特種東海製紙	6,200	3,345.00	20,739,000
ティーガイア	14,500	1,748.00	25,346,000
セック	1,500	3,325.00	4,987,500
テクマトリックス	25,200	1,843.00	46,443,600
プロシップ	6,100	1,450.00	8,845,000
ガンホー・オンライン・エンターテイメント	40,500	2,843.50	115,161,750
GMOペイメントゲートウェイ	27,600	11,565.00	319,194,000
ザッパラス	3,000	365.00	1,095,000
システムリサーチ	4,400	2,526.00	11,114,400
インターネットイニシアティブ	77,200	2,785.00	215,002,000
さくらインターネット	15,500	695.00	10,772,500
ヴィンクス	3,200	1,465.00	4,688,000
GMOグローバルサイン・ホールディングス	4,300	3,275.00	14,082,500
SRAホールディングス	7,100	3,245.00	23,039,500
システムインテグレータ	3,300	460.00	1,518,000
朝日ネット	14,900	606.00	9,029,400
eBASE	19,400	781.00	15,151,400
アバントグループ	17,500	1,473.00	25,777,500
アドソル日進	5,900	1,816.00	10,714,400
ODKソリューションズ	2,400	575.00	1,380,000
フリービット	7,300	1,800.00	13,140,000
コムチュア	18,300	2,182.00	39,930,600
サイバーコム	1,800	1,533.00	2,759,400
アステリア	10,800	781.00	8,434,800
アイル	6,500	2,761.00	17,946,500
王子ホールディングス	575,000	553.30	318,147,500
日本製紙	71,900	1,278.00	91,888,200
三菱製紙	12,900	588.00	7,585,200
北越コーポレーション	87,200	907.00	79,090,400
中越パルプ工業	4,400	1,366.00	6,010,400
巴川製紙所	3,400	671.00	2,281,400
大王製紙	61,000	1,133.50	69,143,500
阿波製紙	2,600	574.00	1,492,400
マークラインズ	7,400	2,557.00	18,921,800
メディカル・データ・ビジョン	20,600	744.00	15,326,400
gumi	20,300	671.00	13,621,300

ショーケース	2,500	415.00	1,037,500
モバイルファクトリー	2,300	909.00	2,090,700
テラスカイ	6,000	2,689.00	16,134,000
デジタル・インフォメーション・テクノロジー	7,900	1,571.00	12,410,900
P C I ホールディングス	4,100	1,029.00	4,218,900
アイビーシー	1,700	637.00	1,082,900
ネオジャパン	4,700	965.00	4,535,500
P R T I M E S	3,500	1,435.00	5,022,500
ラクス	65,400	2,379.50	155,619,300
ランドコンピュータ	2,600	1,321.00	3,434,600
ダブルスタンダード	5,700	2,509.00	14,301,300
オープンドア	9,600	1,202.00	11,539,200
マイネット	3,500	323.00	1,130,500
アカツキ	6,600	2,129.00	14,051,400
ベネフィットジャパン	700	1,215.00	850,500
U b i c o mホールディングス	4,300	1,745.00	7,503,500
カナミックネットワーク	14,900	440.00	6,556,000
ノムラシステムコーポレーション	10,100	119.00	1,201,900
レンゴー	125,700	867.50	109,044,750
トーモク	7,900	1,990.00	15,721,000
ザ・パック	10,200	3,095.00	31,569,000
チェンジホールディングス	33,800	2,098.00	70,912,400
シンクロ・フード	6,800	684.00	4,651,200
オークネット	6,800	1,667.00	11,335,600
キャピタル・アセット・プランニング	2,100	729.00	1,530,900
セグエグループ	3,000	1,091.00	3,273,000
エイトレッド	1,700	1,368.00	2,325,600
マクロミル	27,100	874.00	23,685,400
ビーグリー	1,800	1,178.00	2,120,400
オロ	4,200	2,212.00	9,290,400
ユーザーローカル	5,000	3,050.00	15,250,000
テモナ	2,400	285.00	684,000
ニーズウェル	6,000	726.00	4,356,000
マネーフォワード	33,300	6,248.00	208,058,400
サインポスト	4,200	509.00	2,137,800
レゾナック・ホールディングス	133,400	2,228.50	297,281,900
住友化学	1,023,900	426.00	436,181,400
住友精化	5,800	4,235.00	24,563,000
日産化学	65,600	6,274.00	411,574,400
ラサ工業	5,400	2,043.00	11,032,200
クレハ	11,800	8,370.00	98,766,000
多木化学	5,400	4,420.00	23,868,000
テイカ	9,300	1,289.00	11,987,700
石原産業	24,900	1,297.00	32,295,300
片倉コープアグリ	2,200	1,305.00	2,871,000
日本曹達	14,800	5,060.00	74,888,000
東ソー	184,200	1,682.00	309,824,400
トクヤマ	44,500	2,345.50	104,374,750
セントラル硝子	22,100	3,160.00	69,836,000

東亜合成	69,200	1,277.00	88,368,400
大阪ソーダ	8,200	4,850.00	39,770,000
関東電化工業	26,700	874.00	23,335,800
SUN ASTERISK	9,700	1,232.00	11,950,400
デンカ	50,300	2,662.00	133,898,600
イビデン	79,800	7,664.00	611,587,200
信越化学工業	1,147,200	4,582.00	5,256,470,400
日本カーバイド工業	4,100	1,309.00	5,366,900
電算システムホールディングス	6,700	3,490.00	23,383,000
堺化学工業	10,500	1,857.00	19,498,500
第一稀元素化学工業	12,600	953.00	12,007,800
エア・ウォーター	130,200	1,857.50	241,846,500
日本酸素ホールディングス	133,900	3,147.00	421,383,300
日本化学工業	4,700	1,848.00	8,685,600
東邦アセチレン	2,300	1,368.00	3,146,400
日本パーカライズング	68,300	1,061.00	72,466,300
高压ガス工業	20,100	736.00	14,793,600
チタン工業	1,300	1,390.00	1,807,000
四国化成ホールディングス	16,500	1,473.00	24,304,500
戸田工業	3,200	2,397.00	7,670,400
ステラ ケミファ	8,100	2,944.00	23,846,400
保土谷化学工業	4,000	3,255.00	13,020,000
日本触媒	21,000	5,460.00	114,660,000
大日精化工業	9,500	1,945.00	18,477,500
カネカ	31,500	3,959.00	124,708,500
協和キリン	167,000	2,719.50	454,156,500
APPIER GROUP	52,300	1,593.00	83,313,900
三菱瓦斯化学	103,100	2,072.00	213,623,200
三井化学	113,800	3,864.00	439,723,200
JSR	128,800	3,300.00	425,040,000
東京応化工業	24,100	8,455.00	203,765,500
大阪有機化学工業	10,300	2,530.00	26,059,000
三菱ケミカルグループ	931,400	810.70	755,085,980
KHネオケム	22,900	2,362.00	54,089,800
ダイセル	202,900	1,223.00	248,146,700
住友ベークライト	20,500	5,705.00	116,952,500
積水化学工業	282,300	2,021.00	570,528,300
日本ゼオン	82,700	1,446.00	119,584,200
アイカ工業	34,900	3,070.00	107,143,000
UBE	71,100	2,353.50	167,333,850
積水樹脂	20,100	2,220.00	44,622,000
タキロンシーアイ	30,300	532.00	16,119,600
旭有機材	9,100	4,260.00	38,766,000
ニチバン	8,500	1,884.00	16,014,000
リケンテクノス	29,800	610.00	18,178,000
大倉工業	6,400	2,056.00	13,158,400
積水化成品工業	19,300	422.00	8,144,600
群栄化学工業	2,800	2,529.00	7,081,200
タイガースポリマー	5,100	575.00	2,932,500
ミライアル	3,300	1,600.00	5,280,000

ダイキアクシス	4,000	719.00	2,876,000
ダイキョーニシカワ	30,500	786.00	23,973,000
竹本容器	3,700	815.00	3,015,500
森六ホールディングス	7,000	1,944.00	13,608,000
恵和	8,900	1,132.00	10,074,800
日本化薬	105,400	1,251.00	131,855,400
カーリットホールディングス	12,400	785.00	9,734,000
ソルクシーズ	8,600	441.00	3,792,600
CLホールディングス	4,000	888.00	3,552,000
プレステージ・インターナショナル	59,600	659.00	39,276,400
フェイス	3,100	503.00	1,559,300
プロトコーポレーション	17,300	1,151.00	19,912,300
ハイマックス	4,400	1,455.00	6,402,000
アミューズ	7,600	1,805.00	13,718,000
野村総合研究所	275,300	3,744.00	1,030,723,200
ドリームインキュベータ	4,400	2,890.00	12,716,000
サイバネットシステム	11,600	878.00	10,184,800
クイック	10,800	2,067.00	22,323,600
TAC	5,500	200.00	1,100,000
CEホールディングス	5,600	598.00	3,348,800
日本システム技術	4,500	2,498.00	11,241,000
電通グループ	139,200	4,613.00	642,129,600
インテージホールディングス	15,700	1,605.00	25,198,500
テイクアンドギヴ・ニーズ	3,800	1,152.00	4,377,600
東邦システムサイエンス	3,100	1,229.00	3,809,900
ぴあ	4,800	3,305.00	15,864,000
イオンファンタジー	6,100	3,480.00	21,228,000
ソースネクスト	70,200	207.00	14,531,400
シーティーエス	15,700	728.00	11,429,600
ネクシーズグループ	3,500	670.00	2,345,000
インフォコム	17,900	2,325.00	41,617,500
メディカルシステムネットワーク	12,600	368.00	4,636,800
日本精化	7,800	2,798.00	21,824,400
扶桑化学工業	12,800	3,970.00	50,816,000
トリケミカル研究所	18,400	2,571.00	47,306,400
シンプレクス・ホールディングス	23,600	2,418.00	57,064,800
HEROZ	4,700	2,189.00	10,288,300
ラクスル	33,100	1,358.00	44,949,800
メルカリ	83,200	3,115.00	259,168,000
I P S	4,600	2,256.00	10,377,600
F I G	12,400	281.00	3,484,400
システムサポート	5,400	2,030.00	10,962,000
ADEKA	48,200	2,537.00	122,283,400
日油	42,600	6,127.00	261,010,200
ミヨシ油脂	3,800	1,001.00	3,803,800
新日本理化	14,800	240.00	3,552,000
ハリマ化成グループ	7,400	851.00	6,297,400
イーソル	8,800	982.00	8,641,600
アルテリア・ネットワークス	12,900	1,967.00	25,374,300
東海ソフト	1,600	1,028.00	1,644,800

ウイングアーク1st	14,300	2,479.00	35,449,700
ヒト・コミュニケーションズ・ホールディングス	3,800	1,510.00	5,738,000
サーバーワークス	2,800	3,305.00	9,254,000
東名	800	2,395.00	1,916,000
ヴィッツ	1,100	1,421.00	1,563,100
トピラシステムズ	2,700	1,084.00	2,926,800
Sansan	45,200	1,791.50	80,975,800
Link-U	2,600	1,159.00	3,013,400
ギフト	15,000	1,912.00	28,680,000
花王	336,000	5,058.00	1,699,488,000
第一工業製薬	5,000	1,798.00	8,990,000
石原ケミカル	6,300	1,660.00	10,458,000
日華化学	4,400	851.00	3,744,400
ニイタカ	2,000	2,100.00	4,200,000
三洋化成工業	8,400	4,255.00	35,742,000
メドレー	18,500	5,180.00	95,830,000
ベース	4,800	5,310.00	25,488,000
JMDC	22,600	5,850.00	132,210,000
武田薬品工業	1,223,000	4,504.00	5,508,392,000
アステラス製薬	1,305,400	2,277.00	2,972,395,800
住友ファーマ	102,500	658.70	67,516,750
塩野義製薬	174,200	6,174.00	1,075,510,800
わかもと製薬	10,000	235.00	2,350,000
日本新薬	32,600	6,561.00	213,888,600
中外製薬	432,500	4,049.00	1,751,192,500
科研製薬	23,600	3,672.00	86,659,200
エーザイ	168,000	10,795.00	1,813,560,000
理研ビタミン	11,700	2,111.00	24,698,700
ロート製薬	133,900	3,118.00	417,500,200
小野薬品工業	266,600	2,718.00	724,618,800
久光製薬	30,700	3,649.00	112,024,300
有機合成薬品工業	7,900	297.00	2,346,300
持田製薬	15,900	3,355.00	53,344,500
参天製薬	251,800	1,250.00	314,750,000
扶桑薬品工業	4,400	1,981.00	8,716,400
日本ケミファ	1,100	1,815.00	1,996,500
ツムラ	43,500	2,834.00	123,279,000
テルモ	423,800	4,466.00	1,892,690,800
H. U. グループホールディングス	41,500	2,815.00	116,822,500
キッセイ薬品工業	21,400	2,925.00	62,595,000
生化学工業	26,400	761.00	20,090,400
栄研化学	22,400	1,548.00	34,675,200
鳥居薬品	7,300	3,640.00	26,572,000
JCRファーマ	46,800	1,396.00	65,332,800
東和薬品	21,300	1,800.00	38,340,000
富士製薬工業	10,200	1,128.00	11,505,600
ゼリア新薬工業	19,200	2,546.00	48,883,200
そーせいグループ	47,500	3,005.00	142,737,500
第一三共	1,203,800	5,111.00	6,152,621,800

杏林製菓	30,000	1,746.00	52,380,000
大幸薬品	25,100	389.00	9,763,900
ダイト	9,600	2,400.00	23,040,000
大塚ホールディングス	316,100	5,447.00	1,721,796,700
大正製菓ホールディングス	30,700	5,348.00	164,183,600
ペプチドリーム	66,900	2,388.00	159,757,200
大日本塗料	16,900	896.00	15,142,400
日本ペイントホールディングス	610,700	1,207.00	737,114,900
関西ペイント	126,400	2,152.50	272,076,000
神東塗料	9,200	129.00	1,186,800
中国塗料	22,600	1,134.00	25,628,400
日本特殊塗料	6,800	1,006.00	6,840,800
藤倉化成	18,600	429.00	7,979,400
太陽ホールディングス	21,000	2,515.00	52,815,000
D I C	54,000	2,590.00	139,860,000
サカタインクス	30,700	1,234.00	37,883,800
東洋インキSCホールディングス	27,100	2,192.00	59,403,200
T&K TOKA	12,300	1,212.00	14,907,600
アルプス技研	12,300	2,895.00	35,608,500
サニックス	22,600	340.00	7,684,000
日本空調サービス	15,400	749.00	11,534,600
オリエンタルランド	749,600	5,366.00	4,022,353,600
フォーカスシステムズ	10,000	1,088.00	10,880,000
ダスキン	31,500	3,167.00	99,760,500
パーク24	105,800	2,168.00	229,374,400
明光ネットワークジャパン	17,200	641.00	11,025,200
ファルコホールディングス	6,400	1,849.00	11,833,600
クレスコ	10,600	2,008.00	21,284,800
フジ・メディア・ホールディングス	132,700	1,361.00	180,604,700
秀英予備校	2,500	406.00	1,015,000
田谷	1,700	463.00	787,100
ラウンドワン	118,400	580.00	68,672,000
リゾートトラスト	55,900	2,146.50	119,989,350
オービック	46,200	24,025.00	1,109,955,000
ジャストシステム	19,900	4,326.00	86,087,400
TDCソフト	11,600	1,655.00	19,198,000
Zホールディングス	1,966,600	355.10	698,339,660
ビー・エム・エル	17,600	3,200.00	56,320,000
トレンドマイクロ	79,800	6,900.00	550,620,000
りらいあコミュニケーションズ	23,300	1,462.00	34,064,600
IDホールディングス	9,300	1,179.00	10,964,700
リソー教育	64,400	292.00	18,804,800
日本オラクル	26,400	11,080.00	292,512,000
早稲田アカデミー	7,800	1,365.00	10,647,000
アルファシステムズ	4,400	3,555.00	15,642,000
フューチャー	34,400	1,788.00	61,507,200
CAC Holdings	8,400	1,748.00	14,683,200
SBテクノロジー	6,000	2,519.00	15,114,000
トーセ	3,100	760.00	2,356,000
ユー・エス・エス	145,700	2,364.00	344,434,800

オービックビジネスコンサルタント	27,200	5,470.00	148,784,000
伊藤忠テクノソリューションズ	74,200	3,668.00	272,165,600
アイティフォー	18,300	1,058.00	19,361,400
東京個別指導学院	16,800	528.00	8,870,400
東計電算	2,000	6,500.00	13,000,000
サイバーエージェント	312,900	1,046.00	327,293,400
楽天グループ	849,400	554.00	470,567,600
エックスネット	1,600	1,048.00	1,676,800
クリーク・アンド・リバー社	8,200	1,983.00	16,260,600
SBIグローバルアセットマネジメント	23,100	500.00	11,550,000
テー・オー・ダブリュー	27,900	322.00	8,983,800
大塚商会	78,400	5,584.00	437,785,600
サイボウズ	19,000	2,433.00	46,227,000
山田コンサルティンググループ	7,200	1,694.00	12,196,800
セントラルスポーツ	5,400	2,426.00	13,100,400
パラカ	4,900	1,922.00	9,417,800
電通国際情報サービス	16,800	5,300.00	89,040,000
ACCESS	16,400	1,012.00	16,596,800
デジタルガレージ	24,500	3,865.00	94,692,500
イーエムシステムズ	23,000	831.00	19,113,000
ウェザーニューズ	4,300	6,720.00	28,896,000
C I J	22,900	647.00	14,816,300
ビジネスエンジニアリング	2,300	3,510.00	8,073,000
日本エンタープライズ	11,000	134.00	1,474,000
WOWOW	10,400	1,131.00	11,762,400
スカラ	12,800	789.00	10,099,200
インテリジェント ウェイブ	5,800	811.00	4,703,800
フルキャストホールディングス	13,500	2,308.00	31,158,000
エン・ジャパン	25,600	2,480.00	63,488,000
あすか製薬ホールディングス	14,200	1,272.00	18,062,400
サワイグループホールディングス	31,600	3,366.00	106,365,600
富士フイルムホールディングス	265,200	8,776.00	2,327,395,200
コニカミノルタ	310,800	469.20	145,827,360
資生堂	288,500	6,697.00	1,932,084,500
ライオン	165,800	1,380.00	228,804,000
高砂香料工業	9,300	2,636.00	24,514,800
マンダム	29,900	1,482.00	44,311,800
ミルボン	20,500	5,140.00	105,370,000
ファンケル	60,500	2,416.50	146,198,250
コーセー	28,100	14,475.00	406,747,500
コタ	12,700	1,653.00	20,993,100
シーボン	1,400	1,554.00	2,175,600
ポーラ・オルビスホールディングス	70,800	2,084.50	147,582,600
ノエビアホールディングス	12,300	5,380.00	66,174,000
アジュバンホールディングス	2,600	920.00	2,392,000
新日本製薬	7,800	1,405.00	10,959,000
アクシージア	7,000	1,220.00	8,540,000
エステー	10,700	1,530.00	16,371,000
アグロ カネショウ	5,600	1,579.00	8,842,400

コニシ	23,000	2,191.00	50,393,000
長谷川香料	26,400	3,225.00	85,140,000
星光PMC	5,600	569.00	3,186,400
小林製薬	40,200	8,119.00	326,383,800
荒川化学工業	11,700	1,001.00	11,711,700
メック	11,300	3,310.00	37,403,000
日本高純度化学	3,500	2,688.00	9,408,000
タカラバイオ	37,200	1,674.00	62,272,800
JCU	15,500	3,585.00	55,567,500
新田ゼラチン	6,600	748.00	4,936,800
OATアグリオ	4,500	1,842.00	8,289,000
デクセリアルズ	39,900	3,009.00	120,059,100
アース製薬	12,500	5,150.00	64,375,000
北興化学工業	13,900	947.00	13,163,300
大成ラミック	4,400	2,871.00	12,632,400
クミアイ化学工業	54,800	1,111.00	60,882,800
日本農薬	25,300	649.00	16,419,700
富士興産	2,600	1,408.00	3,660,800
ニチレキ	16,400	1,759.00	28,847,600
ユシロ化学工業	7,200	1,029.00	7,408,800
ビービー・カストロール	4,200	891.00	3,742,200
富士石油	28,200	264.00	7,444,800
MORESCO	3,600	1,149.00	4,136,400
出光興産	153,400	2,849.50	437,113,300
ENEOSホールディングス	2,344,100	482.40	1,130,793,840
コスモエネルギーホールディングス	54,700	4,182.00	228,755,400
テスホールディングス	14,600	1,068.00	15,592,800
インフロニア・ホールディングス	141,500	1,327.50	187,841,250
横浜ゴム	78,700	3,107.00	244,520,900
TOYO TIRE	79,400	1,916.00	152,130,400
ブリヂストン	441,300	5,855.00	2,583,811,500
住友ゴム工業	135,600	1,317.00	178,585,200
藤倉コンポジット	7,500	913.00	6,847,500
オカモト	7,600	3,975.00	30,210,000
アキレス	8,700	1,447.00	12,588,900
フコク	7,300	1,276.00	9,314,800
ニッタ	14,100	3,050.00	43,005,000
クリエートメディック	3,600	898.00	3,232,800
住友理工	26,900	843.00	22,676,700
三ツ星ベルト	20,200	4,155.00	83,931,000
バンドー化学	21,900	1,365.00	29,893,500
AGC	140,600	5,261.00	739,696,600
日本板硝子	70,400	604.00	42,521,600
石塚硝子	1,700	1,539.00	2,616,300
有沢製作所	22,400	1,095.00	24,528,000
日本山村硝子	4,100	885.00	3,628,500
日本電気硝子	56,400	2,572.00	145,060,800
オハラ	6,500	1,251.00	8,131,500
住友大阪セメント	19,500	3,714.00	72,423,000
太平洋セメント	88,000	2,688.50	236,588,000

リゾルホールディングス	1,000	4,670.00	4,670,000	
日本ヒューム	12,100	771.00	9,329,100	
日本コンクリート工業	27,000	293.00	7,911,000	
三谷セキサン	5,900	5,110.00	30,149,000	
アジアパイルホールディングス	21,600	603.00	13,024,800	
東海カーボン	115,800	1,219.00	141,160,200	
日本カーボン	7,800	4,425.00	34,515,000	
東洋炭素	8,600	5,010.00	43,086,000	
ノリタケカンパニーリミテド	6,900	5,160.00	35,604,000	
TOTO	91,300	4,383.00	400,167,900	
日本碍子	160,700	1,733.00	278,493,100	
日本特殊陶業	105,200	2,659.50	279,779,400	
ダントーホールディングス	7,500	708.00	5,310,000	
MARUWA	5,200	19,590.00	101,868,000	
品川リフラクトリーズ	4,000	5,070.00	20,280,000	
黒崎播磨	2,900	7,520.00	21,808,000	
ヨータイ	7,400	1,466.00	10,848,400	
東京窯業	9,800	326.00	3,194,800	
ニッカトー	4,900	607.00	2,974,300	
フジインコーポレーテッド	11,000	9,070.00	99,770,000	
クニミネ工業	3,200	935.00	2,992,000	
エーアンドエーマテリアル	2,000	1,033.00	2,066,000	
ニチアス	35,000	2,807.00	98,245,000	
日本製鉄	636,600	2,889.00	1,839,137,400	
神戸製鋼所	286,000	1,223.00	349,778,000	
中山製鋼所	29,300	813.00	23,820,900	
合同製鐵	7,100	3,335.00	23,678,500	
JFEホールディングス	380,000	1,894.50	719,910,000	
東京製鐵	40,000	1,451.00	58,040,000	
共英製鋼	16,300	1,996.00	32,534,800	
大和工業	23,400	5,870.00	137,358,000	
東京鐵鋼	6,800	2,796.00	19,012,800	
大阪製鐵	6,600	1,395.00	9,207,000	
淀川製鋼所	16,300	3,195.00	52,078,500	
中部鋼鈹	11,700	1,876.00	21,949,200	
丸一鋼管	43,300	3,246.00	140,551,800	
モリ工業	2,600	3,335.00	8,671,000	
大同特殊鋼	18,000	5,415.00	97,470,000	
日本高周波鋼業	4,000	332.00	1,328,000	
日本冶金工業	10,300	4,035.00	41,560,500	
山陽特殊製鋼	14,100	2,745.00	38,704,500	
愛知製鋼	8,200	2,711.00	22,230,200	
日本金属	2,500	882.00	2,205,000	
大平洋金属	10,100	1,569.00	15,846,900	
新日本電工	84,800	284.00	24,083,200	
栗本鐵工所	6,800	2,025.00	13,770,000	
虹 技	1,400	1,214.00	1,699,600	
日本鑄鐵管	1,200	1,038.00	1,245,600	
日本製鋼所	38,300	2,996.50	114,765,950	
三菱製鋼	8,900	1,284.00	11,427,600	

日亜鋼業	11,500	317.00	3,645,500
日本精線	2,000	4,665.00	9,330,000
エンビプロ・ホールディングス	7,500	570.00	4,275,000
大紀アルミニウム工業所	20,300	1,317.00	26,735,100
日本軽金属ホールディングス	38,400	1,382.00	53,068,800
三井金属鉱業	41,400	3,262.00	135,046,800
東邦亜鉛	8,300	1,655.00	13,736,500
三菱マテリアル	94,800	2,473.50	234,487,800
住友金属鉱山	164,800	4,655.00	767,144,000
DOWAホールディングス	31,900	4,393.00	140,136,700
古河機械金属	21,000	1,547.00	32,487,000
エス・サイエンス	66,900	26.00	1,739,400
大阪チタニウムテクノロジーズ	20,900	3,050.00	63,745,000
東邦チタニウム	25,700	1,835.00	47,159,500
UACJ	19,900	2,657.00	52,874,300
CKサンエツ	2,700	4,200.00	11,340,000
古河電気工業	47,300	2,424.00	114,655,200
住友電気工業	490,900	1,701.50	835,266,350
フジクラ	152,500	1,171.50	178,653,750
SWCC	15,900	1,895.00	30,130,500
タツタ電線	29,000	714.00	20,706,000
カナレ電気	1,700	1,359.00	2,310,300
平河ヒューテック	8,100	1,446.00	11,712,600
いよぎんホールディングス	161,500	746.50	120,559,750
しずおかフィナンシャルグループ	306,700	1,011.00	310,073,700
ちゅうぎんフィナンシャルグループ	114,300	857.50	98,012,250
楽天銀行	46,000	1,885.00	86,710,000
リョービ	15,200	1,768.00	26,873,600
アーレスティ	12,200	628.00	7,661,600
アサヒホールディングス	57,500	1,952.00	112,240,000
東洋製罐グループホールディングス	84,800	2,124.50	180,157,600
ホッカンホールディングス	7,600	1,374.00	10,442,400
コロナ	7,900	890.00	7,031,000
横河ブリッジホールディングス	17,900	2,390.00	42,781,000
駒井ハルテック	1,800	1,799.00	3,238,200
高田機工	600	2,751.00	1,650,600
三和ホールディングス	130,900	1,751.00	229,205,900
文化シャッター	41,000	1,104.00	45,264,000
三協立山	16,300	666.00	10,855,800
アルインコ	10,800	995.00	10,746,000
東洋シャッター	2,300	606.00	1,393,800
LIXIL	207,100	1,840.00	381,064,000
日本フィルコン	7,300	462.00	3,372,600
ノーリツ	21,000	1,791.00	37,611,000
長府製作所	14,400	2,453.00	35,323,200
リンナイ	77,400	3,002.00	232,354,800
ユニプレス	24,700	1,058.00	26,132,600
ダイニチ工業	5,600	748.00	4,188,800
日東精工	20,600	590.00	12,154,000
三洋工業	1,300	1,919.00	2,494,700

岡部	22,800	785.00	17,898,000
ジーテクト	15,900	1,414.00	22,482,600
東プレ	25,000	1,460.00	36,500,000
高周波熱錬	21,900	941.00	20,607,900
東京製綱	8,300	1,094.00	9,080,200
サンコール	9,800	509.00	4,988,200
モリテックスチール	8,100	273.00	2,211,300
パイオラックス	19,600	1,980.00	38,808,000
エイチワン	14,600	677.00	9,884,200
日本発条	125,800	997.50	125,485,500
中央発條	10,500	695.00	7,297,500
アドバネクス	1,400	986.00	1,380,400
三浦工業	58,100	3,807.00	221,186,700
タクマ	42,700	1,504.00	64,220,800
テクノプロ・ホールディングス	83,800	3,305.00	276,959,000
アトラグループ	2,600	179.00	465,400
インターワークス	3,000	339.00	1,017,000
アイ・アールジャパンホールディングス	7,300	1,643.00	11,993,900
Ke e P e r 技研	8,700	5,230.00	45,501,000
ファーストロジック	1,300	933.00	1,212,900
三機サービス	1,700	1,082.00	1,839,400
G u n o s y	11,200	642.00	7,190,400
デザインワン・ジャパン	2,800	172.00	481,600
イー・ガーディアン	5,400	2,015.00	10,881,000
リブセンス	5,100	262.00	1,336,200
ジャパンマテリアル	43,300	2,346.00	101,581,800
ベクトル	22,200	1,346.00	29,881,200
ウチヤマホールディングス	4,900	307.00	1,504,300
チャーム・ケア・コーポレーション	11,800	1,259.00	14,856,200
キャリアリンク	5,300	2,925.00	15,502,500
I B J	8,600	682.00	5,865,200
アサンテ	7,000	1,652.00	11,564,000
バリューHR	12,400	1,415.00	17,546,000
M&Aキャピタルパートナーズ	11,400	3,050.00	34,770,000
ライドオンエクスプレスホールディングス	5,100	1,049.00	5,349,900
E R I ホールディングス	2,900	1,342.00	3,891,800
アビスト	1,800	3,110.00	5,598,000
シグマクシス・ホールディングス	21,500	1,226.00	26,359,000
ウィルグループ	11,800	1,091.00	12,873,800
エスクロー・エージェント・ジャパン	11,600	141.00	1,635,600
メドピア	12,400	1,023.00	12,685,200
レアジョブ	2,200	1,004.00	2,208,800
リクルートホールディングス	1,048,700	4,629.00	4,854,432,300
エラン	18,700	823.00	15,390,100
ツガミ	30,900	1,383.00	42,734,700
オークマ	13,900	7,087.00	98,509,300
芝浦機械	13,900	4,790.00	66,581,000
アマダ	222,100	1,360.50	302,167,050

アイダエンジニアリング	28,700	915.00	26,260,500
TAKISAWA	2,900	1,225.00	3,552,500
FUJI	60,500	2,488.50	150,554,250
牧野フライス製作所	15,400	5,330.00	82,082,000
オーエスジー	66,400	1,987.00	131,936,800
ダイジェット工業	1,100	863.00	949,300
旭ダイヤモンド工業	38,800	820.00	31,816,000
DMG森精機	84,300	2,497.50	210,539,250
ソディック	38,300	712.00	27,269,600
ディスコ	66,900	21,150.00	1,414,935,000
日東工器	6,800	1,949.00	13,253,200
日進工具	11,600	1,156.00	13,409,600
パンチ工業	9,700	489.00	4,743,300
富士ダイス	5,100	695.00	3,544,500
土木管理総合試験所	4,700	335.00	1,574,500
日本郵政	1,704,300	1,002.50	1,708,560,750
ベルシステム24ホールディングス	19,000	1,381.00	26,239,000
鎌倉新書	16,100	823.00	13,250,300
SMN	2,700	453.00	1,223,100
一蔵	1,400	571.00	799,400
グローバルキッズCOMPANY	2,100	743.00	1,560,300
エアトリ	10,300	2,579.00	26,563,700
アトラエ	8,300	705.00	5,851,500
ストライク	6,100	3,365.00	20,526,500
ソラスト	39,000	684.00	26,676,000
セラク	4,400	1,486.00	6,538,400
インソース	30,700	1,310.00	40,217,000
豊田自動織機	100,800	9,302.00	937,641,600
豊和工業	6,000	794.00	4,764,000
石川製作所	2,800	1,361.00	3,810,800
東洋機械金属	7,400	646.00	4,780,400
津田駒工業	2,000	443.00	886,000
エンシュウ	2,300	708.00	1,628,400
島精機製作所	22,100	1,916.00	42,343,600
オプトラン	20,600	2,367.00	48,760,200
NCホールディングス	2,200	2,289.00	5,035,800
イワキ	9,200	1,374.00	12,640,800
フリーー	14,600	1,064.00	15,534,400
ヤマシンフィルタ	33,200	313.00	10,391,600
日阪製作所	13,500	876.00	11,826,000
やまびこ	22,700	1,524.00	34,594,800
野村マイクロ・サイエンス	4,800	6,470.00	31,056,000
平田機工	6,700	8,340.00	55,878,000
PEGASUS	15,400	560.00	8,624,000
マルマエ	6,100	1,679.00	10,241,900
タツモ	7,500	2,396.00	17,970,000
ナブテスコ	87,300	3,222.00	281,280,600
三井海洋開発	17,500	1,421.00	24,867,500
レオン自動機	14,700	1,456.00	21,403,200
SMC	45,100	80,860.00	3,646,786,000

ホソカワミクロン	9,700	2,970.00	28,809,000
ユニオンツール	6,100	3,320.00	20,252,000
オイレス工業	19,500	1,914.00	37,323,000
日精エー・エス・ビー機械	5,600	4,110.00	23,016,000
サトーホールディングス	19,800	1,943.00	38,471,400
技研製作所	13,100	2,022.00	26,488,200
日本エアテック	7,000	1,177.00	8,239,000
カワタ	3,200	965.00	3,088,000
日精樹脂工業	10,300	980.00	10,094,000
オカダアイヨン	3,400	2,211.00	7,517,400
ワイエイシイホールディングス	4,600	3,360.00	15,456,000
小松製作所	652,000	3,567.00	2,325,684,000
住友重機械工業	82,300	3,352.00	275,869,600
日立建機	55,400	3,805.00	210,797,000
日工	20,600	642.00	13,225,200
巴工業	6,100	2,890.00	17,629,000
井関農機	13,000	1,223.00	15,899,000
TOWA	14,200	2,495.00	35,429,000
丸山製作所	1,900	1,857.00	3,528,300
北川鉄工所	5,500	1,188.00	6,534,000
シンニッタン	11,900	243.00	2,891,700
ローツェ	7,300	11,720.00	85,556,000
タカキタ	3,100	442.00	1,370,200
クボタ	736,300	2,029.50	1,494,320,850
荏原実業	6,700	3,250.00	21,775,000
東洋エンジニアリング	18,000	578.00	10,404,000
三菱化工機	4,500	2,763.00	12,433,500
月島ホールディングス	18,800	1,210.00	22,748,000
帝国電機製作所	9,700	2,413.00	23,406,100
東京機械製作所	2,600	482.00	1,253,200
新東工業	28,100	1,072.00	30,123,200
澁谷工業	13,100	2,660.00	34,846,000
アイチコーポレーション	19,400	833.00	16,160,200
小森コーポレーション	32,200	926.00	29,817,200
鶴見製作所	10,600	2,532.00	26,839,200
日本ギア工業	3,700	387.00	1,431,900
酒井重工業	1,800	4,835.00	8,703,000
荏原製作所	56,900	6,607.00	375,938,300
石井鐵工所	1,000	2,478.00	2,478,000
西島製作所	12,000	1,700.00	20,400,000
北越工業	14,000	1,345.00	18,830,000
ダイキン工業	166,100	28,790.00	4,782,019,000
オルガノ	19,100	3,995.00	76,304,500
トーヨーカネツ	5,400	3,440.00	18,576,000
栗田工業	77,900	5,847.00	455,481,300
椿本チエイン	19,700	3,625.00	71,412,500
大同工業	4,400	721.00	3,172,400
日機装	32,100	896.00	28,761,600
木村化工機	10,600	740.00	7,844,000
レイズネクスト	19,600	1,373.00	26,910,800

アネスト岩田	23,600	1,097.00	25,889,200
ダイフク	215,200	2,965.50	638,175,600
サムコ	3,800	6,190.00	23,522,000
加藤製作所	5,200	1,218.00	6,333,600
油研工業	1,700	2,023.00	3,439,100
タダノ	73,400	1,106.50	81,217,100
フジテック	48,800	3,737.00	182,365,600
CKD	38,500	2,271.00	87,433,500
平和	46,300	2,372.00	109,823,600
理想科学工業	12,400	2,305.00	28,582,000
SANKYO	27,400	5,823.00	159,550,200
日本金銭機械	15,300	1,078.00	16,493,400
マースグループホールディングス	8,100	2,647.00	21,440,700
フクシマガリレイ	10,200	5,640.00	57,528,000
オーイズミ	4,100	484.00	1,984,400
ダイコク電機	7,500	2,910.00	21,825,000
竹内製作所	25,200	4,195.00	105,714,000
アマノ	39,500	3,001.00	118,539,500
JUKI	21,600	580.00	12,528,000
サンデン	16,100	196.00	3,155,600
ジャノメ	14,100	604.00	8,516,400
ブラザー工業	185,900	2,156.00	400,800,400
マックス	17,200	2,430.00	41,796,000
モリタホールディングス	24,200	1,528.00	36,977,600
グローリー	33,400	2,806.50	93,737,100
新晃工業	14,000	2,066.00	28,924,000
大和冷機工業	21,300	1,411.00	30,054,300
セガサミーホールディングス	111,900	2,894.50	323,894,550
日本ピストンリング	3,700	1,434.00	5,305,800
リケン	5,600	2,820.00	15,792,000
T P R	15,900	1,504.00	23,913,600
ツバキ・ナカシマ	34,400	852.00	29,308,800
ホシザキ	89,600	5,312.00	475,955,200
大豊工業	12,000	832.00	9,984,000
日本精工	255,600	853.10	218,052,360
NTN	274,200	289.30	79,326,060
ジェイテクト	123,900	1,208.00	149,671,200
不二越	10,200	3,975.00	40,545,000
ミネベアミツミ	242,000	2,716.00	657,272,000
日本トムソン	34,100	573.00	19,539,300
THK	80,200	3,037.00	243,567,400
ユーシン精機	11,000	707.00	7,777,000
前澤給装工業	9,700	1,139.00	11,048,300
イーグル工業	15,400	1,637.00	25,209,800
前澤工業	6,200	774.00	4,798,800
日本ピラー工業	12,900	4,560.00	58,824,000
キッツ	51,200	1,097.00	56,166,400
日立製作所	676,700	8,684.00	5,876,462,800
東芝	267,900	4,533.00	1,214,390,700
三菱電機	1,438,300	2,003.50	2,881,634,050

富士電機	84,600	6,269.00	530,357,400
東洋電機製造	3,500	973.00	3,405,500
安川電機	164,900	6,529.00	1,076,632,100
シンフォニアテクノロジー	15,400	1,672.00	25,748,800
明電舎	21,100	1,915.00	40,406,500
オリジン	2,500	1,252.00	3,130,000
山洋電気	6,100	7,550.00	46,055,000
デンヨー	10,600	1,916.00	20,309,600
PHCホールディングス	19,400	1,446.00	28,052,400
ソシオネクスト	19,100	20,880.00	398,808,000
ペイカレント・コンサルティング	112,100	5,402.00	605,564,200
Orchestra Holdings	3,100	1,341.00	4,157,100
アイモバイル	6,300	1,209.00	7,616,700
キャリアインデックス	3,800	291.00	1,105,800
MS-Japan	3,700	1,035.00	3,829,500
船場	1,500	725.00	1,087,500
ジャパンエレベーターサービスホールディングス	50,500	1,879.00	94,889,500
フルテック	1,600	1,079.00	1,726,400
グリーンズ	3,800	1,249.00	4,746,200
ツナググループ・ホールディングス	3,100	623.00	1,931,300
GAMEWITH	3,300	390.00	1,287,000
MS&Consulting	1,300	603.00	783,900
ウェルビー	10,300	500.00	5,150,000
エル・ティー・エス	1,800	3,295.00	5,931,000
ミダックホールディングス	8,500	1,689.00	14,356,500
日総工産	10,600	916.00	9,709,600
キュービーネットホールディングス	6,700	1,493.00	10,003,100
RPAホールディングス	19,200	438.00	8,409,600
三櫻工業	21,000	738.00	15,498,000
マキタ	173,100	3,867.00	669,377,700
東芝テック	20,800	4,205.00	87,464,000
芝浦メカトロニクス	2,700	19,440.00	52,488,000
マブチモーター	34,600	3,953.00	136,773,800
ニデック	338,600	7,428.00	2,515,120,800
ユー・エム・シー・エレクトロニクス	10,200	573.00	5,844,600
トレックス・セミコンダクター	6,500	2,205.00	14,332,500
東光高岳	8,300	2,123.00	17,620,900
ダブル・スコープ	45,500	1,263.00	57,466,500
宮越ホールディングス	6,200	772.00	4,786,400
ダイヘン	12,600	5,530.00	69,678,000
ヤーマン	24,000	1,166.00	27,984,000
JVCケンウッド	126,700	527.00	66,770,900
ミマキエンジニアリング	13,200	812.00	10,718,400
I-PEX	7,600	1,390.00	10,564,000
大崎電気工業	33,000	541.00	17,853,000
オムロン	127,500	8,985.00	1,145,587,500
日東工業	18,700	3,400.00	63,580,000
IDEC	20,600	3,180.00	65,508,000

正興電機製作所	4,100	1,024.00	4,198,400
不二電機工業	2,200	1,162.00	2,556,400
ジーエス・ユアサ コーポレーション	45,700	2,571.50	117,517,550
サクサホールディングス	2,300	1,792.00	4,121,600
メルコホールディングス	3,600	3,220.00	11,592,000
テクノメディカ	3,400	1,911.00	6,497,400
ダイヤモンドエレクトリックホールディングス	4,800	812.00	3,897,600
日本電気	196,800	6,908.00	1,359,494,400
富士通	138,700	19,085.00	2,647,089,500
沖電気工業	63,000	874.00	55,062,000
岩崎通信機	4,800	819.00	3,931,200
電気興業	5,700	2,274.00	12,961,800
サンケン電気	12,900	12,140.00	156,606,000
ナカヨ	1,800	1,144.00	2,059,200
アイホン	8,400	2,359.00	19,815,600
ルネサスエレクトロニクス	908,000	2,475.50	2,247,754,000
セイコーエプソン	178,500	2,202.50	393,146,250
ワコム	105,800	652.00	68,981,600
アルバック	33,100	5,912.00	195,687,200
アクセル	4,100	1,689.00	6,924,900
E I Z O	10,100	4,755.00	48,025,500
ジャパンディスプレイ	534,300	40.00	21,372,000
日本信号	31,700	1,081.00	34,267,700
京三製作所	29,200	443.00	12,935,600
能美防災	18,800	1,853.00	34,836,400
ホーチキ	10,400	1,726.00	17,950,400
星和電機	4,400	487.00	2,142,800
エレコム	33,300	1,538.00	51,215,400
パナソニック ホールディングス	1,643,800	1,647.50	2,708,160,500
シャープ	167,600	809.60	135,688,960
アンリツ	98,000	1,218.00	119,364,000
富士通ゼネラル	39,400	3,242.00	127,734,800
ソニーグループ	974,700	13,805.00	13,455,733,500
TDK	220,400	5,532.00	1,219,252,800
帝国通信工業	6,300	1,563.00	9,846,900
タムラ製作所	59,700	689.00	41,133,300
アルプスアルパイン	124,300	1,246.00	154,877,800
池上通信機	3,500	618.00	2,163,000
日本電波工業	16,700	1,308.00	21,843,600
鈴木	7,400	956.00	7,074,400
メイコー	15,200	2,562.00	38,942,400
日本トリム	3,200	2,883.00	9,225,600
ローランド ディー. ジー.	7,500	3,380.00	25,350,000
フォスター電機	12,900	947.00	12,216,300
SMK	3,400	2,349.00	7,986,600
ヨコオ	11,000	1,711.00	18,821,000
ティアック	16,700	121.00	2,020,700
ホシデン	32,500	1,803.00	58,597,500
ヒロセ電機	23,000	19,500.00	448,500,000

日本航空電子工業	28,600	2,734.00	78,192,400
TOA	15,900	874.00	13,896,600
マクセル	28,200	1,487.00	41,933,400
古野電気	18,200	1,058.00	19,255,600
スミダコーポレーション	12,700	1,324.00	16,814,800
アイコム	5,400	2,945.00	15,903,000
リオン	5,800	1,860.00	10,788,000
横河電機	152,200	2,714.50	413,146,900
新電元工業	5,400	3,270.00	17,658,000
アズビル	96,200	4,626.00	445,021,200
東亜ディーケーケー	5,200	836.00	4,347,200
日本光電工業	63,700	3,817.00	243,142,900
チノー	5,800	2,279.00	13,218,200
共和電業	10,000	354.00	3,540,000
日本電子材料	9,000	1,658.00	14,922,000
堀場製作所	30,600	7,770.00	237,762,000
アドバンテスト	108,600	18,365.00	1,994,439,000
小野測器	4,100	437.00	1,791,700
エスベック	11,000	2,259.00	24,849,000
キーエンス	137,900	70,010.00	9,654,379,000
日置電機	7,200	9,010.00	64,872,000
シスメックス	118,800	10,100.00	1,199,880,000
日本マイクロニクス	22,600	1,796.00	40,589,600
メガチップス	11,300	3,730.00	42,149,000
OBARA GROUP	7,500	4,085.00	30,637,500
IMAGICA GROUP	11,500	594.00	6,831,000
澤藤電機	1,300	1,335.00	1,735,500
デンソー	284,300	9,188.00	2,612,148,400
原田工業	4,800	808.00	3,878,400
コーセル	16,600	1,197.00	19,870,200
イリソ電子工業	12,700	4,270.00	54,229,000
オブテックスグループ	25,300	1,992.00	50,397,600
千代田インテグレ	4,900	2,408.00	11,799,200
レーザーテック	63,200	21,160.00	1,337,312,000
スタンレー電気	98,000	2,907.00	284,886,000
ウシオ電機	70,000	1,920.50	134,435,000
岡谷電機産業	8,200	272.00	2,230,400
ヘリオス テクノ ホールディング	9,800	613.00	6,007,400
エノモト	2,800	1,660.00	4,648,000
日本セラミック	14,000	2,523.00	35,322,000
遠藤照明	4,900	1,203.00	5,894,700
古河電池	10,100	1,027.00	10,372,700
双信電機	4,400	356.00	1,566,400
山一電機	12,000	2,237.00	26,844,000
図研	12,000	3,610.00	43,320,000
日本電子	34,500	5,099.00	175,915,500
カシオ計算機	102,700	1,211.50	124,421,050
ファナック	676,200	5,130.00	3,468,906,000
日本シイエムケイ	29,300	512.00	15,001,600
エンプラス	4,100	5,650.00	23,165,000

大真空	16,800	643.00	10,802,400
ローム	63,700	12,680.00	807,716,000
浜松ホトニクス	110,500	7,130.00	787,865,000
三井ハイテック	14,200	9,400.00	133,480,000
新光電気工業	48,800	5,612.00	273,865,600
京セラ	214,000	7,804.00	1,670,056,000
協栄産業	1,100	2,090.00	2,299,000
太陽誘電	67,000	4,260.00	285,420,000
村田製作所	417,900	8,509.00	3,555,911,100
双葉電子工業	26,200	512.00	13,414,400
日東電工	100,300	10,535.00	1,056,660,500
北陸電気工業	4,100	1,211.00	4,965,100
東海理化電機製作所	38,800	2,040.00	79,152,000
ニチコン	28,200	1,371.00	38,662,200
日本ケミコン	13,600	1,298.00	17,652,800
KOA	20,900	1,703.00	35,592,700
三井E&S	64,800	488.00	31,622,400
日立造船	114,000	869.00	99,066,000
三菱重工業	243,300	6,663.00	1,621,107,900
川崎重工業	103,800	3,427.00	355,722,600
IHI	87,700	3,780.00	331,506,000
名村造船所	27,500	574.00	15,785,000
サノヤスホールディングス	14,400	131.00	1,886,400
スプリックス	3,200	792.00	2,534,400
マネジメントソリューションズ	7,700	2,956.00	22,761,200
プロレド・パートナーズ	3,400	519.00	1,764,600
and factory	3,300	395.00	1,303,500
テノ.ホールディングス	1,400	787.00	1,101,800
フロンティア・マネジメント	4,800	1,206.00	5,788,800
ピアラ	1,800	512.00	921,600
コプロ・ホールディングス	1,800	2,128.00	3,830,400
ギークス	1,600	786.00	1,257,600
アンビスホールディングス	15,200	3,060.00	46,512,000
カーブスホールディングス	38,700	714.00	27,631,800
フォーラムエンジニアリング	8,200	1,148.00	9,413,600
FAST FITNESS JAPAN	4,900	1,249.00	6,120,100
日本車輛製造	5,400	2,031.00	10,967,400
三菱ロジスネクスト	21,900	1,190.00	26,061,000
近畿車輛	1,500	1,453.00	2,179,500
一家ホールディングス	2,600	605.00	1,573,000
フルサト・マルカホールディングス	14,500	2,403.00	34,843,500
ヤマエグループホールディングス	8,200	2,938.00	24,091,600
ジャパクラフトホールディングス	3,400	561.00	1,907,400
FPG	45,900	1,169.00	53,657,100
島根銀行	3,700	480.00	1,776,000
じもとホールディングス	9,300	390.00	3,627,000
全国保証	35,500	5,125.00	181,937,500
めぶきフィナンシャルグループ	673,300	338.40	227,844,720
ジャパンインベストメントアドバイ	11,100	1,111.00	12,332,100

ザー				
東京きらぼしフィナンシャルグループ	17,400	3,115.00	54,201,000	
九州フィナンシャルグループ	238,700	543.20	129,661,840	
かんぽ生命保険	164,700	2,115.00	348,340,500	
ゆうちょ銀行	380,300	1,087.00	413,386,100	
あんしん保証	5,300	304.00	1,611,200	
富山第一銀行	45,000	683.00	30,735,000	
コンコルディア・フィナンシャルグループ	728,100	548.90	399,654,090	
ジェイリース	3,600	2,075.00	7,470,000	
西日本フィナンシャルホールディングス	84,200	1,186.00	99,861,200	
イントラスト	4,100	967.00	3,964,700	
日本モーゲージサービス	5,900	582.00	3,433,800	
CASA	4,200	875.00	3,675,000	
アルヒ	16,800	984.00	16,531,200	
プレミアグループ	22,800	1,596.00	36,388,800	
日産自動車	1,957,300	524.30	1,026,212,390	
いすゞ自動車	400,600	1,737.50	696,042,500	
トヨタ自動車	7,565,800	2,069.00	15,653,640,200	
日野自動車	177,600	611.50	108,602,400	
三菱自動車工業	537,500	479.90	257,946,250	
エフテック	7,300	973.00	7,102,900	
レシップホールディングス	4,300	491.00	2,111,300	
GMB	2,100	2,893.00	6,075,300	
ファルテック	1,800	617.00	1,110,600	
武蔵精密工業	33,700	1,717.00	57,862,900	
日産車体	24,300	861.00	20,922,300	
新明和工業	43,200	1,303.00	56,289,600	
極東開発工業	22,700	1,691.00	38,385,700	
トピー工業	11,100	2,117.00	23,498,700	
ティラド	3,500	1,790.00	6,265,000	
曙ブレーキ工業	84,000	140.00	11,760,000	
タチエス	21,800	1,494.00	32,569,200	
NOK	53,500	1,999.50	106,973,250	
フタバ産業	36,900	482.00	17,785,800	
KYB	13,300	4,585.00	60,980,500	
市光工業	19,800	537.00	10,632,600	
大同メタル工業	27,000	492.00	13,284,000	
プレス工業	61,600	586.00	36,097,600	
ミクニ	12,300	413.00	5,079,900	
太平洋工業	31,600	1,285.00	40,606,000	
河西工業	14,200	148.00	2,101,600	
アイシン	106,300	4,238.00	450,499,400	
マツダ	455,800	1,286.50	586,386,700	
今仙電機製作所	6,800	629.00	4,277,200	
本田技研工業	1,120,000	4,297.00	4,812,640,000	
スズキ	253,100	5,004.00	1,266,512,400	
SUBARU	435,900	2,562.50	1,116,993,750	
安永	4,700	935.00	4,394,500	

ヤマハ発動機	216,500	3,769.00	815,988,500
小糸製作所	165,700	2,681.00	444,241,700
T B K	10,600	372.00	3,943,200
エクセディ	22,500	2,232.00	50,220,000
ミツバ	25,800	739.00	19,066,200
豊田合成	40,200	2,415.50	97,103,100
愛三工業	22,700	1,023.00	23,222,100
盟和産業	1,500	970.00	1,455,000
日本プラスト	8,300	443.00	3,676,900
ヨロズ	12,900	858.00	11,068,200
エフ・シー・シー	24,400	1,777.00	43,358,800
新家工業	2,400	2,290.00	5,496,000
シマノ	56,300	23,500.00	1,323,050,000
テイ・エス テック	63,100	1,856.50	117,145,150
三十三フィナンシャルグループ	12,100	1,541.00	18,646,100
第四北越フィナンシャルグループ	21,300	3,055.00	65,071,500
ひろぎんホールディングス	177,000	783.90	138,750,300
マーキュリアホールディングス	6,200	716.00	4,439,200
おきなわフィナンシャルグループ	12,900	2,121.00	27,360,900
ダイレクトマーケティングミックス	17,000	941.00	15,997,000
ポピンズ	2,100	1,661.00	3,488,100
L I T A L I C O	11,000	2,466.00	27,126,000
十六フィナンシャルグループ	17,600	3,075.00	54,120,000
北國フィナンシャルホールディングス	15,300	4,405.00	67,396,500
ネットプロテクションズホールディングス	44,900	345.00	15,490,500
プロクレアホールディングス	16,700	2,078.00	34,702,600
あいちフィナンシャルグループ	19,000	2,180.00	41,420,000
ジャムコ	5,900	1,357.00	8,006,300
小野建	14,400	1,536.00	22,118,400
はるやまホールディングス	4,800	480.00	2,304,000
南陽	2,200	2,161.00	4,754,200
ノジマ	47,600	1,401.00	66,687,600
佐島電機	7,100	1,704.00	12,098,400
カッパ・クリエイト	22,900	1,507.00	34,510,300
エコートレーディング	2,200	785.00	1,727,000
伯東	8,300	5,020.00	41,666,000
コンドーテック	11,200	1,111.00	12,443,200
中山福	6,100	350.00	2,135,000
ライトオン	8,500	563.00	4,785,500
ナガイレーベン	18,400	2,184.00	40,185,600
三菱食品	13,500	3,550.00	47,925,000
良品計画	159,100	1,388.50	220,910,350
パリミキホールディングス	14,200	325.00	4,615,000
松田産業	11,100	2,153.00	23,898,300
第一興商	56,400	2,529.00	142,635,600
メディパルホールディングス	139,400	2,324.00	323,965,600
アドヴァングループ	13,900	956.00	13,288,400
S P K	6,500	1,742.00	11,323,000
萩原電気ホールディングス	5,700	3,015.00	17,185,500

アルビス	4,900	2,393.00	11,725,700
アズワン	20,800	5,772.00	120,057,600
スズデン	5,200	2,217.00	11,528,400
尾家産業	2,700	1,199.00	3,237,300
シモジマ	10,000	1,127.00	11,270,000
ドウシシャ	15,500	2,197.00	34,053,500
小津産業	2,500	1,613.00	4,032,500
コナカ	12,200	362.00	4,416,400
高速	7,500	2,059.00	15,442,500
ハウス オブ ローゼ	1,500	1,607.00	2,410,500
G-7ホールディングス	18,200	1,293.00	23,532,600
たけびし	5,600	1,699.00	9,514,400
イオン北海道	21,600	861.00	18,597,600
コジマ	24,000	566.00	13,584,000
ヒマラヤ	3,600	938.00	3,376,800
コーナン商事	19,700	3,525.00	69,442,500
ネットワンシステムズ	51,500	3,367.00	173,400,500
エコス	5,500	1,881.00	10,345,500
ワタミ	17,700	906.00	16,036,200
マルシェ	3,800	258.00	980,400
リックス	2,400	2,941.00	7,058,400
システムソフト	48,000	78.00	3,744,000
パン・パシフィック・インターナショナルホールディングス	294,300	2,521.00	741,930,300
丸文	13,000	1,248.00	16,224,000
西松屋チェーン	32,300	1,643.00	53,068,900
ゼンショーホールディングス	79,800	6,048.00	482,630,400
ハビネット	12,400	2,070.00	25,668,000
幸楽苑ホールディングス	9,400	1,003.00	9,428,200
ハークスレイ	4,000	622.00	2,488,000
橋本総業ホールディングス	5,900	1,178.00	6,950,200
日本ライフライン	42,700	1,064.00	45,432,800
サイゼリヤ	21,600	3,585.00	77,436,000
タカショー	12,700	676.00	8,585,200
VTホールディングス	55,300	524.00	28,977,200
アルゴグラフィックス	12,700	4,080.00	51,816,000
魚力	4,600	2,165.00	9,959,000
IDOM	44,000	864.00	38,016,000
日本エム・ディ・エム	8,100	980.00	7,938,000
ポブラ	3,000	198.00	594,000
フジ・コーポレーション	8,200	1,343.00	11,012,600
ユナイテッドアローズ	15,600	2,428.00	37,876,800
進和	8,900	2,175.00	19,357,500
エスケイジャパン	2,800	566.00	1,584,800
ダイトロン	5,800	2,996.00	17,376,800
ハイデイ日高	21,700	2,359.00	51,190,300
シークス	20,800	1,563.00	32,510,400
YU-WA CREATION HOLDINGS	6,700	195.00	1,306,500
コロワイド	67,100	2,000.00	134,200,000

ピーシーデポコーポレーション	16,300	479.00	7,807,700
田中商事	3,300	623.00	2,055,900
オーハシテクニカ	7,100	1,565.00	11,111,500
壺番屋	11,500	5,370.00	61,755,000
白銅	5,400	2,327.00	12,565,800
トップカルチャー	3,800	189.00	718,200
P L A N T	2,700	693.00	1,871,100
スギホールディングス	29,400	5,905.00	173,607,000
ダイコー通産	1,200	1,111.00	1,333,200
薬王堂ホールディングス	8,100	2,607.00	21,116,700
島津製作所	167,700	4,555.00	763,873,500
J M S	12,800	564.00	7,219,200
クボテック	2,600	243.00	631,800
長野計器	10,000	1,901.00	19,010,000
ブイ・テクノロジー	6,700	2,552.00	17,098,400
スター精密	26,200	1,831.00	47,972,200
東京計器	10,500	1,271.00	13,345,500
愛知時計電機	5,500	1,667.00	9,168,500
インターアクション	6,500	1,473.00	9,574,500
オーバル	9,400	405.00	3,807,000
東京精密	30,300	6,780.00	205,434,000
マニー	55,000	1,641.50	90,282,500
ニコン	199,200	1,585.00	315,732,000
トプコン	72,500	2,050.50	148,661,250
オリンパス	848,100	2,220.00	1,882,782,000
理研計器	8,500	4,955.00	42,117,500
S C R E E Nホールディングス	23,500	15,545.00	365,307,500
キャノン電子	15,300	1,920.00	29,376,000
タムロン	10,300	3,630.00	37,389,000
H O Y A	294,300	17,435.00	5,131,120,500
シード	5,600	555.00	3,108,000
ノーリツ鋼機	13,100	2,278.00	29,841,800
A & Dホロンホールディングス	20,100	1,704.00	34,250,400
朝日インテック	153,900	2,758.00	424,456,200
キャノン	756,000	3,586.00	2,711,016,000
リコー	345,500	1,232.50	425,828,750
シチズン時計	151,600	843.00	127,798,800
リズム	3,400	1,652.00	5,616,800
大研医器	7,900	515.00	4,068,500
メニコン	47,300	2,542.00	120,236,600
シンシア	1,000	552.00	552,000
K Y O R I T S U	15,900	142.00	2,257,800
中本パックス	3,300	1,611.00	5,316,300
スノーピーク	23,500	1,912.00	44,932,000
パラマウントベッドホールディングス	31,800	2,438.00	77,528,400
トランザクション	9,000	1,684.00	15,156,000
粧美堂	3,000	378.00	1,134,000
ニホンフラッシュ	12,900	990.00	12,771,000
前田工織	11,600	3,180.00	36,888,000
永大産業	11,400	207.00	2,359,800

アートネイチャー	14,200	753.00	10,692,600
バンダイナムコホールディングス	377,500	3,420.00	1,291,050,000
アイフイスジャパン	3,100	609.00	1,887,900
SHOEI	31,100	2,617.00	81,388,700
フランスベッドホールディングス	17,200	1,110.00	19,092,000
マーベラス	22,400	665.00	14,896,000
パイロットコーポレーション	21,600	4,485.00	96,876,000
萩原工業	9,100	1,263.00	11,493,300
エイベックス	23,400	1,511.00	35,357,400
フジシールインターナショナル	27,900	1,528.00	42,631,200
タカラトミー	63,700	1,726.00	109,946,200
広済堂ホールディングス	7,200	2,271.00	16,351,200
エステールホールディングス	2,600	611.00	1,588,600
レック	19,700	823.00	16,213,100
タカノ	4,100	737.00	3,021,700
三光合成	17,400	549.00	9,552,600
プロネクス	11,400	979.00	11,160,600
ホクシン	8,000	133.00	1,064,000
ウッドワン	3,600	1,166.00	4,197,600
大建工業	8,300	2,320.00	19,256,000
きもと	15,800	188.00	2,970,400
凸版印刷	180,200	3,053.00	550,150,600
大日本印刷	150,700	3,958.00	596,470,600
共同印刷	3,900	2,959.00	11,540,100
NISSHA	26,200	1,583.00	41,474,600
光村印刷	600	1,184.00	710,400
藤森工業	10,900	3,370.00	36,733,000
ヴィア・ホールディングス	16,900	86.00	1,453,400
TAKARA & COMPANY	8,800	2,250.00	19,800,000
前澤化成工業	8,800	1,628.00	14,326,400
未来工業	5,000	2,589.00	12,945,000
アシックス	127,200	4,062.00	516,686,400
ツツミ	2,500	2,089.00	5,222,500
ウェーブロックホールディングス	3,200	575.00	1,840,000
JSP	9,700	1,792.00	17,382,400
ニチハ	17,400	3,165.00	55,071,000
ローランド	10,100	4,150.00	41,915,000
エフピコ	26,100	2,982.00	77,830,200
小松ウオール工業	5,100	2,586.00	13,188,600
ヤマハ	86,900	5,583.00	485,162,700
河合楽器製作所	3,800	3,150.00	11,970,000
クリナップ	15,500	684.00	10,602,000
ピジョン	87,800	2,160.00	189,648,000
天馬	11,700	2,682.00	31,379,400
キングジム	12,200	921.00	11,236,200
象印マホービン	41,200	1,729.00	71,234,800
リンテック	27,700	2,242.50	62,117,250
信越ポリマー	25,500	1,419.00	36,184,500
東リ	24,100	314.00	7,567,400
イトーキ	28,300	948.00	26,828,400

任天堂	869,900	6,126.00	5,329,007,400
三菱鉛筆	19,600	1,702.00	33,359,200
松風	6,200	2,253.00	13,968,600
タカラスタンダード	25,400	1,790.00	45,466,000
コクヨ	66,400	1,906.50	126,591,600
ナカバヤシ	14,900	484.00	7,211,600
ニフコ	49,900	3,836.00	191,416,400
立川ブラインド工業	6,400	1,279.00	8,185,600
グローブライド	11,100	2,216.00	24,597,600
オカムラ	41,500	1,883.00	78,144,500
バルカー	11,500	3,760.00	43,240,000
MUTOHホールディングス	1,500	1,714.00	2,571,000
伊藤忠商事	898,200	5,429.00	4,876,327,800
丸紅	1,137,700	2,243.50	2,552,429,950
スクロール	21,700	922.00	20,007,400
高島	1,800	3,530.00	6,354,000
ヨンドシーホールディングス	12,500	1,778.00	22,225,000
三陽商会	4,200	1,588.00	6,669,600
長瀬産業	66,900	2,386.50	159,656,850
ナイガイ	3,700	280.00	1,036,000
蝶理	7,700	2,692.00	20,728,400
豊田通商	127,700	6,842.00	873,723,400
オンワードホールディングス	89,500	381.00	34,099,500
三共生興	21,000	555.00	11,655,000
兼松	56,600	1,947.00	110,200,200
美津濃	13,700	3,760.00	51,512,000
ツカモトコーポレーション	1,700	1,326.00	2,254,200
ルックホールディングス	3,100	2,356.00	7,303,600
三井物産	1,034,700	5,042.00	5,216,957,400
日本紙パルプ商事	7,700	5,020.00	38,654,000
東京エレクトロン	291,600	18,955.00	5,527,278,000
カメイ	15,500	1,377.00	21,343,500
東都水産	600	6,500.00	3,900,000
OUGホールディングス	1,700	2,443.00	4,153,100
スターゼン	11,100	2,377.00	26,384,700
セイコーグループ	21,400	2,584.00	55,297,600
山善	39,300	1,098.00	43,151,400
椿本興業	2,300	3,935.00	9,050,500
住友商事	902,800	2,892.50	2,611,349,000
BIPROGY	50,900	3,429.00	174,536,100
内田洋行	6,000	5,690.00	34,140,000
三菱商事	901,700	6,287.00	5,668,987,900
第一実業	5,200	5,800.00	30,160,000
キャノンマーケティングジャパン	33,800	3,550.00	119,990,000
西華産業	5,800	2,025.00	11,745,000
佐藤商事	10,100	1,406.00	14,200,600
菱洋エレクトロ	12,400	3,310.00	41,044,000
東京産業	13,300	856.00	11,384,800
ユアサ商事	13,100	4,450.00	58,295,000
神鋼商事	3,700	5,560.00	20,572,000

トルク	6,100	227.00	1,384,700
阪和興業	26,200	4,380.00	114,756,000
正栄食品工業	9,600	4,025.00	38,640,000
カナデン	9,700	1,259.00	12,212,300
RYODEN	11,700	2,080.00	24,336,000
ニプロ	114,900	1,008.50	115,876,650
岩谷産業	33,200	7,527.00	249,896,400
ナイス	3,100	1,451.00	4,498,100
ニチモウ	1,400	3,580.00	5,012,000
極東貿易	8,600	1,624.00	13,966,400
アステナホールディングス	25,200	456.00	11,491,200
三愛オブリ	38,500	1,481.00	57,018,500
稲畑産業	29,500	3,095.00	91,302,500
G S Iクレオス	8,400	1,907.00	16,018,800
明和産業	19,400	683.00	13,250,200
クワザワホールディングス	3,700	450.00	1,665,000
キムラタン	63,400	20.00	1,268,000
ゴールドウイン	24,400	12,580.00	306,952,000
ユニ・チャーム	287,800	5,499.00	1,582,612,200
デサント	23,700	3,975.00	94,207,500
キング	4,800	567.00	2,721,600
ワキタ	26,800	1,297.00	34,759,600
ヤマトインターナショナル	8,400	275.00	2,310,000
東邦ホールディングス	36,400	2,628.50	95,677,400
サンゲツ	36,500	2,442.00	89,133,000
ミツウロコグループホールディングス	18,600	1,345.00	25,017,000
シナネンホールディングス	4,800	3,815.00	18,312,000
伊藤忠エネクス	36,200	1,219.00	44,127,800
サンリオ	41,300	5,727.00	236,525,100
サンワテクノス	7,400	2,337.00	17,293,800
リョーサン	15,500	4,020.00	62,310,000
新光商事	19,600	1,182.00	23,167,200
トーヨー	6,200	2,460.00	15,252,000
三信電気	6,000	2,095.00	12,570,000
東陽テクニカ	14,800	1,386.00	20,512,800
モスフードサービス	21,500	3,175.00	68,262,500
加賀電子	11,800	5,620.00	66,316,000
三益半導体工業	10,900	3,000.00	32,700,000
都築電気	7,300	1,842.00	13,446,600
ソーダニッカ	8,200	792.00	6,494,400
立花エレテック	10,600	2,751.00	29,160,600
木曽路	22,000	2,384.00	52,448,000
S R Sホールディングス	24,000	953.00	22,872,000
千趣会	26,800	415.00	11,122,000
タカキュー	7,900	74.00	584,600
リテールパートナーズ	21,700	1,686.00	36,586,200
ケーヨー	23,500	815.00	19,152,500
上新電機	13,000	1,968.00	25,584,000
日本瓦斯	78,200	1,948.00	152,333,600
ロイヤルホールディングス	28,300	2,690.00	76,127,000

東天紅	600	762.00	457,200
いなげや	14,200	1,600.00	22,720,000
チョダ	13,900	863.00	11,995,700
ライフコーポレーション	12,700	3,060.00	38,862,000
リンガーハット	18,800	2,437.00	45,815,600
MrMaxHD	20,400	617.00	12,586,800
テンアライド	12,600	256.00	3,225,600
AOKIホールディングス	27,100	831.00	22,520,100
オークワ	23,300	863.00	20,107,900
コメリ	22,400	2,963.00	66,371,200
青山商事	31,100	1,285.00	39,963,500
しまむら	17,200	13,100.00	225,320,000
はせがわ	5,400	343.00	1,852,200
高島屋	109,900	1,867.50	205,238,250
松屋	24,700	1,175.00	29,022,500
エイチ・ツー・オー リテイリング	70,900	1,457.00	103,301,300
近鉄百貨店	6,300	2,531.00	15,945,300
丸井グループ	107,500	2,422.00	260,365,000
クレディセゾン	86,000	2,016.00	173,376,000
アクシアル リテイリング	9,900	3,385.00	33,511,500
井筒屋	5,400	328.00	1,771,200
イオン	494,100	2,796.50	1,381,750,650
イズミ	22,100	3,364.00	74,344,400
フォーバル	5,600	1,035.00	5,796,000
平和堂	24,300	2,119.00	51,491,700
フジ	22,300	1,824.00	40,675,200
ヤオコー	16,500	7,122.00	117,513,000
ゼビオホールディングス	19,700	1,123.00	22,123,100
ケーズホールディングス	103,100	1,257.50	129,648,250
PALTAC	22,900	5,120.00	117,248,000
三谷産業	25,500	314.00	8,007,000
Olympicグループ	4,300	552.00	2,373,600
日産東京販売ホールディングス	14,500	343.00	4,973,500
SBI新生銀行	31,700	2,810.00	89,077,000
あおぞら銀行	85,300	2,600.00	221,780,000
三菱UFJフィナンシャル・グループ	8,498,800	961.00	8,167,346,800
りそなホールディングス	1,715,200	645.70	1,107,504,640
三井住友トラスト・ホールディングス	246,600	5,031.00	1,240,644,600
三井住友フィナンシャルグループ	991,700	5,749.00	5,701,283,300
千葉銀行	378,200	860.80	325,554,560
群馬銀行	263,400	513.70	135,308,580
武蔵野銀行	17,500	2,136.00	37,380,000
千葉興業銀行	24,600	546.00	13,431,600
筑波銀行	59,500	200.00	11,900,000
七十七銀行	43,400	2,425.00	105,245,000
秋田銀行	9,000	1,687.00	15,183,000
山形銀行	15,100	1,078.00	16,277,800
岩手銀行	9,200	2,052.00	18,878,400
東邦銀行	107,200	228.00	24,441,600
東北銀行	5,200	1,001.00	5,205,200

ふくおかフィナンシャルグループ	108,400	2,705.50	293,276,200
スルガ銀行	119,600	500.00	59,800,000
八十二銀行	286,682	602.00	172,582,564
山梨中央銀行	13,900	1,151.00	15,998,900
大垣共立銀行	25,800	1,833.00	47,291,400
福井銀行	12,100	1,430.00	17,303,000
清水銀行	5,500	1,428.00	7,854,000
富山銀行	1,600	1,655.00	2,648,000
滋賀銀行	22,500	2,731.00	61,447,500
南都銀行	20,400	2,405.00	49,062,000
百五銀行	127,800	409.00	52,270,200
京都銀行	42,900	6,908.00	296,353,200
紀陽銀行	48,600	1,484.00	72,122,400
ほくほくフィナンシャルグループ	86,200	1,122.50	96,759,500
山陰合同銀行	84,900	781.00	66,306,900
鳥取銀行	3,400	1,145.00	3,893,000
百十四銀行	12,400	1,757.00	21,786,800
四国銀行	21,600	844.00	18,230,400
阿波銀行	19,000	1,985.00	37,715,000
大分銀行	8,100	2,112.00	17,107,200
宮崎銀行	8,800	2,264.00	19,923,200
佐賀銀行	7,900	1,617.00	12,774,300
琉球銀行	31,100	905.00	28,145,500
セブン銀行	486,100	282.30	137,226,030
みずほフィナンシャルグループ	1,962,600	2,098.00	4,117,534,800
高知銀行	3,600	678.00	2,440,800
山口フィナンシャルグループ	149,900	901.10	135,074,890
芙蓉総合リース	12,500	10,450.00	130,625,000
みずほリース	20,200	4,420.00	89,284,000
東京センチュリー	25,300	5,195.00	131,433,500
SBIホールディングス	196,500	2,690.00	528,585,000
日本証券金融	49,900	1,138.00	56,786,200
アイフル	224,800	341.00	76,656,800
日本アジア投資	8,300	232.00	1,925,600
名古屋銀行	8,900	3,295.00	29,325,500
北洋銀行	205,600	271.00	55,717,600
大光銀行	3,200	1,056.00	3,379,200
愛媛銀行	18,300	798.00	14,603,400
トマト銀行	3,500	1,014.00	3,549,000
京葉銀行	62,100	526.00	32,664,600
栃木銀行	62,200	250.00	15,550,000
北日本銀行	4,800	1,986.00	9,532,800
東和銀行	24,900	528.00	13,147,200
福島銀行	10,900	214.00	2,332,600
大東銀行	4,200	623.00	2,616,600
リコーリース	12,900	3,930.00	50,697,000
イオンフィナンシャルサービス	78,000	1,262.00	98,436,000
アコム	242,100	332.90	80,595,090
ジャックス	14,500	4,590.00	66,555,000
オリエントコーポレーション	35,500	1,084.00	38,482,000

オリックス	890,800	2,456.00	2,187,804,800
三菱HCキャピタル	529,100	769.30	407,036,630
ジャフコ グループ	45,300	1,781.50	80,701,950
九州リースサービス	5,000	830.00	4,150,000
トモニホールディングス	109,600	361.00	39,565,600
大和証券グループ本社	970,300	692.80	672,223,840
野村ホールディングス	2,499,200	515.20	1,287,587,840
岡三証券グループ	119,200	464.00	55,308,800
丸三証券	45,200	424.00	19,164,800
東洋証券	45,000	288.00	12,960,000
東海東京フィナンシャル・ホールディングス	147,800	369.00	54,538,200
光世証券	2,500	430.00	1,075,000
水戸証券	36,500	303.00	11,059,500
いちよし証券	25,000	591.00	14,775,000
松井証券	80,200	786.00	63,037,200
SOMPOホールディングス	232,900	6,270.00	1,460,283,000
日本取引所グループ	381,400	2,409.50	918,983,300
マネックスグループ	146,200	498.00	72,807,600
極東証券	17,000	627.00	10,659,000
岩井コスモホールディングス	15,500	1,387.00	21,498,500
アイザワ証券グループ	19,600	800.00	15,680,000
フィデアホールディングス	14,000	1,315.00	18,410,000
池田泉州ホールディングス	173,700	237.00	41,166,900
アニコム ホールディングス	46,100	626.00	28,858,600
MS&ADインシュアランスグループ ホールディングス	276,100	5,172.00	1,427,989,200
マネーパートナーズグループ	11,000	259.00	2,849,000
スパークス・グループ	15,200	1,575.00	23,940,000
小林洋行	2,900	233.00	675,700
第一生命ホールディングス	663,100	2,579.00	1,710,134,900
東京海上ホールディングス	1,341,400	3,232.00	4,335,404,800
アドバンテッジリスクマネジメント	5,100	593.00	3,024,300
イー・ギャランティ	22,000	1,940.00	42,680,000
アサックス	4,900	621.00	3,042,900
NECキャピタルソリューション	6,700	2,971.00	19,905,700
T&Dホールディングス	364,200	2,007.00	730,949,400
アドバンスクリエイト	7,800	1,173.00	9,149,400
三井不動産	586,500	2,808.00	1,646,892,000
三菱地所	818,900	1,689.00	1,383,122,100
平和不動産	22,000	3,745.00	82,390,000
東京建物	129,300	1,866.00	241,273,800
京阪神ビルディング	22,800	1,196.00	27,268,800
住友不動産	245,300	3,645.00	894,118,500
太平洋興発	4,000	740.00	2,960,000
テーオーシー	24,500	631.00	15,459,500
東京楽天地	2,300	4,285.00	9,855,500
レオパレス21	152,700	310.00	47,337,000
スターツコーポレーション	19,500	2,822.00	55,029,000
フジ住宅	19,000	686.00	13,034,000

空港施設	16,500	544.00	8,976,000
明和地所	5,100	925.00	4,717,500
ゴールドクレスト	12,900	1,798.00	23,194,200
リログループ	78,900	1,990.50	157,050,450
エスリード	6,400	2,633.00	16,851,200
日神グループホールディングス	21,800	517.00	11,270,600
日本エスコン	30,500	802.00	24,461,000
MIRARTHホールディングス	68,500	440.00	30,140,000
AVANTIA	6,000	837.00	5,022,000
イオンモール	70,300	1,813.00	127,453,900
毎日コムネット	4,000	750.00	3,000,000
ファースト住建	4,300	1,085.00	4,665,500
ランド	816,800	8.00	6,534,400
カチタス	36,500	2,214.00	80,811,000
東祥	9,800	1,142.00	11,191,600
トーセイ	22,500	1,733.00	38,992,500
穴吹興産	2,100	2,252.00	4,729,200
サンフロンティア不動産	22,600	1,350.00	30,510,000
FJネクストホールディングス	14,300	1,009.00	14,428,700
インテリックス	2,600	557.00	1,448,200
ランドビジネス	4,000	242.00	968,000
サンネクスタグループ	3,200	1,003.00	3,209,600
グランディハウス	8,800	558.00	4,910,400
東武鉄道	151,400	3,732.00	565,024,800
相鉄ホールディングス	45,500	2,587.50	117,731,250
東急	386,400	1,815.50	701,509,200
京浜急行電鉄	156,300	1,318.00	206,003,400
小田急電鉄	208,900	1,982.00	414,039,800
京王電鉄	72,900	4,711.00	343,431,900
京成電鉄	88,900	5,591.00	497,039,900
富士急行	17,000	5,080.00	86,360,000
東日本旅客鉄道	233,700	7,895.00	1,845,061,500
西日本旅客鉄道	176,100	5,995.00	1,055,719,500
東海旅客鉄道	106,100	17,580.00	1,865,238,000
西武ホールディングス	166,700	1,477.50	246,299,250
鴻池運輸	23,500	1,545.00	36,307,500
西日本鉄道	36,800	2,405.00	88,504,000
ハマキョウレックス	10,800	3,675.00	39,690,000
サカイ引越センター	6,600	4,810.00	31,746,000
近鉄グループホールディングス	137,600	4,873.00	670,524,800
阪急阪神ホールディングス	183,400	4,637.00	850,425,800
南海電気鉄道	65,700	3,203.00	210,437,100
京阪ホールディングス	75,900	3,627.00	275,289,300
神戸電鉄	3,800	3,035.00	11,533,000
名古屋鉄道	152,100	2,359.00	358,803,900
山陽電気鉄道	10,300	2,199.00	22,649,700
アルプス物流	11,000	1,370.00	15,070,000
トランコム	4,100	6,660.00	27,306,000
ヤマトホールディングス	176,200	2,488.50	438,473,700
山九	35,000	4,908.00	171,780,000

日新	10,400	2,436.00	25,334,400
丸運	5,600	240.00	1,344,000
丸全昭和運輸	8,500	3,810.00	32,385,000
センコーグループホールディングス	73,000	957.00	69,861,000
トナミホールディングス	2,500	4,370.00	10,925,000
ニッコンホールディングス	44,000	2,765.00	121,660,000
日本石油輸送	900	2,657.00	2,391,300
福山通運	10,400	3,415.00	35,516,000
セイノーホールディングス	85,600	1,645.50	140,854,800
エスライン	3,200	786.00	2,515,200
神奈川中央交通	4,000	3,175.00	12,700,000
AZ-COM丸和ホールディングス	33,200	2,044.00	67,860,800
C&Fロジホールディングス	13,300	1,186.00	15,773,800
日本郵船	368,100	3,003.00	1,105,404,300
商船三井	242,400	3,212.00	778,588,800
川崎汽船	103,400	3,182.00	329,018,800
NSユニテッド海運	7,300	3,435.00	25,075,500
明治海運	10,400	563.00	5,855,200
飯野海運	50,600	818.00	41,390,800
共栄タンカー	2,000	841.00	1,682,000
九州旅客鉄道	97,200	3,033.00	294,807,600
SGホールディングス	264,000	2,045.00	539,880,000
NIPPON EXPRESSホールディングス	51,300	8,095.00	415,273,500
日本航空	337,800	2,768.00	935,030,400
ANAホールディングス	374,200	3,143.00	1,176,110,600
ビーウィズ	3,600	2,000.00	7,200,000
パスコ	2,100	1,670.00	3,507,000
TREホールディングス	29,900	1,162.00	34,743,800
人・夢・技術グループ	5,400	1,495.00	8,073,000
西本Wismettacホールディングス	3,800	4,510.00	17,138,000
シルバーライフ	2,800	1,252.00	3,505,600
ヤマシタヘルスケアホールディングス	900	2,071.00	1,863,900
Genky DrugStores	6,400	4,130.00	26,432,000
コア商事ホールディングス	8,100	701.00	5,678,100
KPPグループホールディングス	34,000	614.00	20,876,000
ナルミヤ・インターナショナル	1,900	956.00	1,816,400
ブックオフグループホールディングス	7,300	1,260.00	9,198,000
ギフトホールディングス	3,100	5,200.00	16,120,000
三菱倉庫	29,600	3,491.00	103,333,600
三井倉庫ホールディングス	12,800	3,470.00	44,416,000
住友倉庫	37,100	2,337.00	86,702,700
澁澤倉庫	5,600	2,463.00	13,792,800
ヤマタネ	6,500	1,627.00	10,575,500
東陽倉庫	14,400	271.00	3,902,400
乾汽船	17,500	1,304.00	22,820,000
日本トランスシティ	27,800	609.00	16,930,200
ケイヒン	2,000	1,710.00	3,420,000
中央倉庫	6,700	1,036.00	6,941,200

川西倉庫	1,900	1,005.00	1,909,500
安田倉庫	9,500	975.00	9,262,500
ファイズホールディングス	2,000	1,240.00	2,480,000
大栄環境	36,100	2,316.00	83,607,600
日本管財ホールディングス	14,900	2,616.00	38,978,400
東洋埠頭	3,200	1,334.00	4,268,800
上組	66,000	3,186.00	210,276,000
サンリツ	2,500	717.00	1,792,500
キムラユニティー	5,200	1,129.00	5,870,800
キューソー流通システム	6,500	959.00	6,233,500
東海運	6,500	282.00	1,833,000
エーアイテイー	8,600	1,728.00	14,860,800
内外トランスライン	5,100	2,494.00	12,719,400
ショーエイコーポレーション	3,200	559.00	1,788,800
日本コンセプト	4,400	1,669.00	7,343,600
TBSホールディングス	70,700	2,389.00	168,902,300
日本テレビホールディングス	122,400	1,314.50	160,894,800
朝日放送グループホールディングス	13,000	647.00	8,411,000
テレビ朝日ホールディングス	33,500	1,603.00	53,700,500
スカパーJ SATホールディングス	122,700	561.00	68,834,700
テレビ東京ホールディングス	9,900	2,956.00	29,264,400
日本BS放送	3,900	915.00	3,568,500
ビジョン	18,300	1,822.00	33,342,600
スマートバリュー	2,700	397.00	1,071,900
USEN-NEXT HOLDINGS	15,500	3,400.00	52,700,000
ワイヤレスゲート	4,700	229.00	1,076,300
日本通信	127,500	275.00	35,062,500
クロップス	1,800	1,041.00	1,873,800
日本電信電話	1,770,800	4,118.00	7,292,154,400
KDDI	1,067,900	4,474.00	4,777,784,600
ソフトバンク	2,220,100	1,517.00	3,367,891,700
光通信	16,300	21,425.00	349,227,500
エムティーアイ	9,400	637.00	5,987,800
GMOインターネットグループ	51,000	2,698.50	137,623,500
ファイバーゲート	7,300	1,567.00	11,439,100
アイドママーケティングコミュニケーション	2,600	274.00	712,400
KADOKAWA	73,100	3,345.00	244,519,500
学研ホールディングス	22,900	881.00	20,174,900
ゼンリン	23,600	903.00	21,310,800
昭文社ホールディングス	4,700	298.00	1,400,600
インプレスホールディングス	9,400	206.00	1,936,400
東京電力ホールディングス	1,242,100	504.40	626,515,240
中部電力	507,700	1,737.00	881,874,900
関西電力	532,100	1,745.00	928,514,500
中国電力	219,400	958.70	210,338,780
北陸電力	130,000	812.70	105,651,000
東北電力	336,800	905.10	304,837,680
四国電力	117,600	1,046.50	123,068,400

九州電力	317,600	935.50	297,114,800
北海道電力	133,100	629.60	83,799,760
沖縄電力	32,300	1,231.00	39,761,300
電源開発	103,700	2,123.50	220,206,950
エフオン	8,900	548.00	4,877,200
イーレックス	24,400	1,200.00	29,280,000
レノバ	36,600	1,615.00	59,109,000
東京瓦斯	291,300	3,188.00	928,664,400
大阪瓦斯	279,100	2,294.00	640,255,400
東邦瓦斯	54,300	2,538.50	137,840,550
北海道瓦斯	8,200	2,240.00	18,368,000
広島ガス	29,100	369.00	10,737,900
西部ガスホールディングス	12,900	2,147.00	27,696,300
静岡ガス	31,400	1,224.00	38,433,600
メタウォーター	17,300	1,808.00	31,278,400
アイネット	8,300	1,554.00	12,898,200
松竹	7,800	11,625.00	90,675,000
東宝	86,500	5,576.00	482,324,000
エイチ・アイ・エス	37,000	1,907.00	70,559,000
東映	3,900	18,100.00	70,590,000
ラックランド	6,000	3,355.00	20,130,000
エヌ・ティ・ティ・データ	433,600	2,059.00	892,782,400
共立メンテナンス	24,200	5,295.00	128,139,000
イチネンホールディングス	15,000	1,321.00	19,815,000
建設技術研究所	7,300	3,510.00	25,623,000
スペース	10,200	1,058.00	10,791,600
アインホールディングス	20,100	5,200.00	104,520,000
燦ホールディングス	6,100	2,241.00	13,670,100
ピー・シー・エー	7,900	1,338.00	10,570,200
スバル興業	600	9,460.00	5,676,000
東京テアトル	4,100	1,130.00	4,633,000
タナベコンサルティンググループ	4,400	901.00	3,964,400
ビジネスブレイン太田昭和	6,000	2,355.00	14,130,000
ナガワ	3,900	6,660.00	25,974,000
東京都競馬	11,800	4,080.00	48,144,000
常磐興産	3,900	1,228.00	4,789,200
カナモト	25,900	2,148.00	55,633,200
D T S	29,500	3,505.00	103,397,500
スクウェア・エニックス・ホールディングス	69,400	6,619.00	459,358,600
シーイーシー	19,400	1,683.00	32,650,200
カブコン	137,400	5,695.00	782,493,000
ニシオホールディングス	13,200	3,265.00	43,098,000
アイ・エス・ビー	7,100	1,648.00	11,700,800
アゴーラ ホスピタリティー グループ	61,600	26.00	1,601,600
日本空港ビルデング	48,000	6,420.00	308,160,000
トランス・コスモス	17,700	3,475.00	61,507,500
乃村工藝社	61,800	955.00	59,019,000
ジャステック	8,400	1,317.00	11,062,800

SCSK	112,800	2,285.00	257,748,000
藤田観光	6,300	3,595.00	22,648,500
KNT-CTホールディングス	8,400	1,366.00	11,474,400
トーカイ	12,500	1,860.00	23,250,000
白洋舎	1,400	2,604.00	3,645,600
セコム	144,200	9,490.00	1,368,458,000
NSW	5,500	2,466.00	13,563,000
セントラル警備保障	7,600	2,879.00	21,880,400
アイネス	9,700	1,464.00	14,200,800
丹青社	27,500	815.00	22,412,500
メイテック	55,200	2,421.00	133,639,200
TKC	22,000	3,800.00	83,600,000
富士ソフト	15,700	9,060.00	142,242,000
応用地質	13,200	1,894.00	25,000,800
船井総研ホールディングス	29,500	2,602.00	76,759,000
NSD	49,400	2,843.00	140,444,200
進学会ホールディングス	3,700	292.00	1,080,400
丸紅建材リース	900	2,193.00	1,973,700
オオバ	6,900	753.00	5,195,700
コナミグループ	59,100	7,808.00	461,452,800
いであ	2,500	1,666.00	4,165,000
学究社	5,700	2,183.00	12,443,100
ベネッセホールディングス	52,900	1,823.50	96,463,150
イオンディライト	15,700	2,985.00	46,864,500
ナック	6,300	960.00	6,048,000
福井コンピュータホールディングス	9,500	2,969.00	28,205,500
ダイセキ	28,900	3,770.00	108,953,000
ステップ	5,200	1,806.00	9,391,200
泉州電業	7,300	3,585.00	26,170,500
元気寿司	4,200	3,270.00	13,734,000
トラスコ中山	30,600	2,235.00	68,391,000
ヤマダホールディングス	597,700	430.80	257,489,160
オートバックスセブン	50,800	1,533.00	77,876,400
モリト	10,400	1,030.00	10,712,000
アーケランズ	21,300	1,581.00	33,675,300
ニトリホールディングス	59,000	17,395.00	1,026,305,000
グルメ杵屋	11,800	1,055.00	12,449,000
愛眼	8,500	192.00	1,632,000
ケーユーホールディングス	8,500	1,264.00	10,744,000
吉野家ホールディングス	57,000	2,575.00	146,775,000
加藤産業	18,100	3,965.00	71,766,500
北恵	2,600	735.00	1,911,000
イノテック	9,100	1,588.00	14,450,800
イエローハット	25,700	1,848.00	47,493,600
松屋フーズホールディングス	6,900	4,110.00	28,359,000
JBCホールディングス	10,000	2,392.00	23,920,000
JKホールディングス	11,200	961.00	10,763,200
サガミホールディングス	23,400	1,254.00	29,343,600
日伝	8,600	2,239.00	19,255,400
関西フードマーケット	13,200	1,523.00	20,103,600

ミロク情報サービス	12,500	1,576.00	19,700,000
北沢産業	6,100	379.00	2,311,900
杉本商事	6,500	2,046.00	13,299,000
因幡電機産業	37,800	3,290.00	124,362,000
王将フードサービス	9,500	6,440.00	61,180,000
ミニストップ	10,600	1,461.00	15,486,600
アークス	26,700	2,428.00	64,827,600
バローホールディングス	27,800	1,924.00	53,487,200
東テク	4,900	4,305.00	21,094,500
ミスミグループ本社	220,000	3,013.00	662,860,000
アルテック	6,300	273.00	1,719,900
ベルク	7,300	6,090.00	44,457,000
大 庄	6,100	1,109.00	6,764,900
タキヒヨー	2,800	937.00	2,623,600
ファーストリテイリング	65,600	34,790.00	2,282,224,000
ソフトバンクグループ	681,700	5,995.00	4,086,791,500
蔵王産業	1,900	2,222.00	4,221,800
スズケン	42,600	3,612.00	153,871,200
サンドラッグ	55,300	4,184.00	231,375,200
サックスパー ホールディングス	13,900	969.00	13,469,100
ジェコス	8,700	863.00	7,508,100
ヤマザワ	2,100	1,246.00	2,616,600
やまや	2,400	2,660.00	6,384,000
グローセル	13,600	410.00	5,576,000
ベルーナ	35,100	696.00	24,429,600
合計	163,120,282		441,182,306,694

(2) 株式以外の有価証券

該当事項はありません。

第2 信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

第3 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。

- (1) 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- (2) 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第23期中間計算期間（2023年6月13日から2023年12月12日まで）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人による中間監査を受けております。

独立監査人の中間監査報告書

2024年2月9日

アセットマネジメントOne株式会社

取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 森重 俊寛
業務執行社員

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているMHAMトピックスファンドの2023年6月13日から2023年12月12日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、MHAMトピックスファンドの2023年12月12日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（2023年6月13日から2023年12月12日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、アセットマネジメントOne株式会社及びファンドから独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、ファンドは継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、経営者に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) XBR Lデータは監査の対象には含まれておりません。

【中間財務諸表】

【MHAMトピックスファンド】

(1) 【中間貸借対照表】

(単位：円)

	第22期 2023年6月12日現在	第23期中間計算期間末 2023年12月12日現在
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	11,795,572	18,644,769
親投資信託受益証券	2,851,013,245	3,323,184,260
未収入金	59,630,000	2,256,000
流動資産合計	2,922,438,817	3,344,085,029
資産合計		
	2,922,438,817	3,344,085,029
負債の部		
流動負債		
未払収益分配金	59,011,157	—
未払解約金	3,151,938	9,884,092
未払受託者報酬	1,024,378	1,219,077
未払委託者報酬	7,756,317	9,230,411
その他未払費用	20,687	24,633
流動負債合計	70,964,477	20,358,213
負債合計		
	70,964,477	20,358,213
純資産の部		
元本等		
元本	1,594,896,161	1,755,426,941
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金(△)	1,256,578,179	1,568,299,875
(分配準備積立金)	577,490,300	513,901,227
元本等合計	2,851,474,340	3,323,726,816
純資産合計		
	2,851,474,340	3,323,726,816
負債純資産合計		
	2,922,438,817	3,344,085,029

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	第22期中間計算期間 自 2022年6月11日 至 2022年12月10日	第23期中間計算期間 自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
営業収益		
受取利息	15	62
有価証券売買等損益	60,847,474	187,635,015
営業収益合計	60,847,489	187,635,077
営業費用		
支払利息	1,612	1,701
受託者報酬	950,690	1,219,077
委託者報酬	7,198,377	9,230,411
その他費用	19,182	24,633
営業費用合計	8,169,861	10,475,822
営業利益又は営業損失(△)	52,677,628	177,159,255
経常利益又は経常損失(△)	52,677,628	177,159,255
中間純利益又は中間純損失(△)	52,677,628	177,159,255
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額(△)	742,064	12,650,843
期首剰余金又は期首欠損金(△)	828,910,006	1,256,578,179
剰余金増加額又は欠損金減少額	151,587,520	305,483,507
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	—	—
中間追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	151,587,520	305,483,507
剰余金減少額又は欠損金増加額	86,082,777	158,270,223
中間一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	86,082,777	158,270,223
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	—	—
分配金	—	—
中間剰余金又は中間欠損金(△)	946,350,313	1,568,299,875

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	第23期中間計算期間	
	自 2023年6月13日 至 2023年12月12日	
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	親投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、親投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	
2. その他中間財務諸表作成のための重要な事項	計算期間末日の取扱い 当ファンドは、原則として毎年6月10日を計算期間の末日としておりますが、該当日が休業日のため、前計算期間末日を2023年6月12日、当中間計算期間末日を2023年12月12日としております。	

(中間貸借対照表に関する注記)

項目	第22期	第23期中間計算期間末
	2023年6月12日現在	2023年12月12日現在
1. 期首元本額	1,500,316,688円	1,594,896,161円
期中追加設定元本額	493,247,945円	359,984,900円
期中一部解約元本額	398,668,472円	199,454,120円
2. 受益権の総数	1,594,896,161口	1,755,426,941口

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)

金融商品の時価等に関する事項

項目	第22期	第23期中間計算期間末
	2023年6月12日現在	2023年12月12日現在
1. 中間貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。	中間貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、中間貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 該当事項はありません。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。	同左
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった	同左

場合、当該価額が異なることもあります。

(デリバティブ取引等に関する注記)

該当事項はありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	第22期 2023年6月12日現在	第23期中間計算期間末 2023年12月12日現在
1口当たり純資産額 (1万口当たり純資産額)	1,7879円 (17,879円)	1,8934円 (18,934円)

(参考)

当ファンドは、「国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、中間貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券であります。

同親投資信託の状況は以下の通りであります。

なお、以下に記載した状況は監査の対象外となっております。

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
貸借対照表

(単位：円)

2023年12月12日現在

資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,967,257,671
株式	475,575,716,250
派生商品評価勘定	21,253,530
未収配当金	199,708,561
差入委託証拠金	543,729,154
流動資産合計	487,307,665,166
資産合計	487,307,665,166
負債の部	
流動負債	
派生商品評価勘定	1,660,610
前受金	40,780,000
未払金	18,352,177
未払解約金	785,307,000
流動負債合計	846,099,787
負債合計	846,099,787
純資産の部	
元本等	
元本	118,657,054,322
剰余金	
剰余金又は欠損金（△）	367,804,511,057
元本等合計	486,461,565,379
純資産合計	486,461,565,379
負債純資産合計	487,307,665,166

注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 2023年6月13日 至 2023年12月12日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる金融商品取引所等の発表する清算値段又は最終相場によっております。
3. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、配当落ち日において、確定配当金額又は予想配当金額を計上しております。

(貸借対照表に関する注記)

項目	2023年12月12日現在
1. 本報告書における開示対象ファンドの期首における当該親投資信託の元本額	116,323,043,630円
同期中追加設定元本額	31,093,847,842円
同期中一部解約元本額	28,759,837,150円
元本の内訳	
ファンド名	
MHAMスリーウェイオープン	234,935,632円
MHAM TOPIXオープン	2,485,789,498円
たわらノーロード 国内株式くらっ専用	3,237,822,093円
One DC 国内株式インデックスファンド	29,776,783,206円
DIAM国内株式パッシブ・ファンド	4,539,168,387円
MITO ラップ型ファンド (安定型)	1,577,038円
MITO ラップ型ファンド (中立型)	9,370,446円
MITO ラップ型ファンド (積極型)	21,489,905円
グローバル8資産ラップファンド (安定型)	22,010,585円
グローバル8資産ラップファンド (中立型)	28,698,928円
グローバル8資産ラップファンド (積極型)	18,804,364円
たわらノーロード TOPIX	2,115,009,353円
たわらノーロード バランス (8資産均等型)	1,673,440,653円
たわらノーロード バランス (堅実型)	50,836,286円
たわらノーロード バランス (標準型)	365,753,934円
たわらノーロード バランス (積極型)	608,530,921円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (保守型)	3,185,805円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定型)	167,985,917円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (安定成長型)	451,949,390円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (成長型)	373,647,352円
たわらノーロード スマートグローバルバランス (積極型)	524,825,024円
たわらノーロード 最適化バランス (保守型)	384,705円
たわらノーロード 最適化バランス (安定型)	1,473,431円
たわらノーロード 最適化バランス (安定成長型)	33,033,279円
たわらノーロード 最適化バランス (成長型)	4,138,184円

たわらノーロード 最適化バランス (積極型)	13,599,770円
D I A M国内株式インデックスファンド<DC年金>	33,382,545,994円
O n eグローバルバランス	35,312,349円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 1 安定型	950,885,802円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 2 安定・成長型	3,417,677,107円
D I A Mバランス・ファンド<DC年金> 3 成長型	3,917,690,220円
D I A M DC バランス30インデックスファンド	301,122,615円
D I A M DC バランス50インデックスファンド	981,117,039円
D I A M DC バランス70インデックスファンド	1,095,723,723円
マネックス資産設計ファンド<隔月分配型>	28,383,405円
マネックス資産設計ファンド<育成型>	1,085,520,568円
マネックス資産設計ファンド エボリューション	14,869,106円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国10)	291,662,409円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国20)	335,914,476円
D I A M DC 8資産バランスファンド (新興国30)	565,938,374円
投資のソムリエ	7,218,839,912円
クルーズコントロール	205,846,087円
投資のソムリエ<DC年金>	678,468,625円
D I A M 8資産バランスファンドN<DC年金>	333,912,108円
4資産分散投資・ハイクラス<DC年金>	1,079,894,959円
投資のソムリエ<DC年金>リスク抑制型	761,934,913円
リスク抑制世界8資産バランスファンド	2,601,699,572円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2045)	71,313,025円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2055)	35,796,717円
リスク抑制世界8資産バランスファンド (DC)	6,455,892円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2035)	110,484,488円
4資産分散投資・スタンダード<DC年金>	506,918,852円
リスクコントロール世界資産分散ファンド	1,004,414,627円
9資産分散投資・スタンダード<DC年金>	241,443,608円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2040)	73,141,491円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2050)	38,932,488円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2060)	23,738,572円
4資産分散投資・ミドルクラス<DC年金>	488,725,122円
投資のソムリエ (ターゲット・イヤー2065)	5,416,955円
O n eグローバル最適化バランス (安定型) <ラップ向け>	1,704,556円
O n eグローバル最適化バランス (成長型) <ラップ向け>	38,589,886円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2019-12 (適格機関投資家限定)	2,330,781円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-06 (適格機関投資家限定)	2,249,689円
マルチアセット・インカム戦略ファンド20-08 (適格機関投資家限定)	12,359,400円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2020-09 (適格機関投資家限定)	1,299,044円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-03 (適格機関投資家限定)	2,216,315円
インカム重視マルチアセット運用ファンドII 2021-04 (適格機関投資家限定)	5,837,975円
マルチアセット・インカム戦略ファンド (内外株式債券型・シグナルヘッジ付き) 2021-06 (適格機関投資家限定)	183,424,088円
インカム重視マルチアセット運用ファンド2021-09 (適格機関投資家限定)	2,136,886円

マルチアセット・インカム戦略ファンド（内外株式債券型・シグナルヘッジ付き）2022-05（適格機関投資家限定）	148,615,949円
マルチアセット・インカム戦略ファンド（日米資産投資・シグナルヘッジ付き）2022-10（適格機関投資家限定）	399,256,538円
投資のソムリエ・私募（適格機関投資家限定）	221,106,894円
AMOneマルチアセット・インカム戦略ファンド（シグナルヘッジ付き）（適格機関投資家限定）	16,465,297円
DIAMワールドバランス25VA（適格機関投資家限定）	23,770,797円
インカム重視マルチアセット運用ファンド（適格機関投資家限定）	3,731,505円
リスクコントロール世界8資産バランスファンド（FOFs用）（適格機関投資家専用）	3,236,664円
DIAMグローバル・バランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	38,196,706円
DIAMグローバル・バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	69,363,097円
DIAM国際分散バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	2,707,878円
DIAM国際分散バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	11,435,778円
DIAM国内重視バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	3,556,268円
DIAM国内重視バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	82,490円
DIAM世界バランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	1,399,146円
DIAM世界バランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	19,132,009円
DIAMバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	304,675,416円
DIAMバランスファンド37.5VA（適格機関投資家限定）	422,684,541円
DIAMバランスファンド50VA（適格機関投資家限定）	1,282,357,301円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA（適格機関投資家限定）	11,201,682円
DIAMグローバル・アセット・バランスVA2（適格機関投資家限定）	15,822,154円
DIAM アクサ グローバル バランスファンド30VA（適格機関投資家限定）	160,681,163円
DIAM世界アセットバランスファンドVA（適格機関投資家向け）	30,723,657円
DIAM世界バランスファンド55VA（適格機関投資家限定）	55,195円
DIAM世界アセットバランスファンド2VA（適格機関投資家限定）	177,751,588円
DIAM世界アセットバランスファンド40VA（適格機関投資家限定）	9,826,353円
DIAM世界アセットバランスファンド25VA（適格機関投資家限定）	40,282,655円
DIAM世界アセットバランスファンド3VA（適格機関投資家限定）	106,086,900円
DIAM世界アセットバランスファンド4VA（適格機関投資家限定）	142,249,004円
DIAM世界バランス25VA（適格機関投資家限定）	18,546,703円
DIAM国内バランス30VA（適格機関投資家限定）	9,069,343円
動的パッケージファンド<DC年金>	27,443,352円
コア資産形成ファンド	16,228,932円
MHAMトピックスファンド	810,592,058円
MHAM TOPIXファンドVA（適格機関投資家専用）	45,106,270円
MHAM動的パッケージファンド〔適格機関投資家限定〕	3,260,862,552円
MHAM日本株式パッシブファンド〔適格機関投資家限定〕	1,894,616,581円
計	118,657,054,322円
2. 受益権の総数	118,657,054,322口

（金融商品に関する注記）

金融商品の時価等に関する事項

項目	2023年12月12日現在
1. 貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表上の金融商品は原則としてすべて時価で評価しているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」にて記載しております。 (2)デリバティブ取引 「(デリバティブ取引等に関する注記)」にて記載しております。 (3)上記以外の金融商品 上記以外の金融商品(コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務)は短期間で決済されるため、帳簿価額は時価と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。また、デリバティブ取引に関する契約額等は、あくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等に関する注記)

株式関連

種類	2023年12月12日現在				
	契約額等(円)	うち		時価(円)	評価損益(円)
		1年超			
市場取引 先物取引 買建	11,159,110,000	—		11,178,860,000	19,750,000
合計	11,159,110,000	—		11,178,860,000	19,750,000

(注) 時価の算定方法

株価指数先物取引

1. 原則として計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しております。
2. 先物取引の残高表示は、契約額によっております。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

※上記取引で、ヘッジ会計が適用されているものではありません。

(1口当たり情報に関する注記)

	2023年12月12日現在
1口当たり純資産額	4.0997円
(1万口当たり純資産額)	(40,997円)

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

2023年12月29日現在

I 資産総額	3,304,631,728円
II 負債総額	10,841,294円
III 純資産総額 (I - II)	3,293,790,434円
IV 発行済数量	1,727,555,106口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	1.9066円

(参考)

国内株式パッシブ・ファンド (最適化法) ・マザーファンド

2023年12月29日現在

I 資産総額	493,298,348,483円
II 負債総額	177,424,213円
III 純資産総額 (I - II)	493,120,924,270円
IV 発行済数量	119,430,609,468口
V 1口当たり純資産額 (III / IV)	4.1289円

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

(1) 受益証券の名義書換

該当事項はありません。

ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

(2) 受益者等名簿

該当事項はありません。

(3) 受益者に対する特典

該当事項はありません。

(4) 受益権の譲渡制限

譲渡制限はありません。

① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

(5) 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

(6) 受益権の再分割

委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額（2023年12月29日現在）

資本金の額	20億円
発行する株式総数※	100,000株 (普通株式 上限100,000株、A種種類株式 上限30,000株)
発行済株式総数	40,000株 (普通株式24,490株、A種種類株式15,510株)

※種類株式の発行が可能

直近5カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

(2) 会社の機構（2023年12月29日現在）

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

1. 投資環境見直しおよび運用方針の策定

経済環境見直し、資産別市場見直し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

2. 運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書

を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2023年12月29日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

基本的性格	本数	純資産総額（単位：円）
追加型公社債投資信託	26	1,519,559,711,882
追加型株式投資信託	782	15,459,387,691,660
単位型公社債投資信託	21	36,053,040,155
単位型株式投資信託	202	1,079,470,098,766
合計	1,031	18,094,470,542,463

3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
また、中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）、ならびに同規則第38条及び第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。
2. 財務諸表及び中間財務諸表の金額は、百万円未満の端数を切り捨てて記載しております。
3. 委託会社は、第38期事業年度（自2022年4月1日至2023年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受け、第39期中間会計期間（自2023年4月1日至2023年9月30日）の中間財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の中間監査を受けております。

独立監査人の監査報告書

2023年5月25日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 丘本 正彦

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、監査した財務諸表を含む開示書類に含まれる情報のうち、財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。

当監査法人は、その他の記載内容が存在しないと判断したため、その他の記載内容に対するいかなる作業も実施していない。

財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金	31,421	33,770
金銭の信託	30,332	29,184
未収委託者報酬	17,567	16,279
未収運用受託報酬	4,348	3,307
未収投資助言報酬	309	283
未収収益	5	15
前払費用	1,167	1,129
その他	2,673	2,377
流動資産計	87,826	86,346
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1 1,109	※1 1,001
器具備品	※1 158	※1 118
リース資産	-	※1 7
無形固定資産		
ソフトウェア	3,107	3,367
ソフトウェア仮勘定	1,449	1,651
電話加入権	3	2
投資その他の資産		
投資有価証券	241	182
関係会社株式	5,349	5,810
長期差入保証金	1,102	775
繰延税金資産	3,092	2,895
その他	367	104
固定資産計	15,983	15,918
資産合計	103,810	102,265

(単位：百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
(負債の部)		
流動負債		
預り金	1,445	1,481
リース債務	-	1
未払金	7,616	7,246
未払収益分配金	0	0
未払償還金	9	-
未払手数料	7,430	7,005
その他未払金	175	240
未払費用	8,501	7,716
未払法人税等	2,683	1,958
未払消費税等	1,330	277
賞与引当金	1,933	1,730
役員賞与引当金	69	48
流動負債計	23,581	20,460
固定負債		
リース債務	-	6
退職給付引当金	2,507	2,654
時効後支払損引当金	147	108
固定負債計	2,655	2,769
負債合計	26,236	23,230
(純資産の部)		
株主資本		
資本金	2,000	2,000
資本剰余金	19,552	19,552
資本準備金	2,428	2,428
その他資本剰余金	17,124	17,124
利益剰余金	56,020	57,481
利益準備金	123	123
その他利益剰余金	55,896	57,358
別途積立金	31,680	31,680
繰越利益剰余金	24,216	25,678
株主資本計	77,573	79,034
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	△0	△0
評価・換算差額等計	△0	△0
純資産合計	77,573	79,034
負債・純資産合計	103,810	102,265

(2) 【損益計算書】

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
	営業収益			
委託者報酬	108,563		95,739	
運用受託報酬	16,716		16,150	
投資助言報酬	1,587		2,048	
その他営業収益	12		23	
営業収益計		126,879		113,962
営業費用				
支払手数料	45,172		41,073	
広告宣伝費	391		216	
公告費	0		0	
調査費	36,488		33,177	
調査費	10,963		12,294	
委託調査費	25,525		20,882	
委託計算費	557		548	
営業雑経費	842		733	
通信費	35		36	
印刷費	606		504	
協会費	66		69	
諸会費	26		29	
支払販売手数料	106		92	
営業費用計		83,453		75,749
一般管理費				
給料	10,377		10,484	
役員報酬	168		168	
給料・手当	8,995		9,199	
賞与	1,213		1,115	
交際費	6		17	
寄付金	15		11	
旅費交通費	40		128	
租税公課	367		330	
不動産賃借料	1,674		1,006	
退職給付費用	495		437	
固定資産減価償却費	1,389		1,388	
福利厚生費	42		47	
修繕費	0		1	
賞与引当金繰入額	1,933		1,730	
役員賞与引当金繰入額	69		48	
機器リース料	0		0	
事務委託費	3,901		4,074	
事務用消耗品費	45		37	
器具備品費	0		1	
諸経費	217		334	
一般管理費計		20,578		20,078
営業利益		22,848		18,135

(単位：百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)		第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)	
営業外収益				
受取利息		13		10
受取配当金	※1	559	※1	2,400
時効成立分配金・償還金		0		0
為替差益		7		—
雑収入		19		10
時効後支払損引当金戻入額		10		24
営業外収益計		610		2,446
営業外費用				
為替差損		—		3
金銭の信託運用損		743		1,003
早期割増退職金		20		24
雑損失		—		47
営業外費用計		764		1,079
経常利益		22,694		19,502
特別利益				
固定資産売却益		0		—
投資有価証券売却益		—		4
特別利益計		0		4
特別損失				
固定資産除却損		5		12
投資有価証券売却損		6		9
ゴルフ会員権売却損		3		—
オフィス再編費用	※2	509		—
関係会社株式評価損		—		584
特別損失計		525		606
税引前当期純利益		22,169		18,900
法人税、住民税及び事業税		6,085		4,881
法人税等調整額		584		197
法人税等合計		6,669		5,078
当期純利益		15,499		13,821

(3) 【株主資本等変動計算書】

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	株主資本								株主資本 合計
	資本金	資本剰余金			利益 準備金	利益剰余金		利益剰余金 合計	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計		その他利益剰余金			
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	19,996	51,800	73,353
当期変動額									
剰余金の配当							△11,280	△11,280	△11,280
当期純利益							15,499	15,499	15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	4,219	4,219	4,219
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	73,353
当期変動額			
剰余金の配当			△11,280
当期純利益			15,499
株主資本以外の 項目の当期変動 額(純額)	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	4,219
当期末残高	△0	△0	77,573

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余 金合計	利益 準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	24,216	56,020	77,573
当期変動額									
剰余金の配当							△12,360	△12,360	△12,360
当期純利益							13,821	13,821	13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）									-
当期変動額合計	-	-	-	-	-	-	1,461	1,461	1,461
当期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678	57,481	79,034

	評価・換算差額等		純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	△0	△0	77,573
当期変動額			
剰余金の配当			△12,360
当期純利益			13,821
株主資本以外の 項目の当期変動 額（純額）	△0	△0	△0
当期変動額合計	△0	△0	1,461
当期末残高	△0	△0	79,034

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定) 市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法	時価法
3. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。 建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. 引当金の計上基準	<p>(1) 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払引当金 時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
6. 収益及び費用の計上基準	当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投

	<p>資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。</p> <p>(1) 委託者報酬 委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(2) 運用受託報酬 運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(3) 投資助言報酬 投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。</p> <p>(4) 成功報酬 成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。</p>
7. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、当該適用指針の適用に伴う、当事業年度の財務諸表への影響はありません。

また、(金融商品会計)注記の金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項における投資信託に関する注記事項においては、時価算定会計基準適用指針第27-3項に従って、前事業年度に係るものについては記載しておりません。

注記事項

(貸借対照表関係)

※1. 有形固定資産の減価償却累計額

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
建物	415	523
器具備品	966	934
リース資産	—	1

(損益計算書関係)

※1. 各科目に含まれている関係会社に対する営業外収益は、次のとおりであります。

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月 1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月 1日 至 2023年3月31日)
受取配当金	543	2,393

※2. オフィス再編費用

オフィス再編費用は、主に本社オフィスレイアウトの見直しによるものです。

(株主資本等変動計算書関係)

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,280	282,000	2021年3月31日	2021年6月17日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式					

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数（株）	当事業年度 増加株式数（株）	当事業年度 減少株式数（株）	当事業年度末 株式数（株）
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	12,360	309,000	2022年3月31日	2022年6月17日
	A種種類株式				

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2023年6月16日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類株式					

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、1年以内の支払期日であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としております。

投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

第37期（2022年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	30,332	30,332	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	30,334	30,334	—

第38期（2023年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	29,184	29,184	—
(2) 投資有価証券 其他有価証券	1	1	—
資産計	29,186	29,186	—

(注1) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期（2022年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	31,421	—	—	—
(2) 金銭の信託	30,332	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	17,567	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	4,348	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	83,670	1	—	—

第38期（2023年3月31日現在）

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
(1) 現金・預金	33,770	—	—	—
(2) 金銭の信託	29,184	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	16,279	—	—	—
(4) 未収運用受託報酬	3,307	—	—	—
(5) 投資有価証券 其他有価証券(投資信託)	—	1	—	—
合計	82,540	1	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で貸借対照表に計上している金融商品

第37期（2022年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	6,932	—	6,932
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	6,932	—	6,932

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2019年7月4日）第26項に従い、経過措置を適用した投資信託は上表には含めておりません。貸借対照表における当該投資信託の金額は、金銭の信託23,399百万円、投資有価証券1百万円となります。

第38期（2023年3月31日現在）

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
(1) 金銭の信託	—	29,184	—	29,184
(2) 投資有価証券 その他有価証券	—	—	—	—
資産計	—	29,186	—	29,186

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としておりません。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。

これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日）第5項に従い、2. 金融商品の時価等に関する事項及び3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

(百万円)

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
投資有価証券（その他有価証券）		
非上場株式	239	180
関係会社株式		
非上場株式	5,349	5,810

(有価証券関係)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式（第37期の貸借対照表計上額5,349百万円、第38期の貸借対照表計上額5,810百万円）については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

第37期（2022年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額239百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

第38期（2023年3月31日現在）

(百万円)

区分	貸借対照表日における 貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	—	—	—
小計	—	—	—
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式（貸借対照表計上額180百万円）については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

3. 事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	13	—	6

第38期（自 2022年4月1日 至 2023年3月31日）

区分	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	54	4	9

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、有価証券について584百万円（関係会社株式584百万円）減損処理を行っております。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

	(百万円)	
	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
退職給付債務の期首残高	2,479	2,576
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の発生額	△14	31
退職給付の支払額	△185	△191
退職給付債務の期末残高	2,576	2,698

（2）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

	(百万円)	
	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
非積立型制度の退職給付債務	2,576	2,698
未積立退職給付債務	2,576	2,698
未認識数理計算上の差異	△35	△44
未認識過去勤務費用	△33	0
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654
退職給付引当金	2,507	2,654
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,507	2,654

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(百万円)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
勤務費用	295	279
利息費用	2	2
数理計算上の差異の費用処理額	34	22
過去勤務費用の費用処理額	69	34
その他	△3	△4
確定給付制度に係る退職給付費用	398	334

(注) 上記退職給付費用以外に早期割増退職金として、前事業年度において20百万円、当事業年度において24百万円を営業外費用に計上しております。

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
割引率	0.09%	0.09%
予想昇給率	1.00%～3.76%	1.00%～3.56%

3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度97百万円、当事業年度103百万円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
	(百万円)	(百万円)
繰延税金資産		
未払事業税	156	121
未払事業所税	10	9
賞与引当金	592	529
未払法定福利費	92	94
運用受託報酬	845	390
資産除去債務	13	15
減価償却超過額 (一括償却資産)	12	21
減価償却超過額	58	198
繰延資産償却超過額 (税法上)	292	297
退職給付引当金	767	812
時効後支払損引当金	45	33
ゴルフ会員権評価損	7	7
関係会社株式評価損	166	345
投資有価証券評価損	28	4
その他	2	13
その他有価証券評価差額金	0	0
繰延税金資産合計	3,092	2,895
繰延税金負債	—	—
繰延税金負債合計	—	—
繰延税金資産の純額	3,092	2,895

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第37期	第38期
	(2022年3月31日現在)	(2023年3月31日現在)
法定実効税率	—	30.62 %
(調整)		
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	—	△3.69 %
その他	—	△0.06 %
税効果会計適用後の法人税等の負担率	—	26.87 %

(注) 前事業年度は、法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(2) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因		被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。
c. のれんの償却方法及び償却期間		20年間の均等償却

(3) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(4) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

	第37期 (2022年3月31日現在)	第38期 (2023年3月31日現在)
流動資産	－百万円	－百万円
固定資産	76,763百万円	68,921百万円
資産合計	76,763百万円	68,921百万円
流動負債	－百万円	－百万円
固定負債	4,740百万円	3,643百万円
負債合計	4,740百万円	3,643百万円
純資産	72,022百万円	65,278百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。

のれん	55,263百万円	51,451百万円
顧客関連資産	25,175百万円	20,947百万円

(2) 損益計算書項目

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
営業収益	－百万円	－百万円
営業利益	△8,429百万円	△8,039百万円
経常利益	△8,429百万円	△8,039百万円
税引前当期純利益	△8,429百万円	△8,039百万円
当期純利益	△7,015百万円	△6,744百万円
1株当たり当期純利益	△175,380円68銭	△168,617円97銭

(注) 営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。

のれんの償却額	3,811百万円	3,811百万円
顧客関連資産の償却額	4,618百万円	4,228百万円

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金(敷金)が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

収益の構成は次の通りです。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
委託者報酬	108,259百万円	95,739百万円
運用受託報酬	14,425百万円	14,651百万円
投資助言報酬	1,587百万円	2,048百万円
成功報酬(注)	2,594百万円	1,499百万円
その他営業収益	12百万円	23百万円
合計	126,879百万円	113,962百万円

(注) 成功報酬は、前事業年度においては損益計算書の委託者報酬及び運用受託報酬、当事業年度においては損益計算書の運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

第37期(自 2021年4月1日 至 2022年3月31日) 及び第38期(自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

① 営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

② 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(関連当事者情報)

1. 関連当事者との取引

(1) 親会社及び法人主要株主等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(2) 子会社及び関連会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

該当はありません。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

該当はありません。

(3) 兄弟会社等

第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,789	未払 手数料	1,592
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	16,373	未払 手数料	2,651

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)

属性	会社等の名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権 等の所有(被 所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の兼任等	事業上 の関係				
親 会 社 の 子 会 社	株式会社 みずほ銀行	東京都 千代田 区	14,040 億円	銀行業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	7,474	未払 手数料	1,579
	みずほ証 券株式会 社	東京都 千代田 区	1,251 億円	証券業	—	—	当社設定 投資信託 の販売	投資信託 の販売代 行手数料	13,932	未払 手数料	2,404

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。

(注2) 上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

株式会社みずほフィナンシャルグループ

(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

(2) 重要な関連会社の要約財務諸表

該当はありません

(1株当たり情報)

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
1株当たり純資産額	1,939,327円79銭	1,975,862円96銭
1株当たり当期純利益金額	387,499円36銭	345,535円19銭

(注1) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

(注2) 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第37期 (自 2021年4月1日 至 2022年3月31日)	第38期 (自 2022年4月1日 至 2023年3月31日)
当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額	15,499百万円	13,821百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株	40,000株
(うち普通株式)	(24,490株)	(24,490株)
(うちA種種類株式)	(15,510株)	(15,510株)

(注1) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

独立監査人の中間監査報告書

2023年11月22日

アセットマネジメントOne株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人 東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 森重 俊寛

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 長谷川 敬

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 稲葉 宏和

中間監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の2023年4月1日から2024年3月31日までの第39期事業年度の中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の2023年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（2023年4月1日から2023年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

中間監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準における当監査法人の責任は、「中間財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき中間財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

中間財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した中間監査に基づいて、全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得て、中間監査報告書において独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、中間財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応する中間監査手続を立案し、実施する。中間監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。なお、中間監査手続は、年度監査と比べて監査手続の一部が省略され、監査人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示リスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。
- ・ 中間財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として中間財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、中間監査報告書において中間財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、中間監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間財務諸表が基礎となる取引や会計事象に関して有用な情報を表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した中間監査の範囲とその実施時期、中間監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む中間監査上の重要な発見事項、及び中間監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注1) 上記の中間監査報告書の原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。

(注2) X B R Lデータは監査の対象には含まれておりません。

(1) 中間貸借対照表

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		28,013
金銭の信託		28,384
未収委託者報酬		17,669
未収運用受託報酬		3,747
未収投資助言報酬		305
未収収益		13
前払費用		1,318
その他		2,504
	流動資産計	81,956
固定資産		
有形固定資産		
建物	※1	947
器具備品	※1	100
リース資産	※1	6
無形固定資産		
ソフトウェア		2,954
ソフトウェア仮勘定		2,002
電話加入権		2
投資その他の資産		
投資有価証券		184
関係会社株式		4,888
長期差入保証金		772
繰延税金資産		2,592
その他		120
	固定資産計	14,572
資産合計		96,529

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)
(負債の部)	
流動負債	
預り金	418
リース債務	1
未払金	7,850
未払収益分配金	1
未払償還金	0
未払手数料	7,654
その他未払金	193
未払費用	7,452
未払法人税等	2,372
未払消費税等	1,076
契約負債	20
賞与引当金	861
役員賞与引当金	26
流動負債計	20,081
固定負債	
リース債務	5
退職給付引当金	2,701
時効後支払損引当金	72
固定負債計	2,780
負債合計	22,861
(純資産の部)	
株主資本	
資本金	2,000
資本剰余金	19,552
資本準備金	2,428
その他資本剰余金	17,124
利益剰余金	52,115
利益準備金	123
その他利益剰余金	51,991
別途積立金	31,680
繰越利益剰余金	20,311
株主資本計	73,668
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	△0
評価・換算差額等計	△0
純資産合計	73,668
負債・純資産合計	96,529

(2) 中間損益計算書

(単位：百万円)

		第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業収益			
委託者報酬		49,984	
運用受託報酬		8,063	
投資助言報酬		1,082	
その他営業収益		13	
	営業収益計		59,144
営業費用			
支払手数料		21,623	
広告宣伝費		107	
公告費		0	
調査費		17,657	
調査費		6,728	
委託調査費		10,928	
委託計算費		280	
営業雑経費		372	
通信費		17	
印刷費		253	
協会費		33	
諸会費		29	
支払販売手数料		38	
	営業費用計		40,042
一般管理費			
給料		4,831	
役員報酬		77	
給料・手当		4,735	
賞与		19	
交際費		14	
寄付金		3	
旅費交通費		63	
租税公課		175	
不動産賃借料		508	
退職給付費用		206	
固定資産減価償却費	※1	749	
福利厚生費		17	
修繕費		0	
賞与引当金繰入額		861	
役員賞与引当金繰入額		26	
機器リース料		0	
事務委託費		1,714	
事務用消耗品費		24	
器具備品費		0	
諸経費		120	
	一般管理費計		9,319
営業利益			9,782

(単位：百万円)

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
営業外収益		
受取利息	3	
受取配当金	3	
時効成立分配金・償還金	0	
時効後支払損引当金戻入額	35	
雑収入	10	
営業外収益計		53
営業外費用		
為替差損	7	
金銭の信託運用損	785	
早期割増退職金	0	
雑損失	3	
営業外費用計		797
経常利益		9,038
特別損失		
固定資産除却損	2	
関係会社株式評価損	922	
特別損失計		924
税引前中間純利益		8,113
法人税、住民税及び事業税		2,136
法人税等調整額		303
法人税等合計		2,440
中間純利益		5,673

(3) 中間株主資本等変動計算書

第39期中間会計期間（自 2023年4月1日 至 2023年9月30日）

(単位：百万円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金	
						別途 積立金	繰越利益 剰余金
当期首残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	25,678
当中間期変動額							
剰余金の配当							△11,040
中間純利益							5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)							
当中間期変動額 合計	—	—	—	—	—	—	△5,366
当中間期末残高	2,000	2,428	17,124	19,552	123	31,680	20,311

	株主資本		評価・換算差額等		純資産 合計
	利益剰余金	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	利益剰余金 合計				
当期首残高	57,481	79,034	△0	△0	79,034
当中間期変動額					
剰余金の配当	△11,040	△11,040			△11,040
中間純利益	5,673	5,673			5,673
株主資本以外 の項目の 当中間期変 動額(純額)		—	△0	△0	△0
当中間期変動額 合計	△5,366	△5,366	△0	△0	△5,366
当中間期末残高	52,115	73,668	△0	△0	73,668

重要な会計方針

<p>1. 有価証券の評価基準及び評価方法</p>	<p>(1) 子会社株式及び関連会社株式 移動平均法による原価法</p> <p>(2) その他有価証券 市場価格のない株式等以外のもの 中間決算日の市場価格等に基づく時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)</p> <p>市場価格のない株式等 移動平均法による原価法</p>
<p>2. 金銭の信託の評価基準及び評価方法</p>	<p>時価法</p>
<p>3. 固定資産の減価償却の方法</p>	<p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。ただし、平成28年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 … 8～18年 器具備品 … 2～20年</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p> <p>(3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。</p>
<p>4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準</p>	<p>外貨建金銭債権債務は、中間決算日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。</p>
<p>5. 引当金の計上基準</p>	<p>(1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当中間会計期間に見合う分を計上しております。</p> <p>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>①退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。</p> <p>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法 過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を費用処理しております。 数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(5年または10年)による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日翌事業年度から費用処理しております。</p> <p>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。</p>
	<p>当社は、資産運用サービスから委託者報酬、運用受託報酬及び投</p>

6. 収益及び費用の計上基準

資助言報酬を稼得しております。これらには成功報酬が含まれる場合があります。

(1) 委託者報酬

委託者報酬は、投資信託の信託約款に基づき、日々の純資産総額に対する一定割合として認識され、確定した報酬を投資信託によって主に年2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、投資信託の運用期間にわたり収益として認識しております。

(2) 運用受託報酬

運用受託報酬は、投資顧問契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年1回又は2回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(3) 投資助言報酬

投資助言報酬は、投資助言契約で定められた報酬に基づき、確定した報酬を顧問口座によって主に年2回又は4回受取ります。当該報酬は期間の経過とともに履行義務が充足されるという前提に基づき、顧問口座の運用期間にわたり収益として認識しております。

(4) 成功報酬

成功報酬は、対象となる投資信託または顧問口座の特定のベンチマークまたはその他のパフォーマンス目標を上回る超過運用益に対する一定割合として認識されます。当該報酬は成功報酬を受領する権利が確定した時点で収益として認識しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)		
※1. 有形固定資産の減価償却累計額	建物	…	577百万円
	器具備品	…	764百万円
	リース資産	…	2百万円

(中間損益計算書関係)

項目	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)		
※1. 減価償却実施額	有形固定資産	…	71百万円
	無形固定資産	…	678百万円

(中間株主資本等変動計算書関係)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

発行済株式の種類	当事業年度期首 株式数 (株)	当中間会計期間 増加株式数 (株)	当中間会計期間 減少株式数 (株)	当中間会計期間末 株式数 (株)
普通株式	24,490	—	—	24,490
A種種類株式	15,510	—	—	15,510
合計	40,000	—	—	40,000

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の 種類	配当金の 総額 (百万円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2023年6月16日 定時株主総会	普通株式	11,040	276,000	2023年3月31日	2023年6月19日
	A種種類 株式				

(2) 基準日が当中間会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間会計期間後となるもの該当事項はありません。

(金融商品関係)

第39期中間会計期間末 (2023年9月30日現在)

1. 金融商品の時価等に関する事項

2023年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
(1) 金銭の信託	28,384	28,384	—
(2) 投資有価証券 その他有価証券	1	1	—
資産計	28,386	28,386	—

(注) 現金・預金、未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未払手数料は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、注記を省略しております。

2. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価で中間貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価 (百万円)			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
金銭の信託	—	28,384	—	28,384
投資有価証券	—	—	—	—
その他有価証券	—	1	—	1
資産計	—	28,386	—	28,386

(注1) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。

信託財産を構成する金融商品の時価について、投資信託は基準価額、デリバティブ取引は、取引相手先金融機関より提示された価格によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

投資有価証券

投資有価証券は市場における取引価格が存在しない投資信託であり、基準価額を時価としております。

(注2) 市場価格のない株式等の貸借対照表計上額は次の通りであります。
これらについては、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号2020年3月31日)第5項に従い、金融商品の時価等及び時価のレベルごとの内訳等に関する事項で開示している表中には含めておりません。

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)
投資有価証券 (その他有価証券)	
非上場株式	182
関係会社株式	
非上場株式	4,888

(有価証券関係)

第39期中間会計期間末
(2023年9月30日現在)

1. 子会社株式及び関連会社株式

子会社株式及び関連会社株式(中間貸借対照表計上額4,888百万円)については市場価格がないことから、貸借対照表日における時価及び貸借対照表計上額と当該時価との差額の記載は省略しております。

2. その他有価証券

区 分	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの 投資信託	-	-	-
小計	-	-	-
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの 投資信託	1	2	△0
小計	1	2	△0
合計	1	2	△0

(注) 非上場株式(中間貸借対照表計上額182百万円)については、市場価格がないことから、上表に含めておりません。

(持分法損益等)

当社は2022年8月1日付でPayPayアセットマネジメント株式会社の株式を取得し持分法適用関連会社としておりますが、重要性が乏しいため、関連会社に対する投資の金額等の記載を省略しております。

(企業結合等関係)

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

結合当事企業	DIAM	MHAM	TB	新光投信
事業の内容	投資運用業務、投資助言・代理業務	投資運用業務、投資助言・代理業務	信託業務、銀行業務、投資運用業務	投資運用業務、投資助言・代理業務

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

会社名	DIAM (存続会社)	MHAM (消滅会社)
合併比率(*)	1	0.0154

(*) 普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 50.00%

MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 20.00%

MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 70.00%

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号 平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

(1) 中間財務諸表に含まれる被取得企業の業績の期間

2023年4月1日から2023年9月30日まで

(2) 被取得企業の取得原価及びその内訳

取得の対価	MHAMの普通株式	144,212百万円
取得原価		144,212百万円

(3) 発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

a. 発生したのれん	金額	76,224百万円
b. 発生原因	被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。	
c. のれんの償却方法及び償却期間	20年間の均等償却	

(4) 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

a. 資産の額	資産合計	40,451百万円
	うち現金・預金	11,605百万円
	うち金銭の信託	11,792百万円
b. 負債の額	負債合計	9,256百万円
	うち未払手数料及び未払費用	4,539百万円

(注) 顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

(5) のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a. 無形固定資産に配分された金額	53,030百万円
b. 主要な種類別の内訳	
顧客関連資産	53,030百万円
c. 全体及び主要な種類別の加重平均償却期間	
顧客関連資産	16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

(1) 貸借対照表項目

流動資産	－百万円
固定資産	65,400百万円
資産合計	65,400百万円
流動負債	－百万円
固定負債	3,358百万円
負債合計	3,358百万円
純資産	62,041百万円

(注) 固定資産及び資産合計には、のれんの金額49,546百万円及び顧客関連資産の金額19,028百万円が含まれております。

(2) 損益計算書項目

営業収益	－百万円
営業利益	△3,824百万円
経常利益	△3,824百万円
税引前中間純利益	△3,824百万円
中間純利益	△3,237百万円
1株当たり中間純利益	△80,925円14銭

(注) 営業利益には、のれんの償却額1,905百万円及び顧客関連資産の償却額1,918百万円が含まれております。

(資産除去債務関係)

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

(収益認識関係)

1. 収益の分解情報

当中間会計期間の収益の構成は次の通りです。

第39期中間会計期間
(自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

委託者報酬	49,984百万円
運用受託報酬	7,464百万円
投資助言報酬	1,082百万円
成功報酬（注）	599百万円
その他営業収益	13百万円
合計	59,144百万円

(注) 成功報酬は、中間損益計算書において委託者報酬及び運用受託報酬に含めて表示しております。

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 6. 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(セグメント情報等)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) サービスごとの情報

サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

①営業収益

本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

②有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)	
1株当たり純資産額	1,841,700円33銭
1株当たり中間純利益金額	141,837円37銭

(注) 潜在株式調整後1株当たり中間純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり中間純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	第39期中間会計期間 (自 2023年4月1日 至 2023年9月30日)
中間純利益金額	5,673百万円
普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額	—
普通株式及び普通株式と同等の株式に係る中間純利益金額	5,673百万円
普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数	40,000株
（うち普通株式）	(24,490株)
（うちA種種類株式）	(15,510株)

(注) A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の実取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

委託会社の関連会社であるPayPayアセットマネジメント株式会社に対する出資比率が、2023年10月6日付で49.9%から23.4%に引き下がりました。

- (2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

約 款

運用の基本方針

約款第22条の規定に基づき、委託者の別に定める運用方針は、次のものといたします。

1. 基本方針

この投資信託は、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指した運用を行います。

2. 運用方法

（1）投資対象

国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券を主要投資対象とします。

（2）投資態度

- ①主として国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド受益証券に投資を行い、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動した投資成果を目指します。
- ②運用の効率化を図るため、ならびに追加設定・一部解約等に対応するため、株価指数先物取引等を利用することがあります。
- ③原則として株式の実質組入比率は高位を保つことを基本とします。
- ④非株式（株式以外の資産）への実質投資割合は、原則として信託財産総額の50%以下とします。
- ⑤市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
- ⑥国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利にかかる先物取引および金利にかかるオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- ⑦信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことができます。
- ⑧信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことができます。

（3）投資制限

- ①株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ②新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時において信託財産の純資産総額の20%以内とします。
- ③同一銘柄の株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- ④同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑤同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含みます。）への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ⑥投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- ⑦外貨建資産への投資は行いません。
- ⑧スワップ取引は、約款第28条の範囲で行います。
- ⑨金利先渡取引は、約款第29条の範囲で行います。
- ⑩前各号の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポ

ージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

収益分配方針

毎決算時に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

- ①分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。
- ②分配金額は、委託者が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。
- ③収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

追加型証券投資信託 [MHAMトピックスファンド] 約款

<信託の種類、委託者および受託者>

第1条 この信託は、証券投資信託であり、アセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者とします。

②この信託は、信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法（大正11年法律第62号）（以下「信託法」といいます。）の適用を受けます。

<信託事務の委託>

第1条の2 受託者は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関（受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条において同じ。）を含みます。）と信託契約を締結し、これを委託することができます。

②前項における利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障を生じることがない場合に行うものとします。

<信託の目的および金額>

第2条 委託者は、金1,000億円を上限として受益者のために利殖の目的をもって信託し、受託者はこれを引受けます。

<追加信託金の限度額>

第3条 委託者は、受託者と合意のうえ、金1兆円を限度として信託金を追加することができます。

②追加信託を行ったときは、受託者はその引き受けを証する書面を委託者に交付します。

③委託者は、受託者と合意のうえ、第1項の限度額を変更することができます。

<信託期間>

第4条 この信託の期間は、信託契約締結日から第50条第7項、第51条第1項、第52条第1項、第53条第1項および第55条第2項の規定による信託終了の日までとします。

<受益権の取得申込みの勧誘の種類>

第5条 この信託にかかる受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第8項で定める公募により行われます。

<当初の受益者>

第6条 この信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託者の指定する受益権取得申込者とし、第7条により分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

<受益権の分割および再分割>

第7条 委託者は、第2条の規定による受益権については1,000億口を上限として、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど、第8条第1項の追加口数に、それぞれ均等に分割します。

②委託者は、受益権の再分割を行いません。ただし、社債、株式等の振替に関する法律が施行された場合には、受託者と協議のうえ、同法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

<追加信託の価額、口数および基準価額の計算方法>

第8条 追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に当該追加信託にかかる受益権の口数を乗じた額とします。

- ②この約款において基準価額とは、信託財産に属する資産（受入担保金代用有価証券を除きます。）を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（以下「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

<信託日時の異なる受益権の内容>

第9条 この信託の受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

<受益権の帰属と受益証券の不発行>

第10条 この信託の受益権は、平成19年1月4日より、社債等の振替に関する法律（政令で定める日以降「社債、株式等の振替に関する法律」となった場合は読み替えるものとし、「社債、株式等の振替に関する法律」を含め「社振法」といいます。以下同じ。）の規定の適用を受けることとし、同日以降に追加信託される受益権の帰属は、委託者があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関（社振法第2条に規定する「振替機関」といいます。）及び当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第2条に規定する「口座管理機関」といいます。）を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。

- ②委託者は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

なお、受益者は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

- ③委託者は、第7条の規定により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託者から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。
- ④委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請することができるものとし、原則としてこの信託の平成18年12月29日現在の全ての受益権（受益権につき、既に信託契約の一部解約が行われたもので、当該一部解約にかかる一部解約金の支払開始日が平成19年1月4日以降となるものを含みます。）を受益者を代理して平成19年1月4日に振替受入簿に記載または記録するよう申請します。ただし、保護預かりではない受益証券にかかる受益権については、信託期間中において委託者が受益証券を確認した後、当該申請を行うものとします。振替受入簿に記載または記録された受益権にかかる受益証券（当該記載または記録以降に到来する計算期間の末日にかかる収益分配金交付票を含みます。）は無効となり、当該記載または記録により振替受益権となります。また、委託者は、受益者を代理してこの信託の受益権を振替受入簿に記載または記録を申請する場合において、委託者の指定する証券会社（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者をいいます。以下同じ。）および登録金融機関（金融商品取引法第2条第11項に規定する登録金融機関をいいます。以下同じ。）ならびに保護預り会社または第49条に規定する委託者の指定する口座管理機関に当該申請の手続きを委任することができます。

<受益権の設定にかかる受託者の通知>

第11条 受託者は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

<受益権の申込単位および価額>

第12条 委託者は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者が定める

申込単位をもって当該取得の申込みに応ずることができるものとします。

- ②委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、第7条第1項の規定により分割される受益権を、その取得申込者に対し、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める申込単位をもって取得申込に応ずることができるものとします。
- ③前2項の取得申込者は委託者の指定する証券会社または登録金融機関もしくは委託者に、取得申込と同時にまたは予め、自己のために開設されたこの信託の受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、委託者の指定する証券会社および登録金融機関ならびに委託者（第49条の委託者の指定する口座管理機関を含みます。）は、当該取得申込の代金（第4項の受益権の価額に当該取得申込の口数を乗じて得た額をいいます。）の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。
- ④第1項および第2項の場合の受益権の価額は、取得申込日の基準価額に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税および地方消費税（以下「消費税等」といいます。）に相当する金額を加算した価額とします。ただし、この信託契約締結日前の取得申込にかかる受益権の価額は、1口につき1円に、次項に規定する手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を加算した価額とします。
- ⑤前項の手数料の額は取得申込日の基準価額に委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関がそれぞれ別に定める率を乗じて得た額とします。
- ⑥第1項および第2項の規定にかかわらず、証券取引所（「証券取引所」とは、金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場（以下「取引所」といいます。）のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行う市場および当該市場を開設するものをいいます。以下同じ。）における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、委託者または委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益権の取得申込み受付を中止すること、およびすでに受付けた取得申込みの受付を取り消すことができます。
- ⑦前各項の規定にかかわらず、委託者、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、別に定めるMHAMトピックスファンドにかかる収益分配金の再投資に関する契約（以下「別に定める契約」といいます。）を結んだ取得申込者に限り、1口の整数倍をもって取得申込に応ずることができるものとします。受益者が第47条第2項または第3項の規定に基づいて収益分配金を再投資する場合、1口単位をもって受益権の取得申込に応ずることができます。この場合の受益権の価額は、原則として、第41条に規定する各計算期間終了日の基準価額とします。

<受益証券の種類>

第13条 （削 除）

<受益権の譲渡にかかる記載または記録>

第14条 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

- ②前項の申請のある場合には、前項の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前項の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。
- ③委託者は、第1項に規定する振替について、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託者が必要と認めるときまたはやむをえない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

<受益権の譲渡の対抗要件>

第15条 受益権の譲渡は、前条の規定による振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託者および受託者に対抗することができません。

<無記名式の受益証券の再交付>

第16条 (削 除)

<記名式の受益証券の再交付>

第17条 (削 除)

<受益証券を毀損した場合等の再交付>

第18条 (削 除)

<受益証券の再交付の費用>

第19条 (削 除)

<投資の対象とする資産の種類>

第20条 この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

1. 次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ. 有価証券
 - ロ. デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、約款第27条、第28条および第29条に定めるものに限りします。）
 - ハ. 金銭債権
 - ニ. 約束手形
2. 次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ. 為替手形

<運用の指図範囲等>

第21条 委託者は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne 株式会社を委託者とし、みずほ信託銀行株式会社を受託者として締結された国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）の受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨建のものに限りします。）に投資することを指図します。

1. 株券または新株引受権証書
2. 国債証券
3. 地方債証券
4. 特別の法律により法人が発行する債券
5. 社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券（以下「分離型新株引受権付社債券」といいます。）の新株引受権証券を除きます。）
6. 特定目的会社にかかる特定社債券（金融商品取引法第2条第1項第4号で定めるものをいいます。）
7. 特別の法律により設立された法人の発行する出資証券（金融商品取引法第2条第1項第6号で定めるものをいいます。）
8. 協同組織金融機関にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第7号で定めるものをいいます。）または優先出資引受権を表示する証書
9. 特定目的会社にかかる優先出資証券（金融商品取引法第2条第1項第8号で定めるものをいいます。）
10. コマーシャル・ペーパー

11. 新株引受権証券（分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を含みます。以下同じ。）および新株予約権証券
12. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前各号の証券または証書の性質を有するもの
13. 投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第10号で定めるものをいいます。）
14. 投資証券または外国投資証券（金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。）
15. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第2条第1項第18号で定めるものをいいます。）
16. オプションを表示する証券または証書（金融商品取引法第2条第1項第19号で定めるものをいい、有価証券に係るものに限り。）
17. 預託証書（金融商品取引法第2条第1項第20号で定めるものをいいます。）
18. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
19. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限り。）
20. 抵当証券（金融商品取引法第2条第1項第16号で定めるものをいいます。）
21. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの
22. 外国の者に対する権利で前号の有価証券の性質を有するもの

なお、第1号の証券または証書、第12号および第17号の証券または証書のうち第1号の証券または証書の性質を有するものを以下「株式」といい、第2号から第6号までの証券ならびに第12号および第17号の証券または証書のうち第2号から第6号までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、第13号の証券および第14号の証券（外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。

- ②委託者は、信託金を、前項に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。
 1. 預金
 2. 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
 3. コール・ローン
 4. 手形割引市場において売買される手形
 5. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第2条第2項第1号で定めるもの
 6. 外国の者に対する権利で前号の権利の性質を有するもの
- ③第1項の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託者が運用上必要と認めるときには、委託者は、信託金を、前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。
- ④委託者は、取得時において信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の20を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑤委託者は、信託財産に属する投資信託証券の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する投資信託証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の5を超えることとなる投資の指図をしません。
- ⑥前2項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額に、マザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券、新株予約権証券および投資信託証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<受託者の自己または利害関係人等との取引>

第21条の2 受託者は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託及び投資法人に関する法律ならびに関連法令に反しない場合には、委託者の指図により、信託財産と、

受託者および受託者の利害関係人（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この条および第31条において同じ。）、第31条第1項に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託者における他の信託財産との間で、第20条ならびに第21条第1項および第2項に定める資産への投資等を行うことができます。

②前項の取扱いは、第26条、第27条ないし第30条、第36条ないし第38条における委託者の指図による取引についても同様とします。

<運用の基本方針>

第22条 委託者は、信託財産の運用にあたっては、別に定める運用の基本方針にしたがって、その指図を行います。

<投資する株式等の範囲>

第23条 委託者が投資することを指図する株式、新株引受権証券および新株予約権証券は、証券取引所に上場されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当により取得する株式、新株引受権証券および新株予約権証券については、この限りではありません。

②前項の規定にかかわらず、上場予定の株式、新株引受権証券および新株予約権証券で目論見書等において上場されることが確認できるものについては、委託者が投資することを指図することができるものとします。

<同一銘柄の株式等への投資制限>

第24条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の株式への投資割合には、制限を設けません。

②委託者は、信託財産に属する同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額とマザーファンドに属する当該新株引受権証券および当該新株予約権証券の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

③前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該新株引受権証券および新株予約権証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<同一銘柄の転換社債等への投資制限>

第25条 委託者は、信託財産に属する同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）の時価総額とマザーファンドに属する当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額が、信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。

②前項において信託財産に属するとみなした額とは、信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める当該転換社債および転換社債型新株予約権付社債の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。

<信用取引の指図範囲>

第26条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信用取引により株券を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、株券の引渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができますものとしてします。

②前項の信用取引の指図は、次の各号に掲げる有価証券の発行会社の発行する株券について行うことができるものとし、かつ次の各号に掲げる株券数の合計数を超えないものとします。

1. 信託財産に属する株券および新株引受権証券の権利行使により取得する株券

2. 株式分割により取得する株券
3. 有償増資により取得する株券
4. 売出しにより取得する株券
5. 信託財産に属する転換社債の転換請求および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使により取得可能な株券
6. 信託財産に属する新株引受権証券および新株引受権付社債券の新株引受権の行使、または信託財産に属する新株予約権証券および新株予約権付社債券の新株予約権（前号に定めるものを除きます。）の行使により取得可能な株券

<信用リスク集中回避のための投資制限>

第26条の1の2 第24条の規定にかかわらず、一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

<デリバティブ取引等に係る投資制限>

第26条の2 委託者は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第2条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第3条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。

<先物取引等の運用指図>

第27条 委託者は、わが国の証券取引所における有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号イに掲げるものをいいます。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ロに掲げるものをいいます。）および有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第8項第3号ハに掲げるものをいいます。）ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします。（以下同じ。）

- ②委託者は、わが国の取引所における金利にかかる先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利にかかるこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。

<スワップ取引の運用指図・目的・範囲>

第28条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。

- ②スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③スワップ取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「スワップ取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産の純資産総額を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該純資産総額が減少して、スワップ取引の想定元本の合計額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託者は速やかに、その超える額に相当するスワップ取引の一部の解約を

指図するものとします。

- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるスワップ取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

<金利先渡取引の運用指図・目的・範囲>

第29条 委託者は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。

- ②当該取引の決済日が、原則として第4条に定める信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。
- ③金利先渡取引の指図にあたっては、当該信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額とマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「金利先渡取引の想定元本の合計額」といいます。以下本項において同じ。）が、信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額とマザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額との合計額（以下「ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額」といいます。以下本項において同じ。）を超えないものとします。なお、信託財産の一部解約等の事由により、当該ヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額が減少して、金利先渡取引の想定元本の合計額がヘッジ対象金利商品の時価総額の合計額を超えることとなった場合には、委託者は、速やかにその超える額に相当する金利先渡取引の一部の解約を指図するものとします。
- ④前項においてマザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかる金利先渡取引の想定元本の総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。また、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額のうち信託財産に属するとみなした額とは、マザーファンドの信託財産にかかるヘッジ対象金利商品の時価総額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンドの受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額をいいます。
- ⑤金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。
- ⑥委託者は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。

<有価証券の貸付の指図および範囲>

第30条 委託者は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を次の各号の範囲内で貸付の指図をすることができます。

- 1. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額を超えないものとします。
 - 2. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。
- ②前項各号に定める限度額を超えることとなった場合には、委託者は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
 - ③委託者は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。

<信託業務の委託等>

第31条 受託者は、委託者と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの（受託者の利害関係人を含みます。）を委託先として選定します。

1. 委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 3. 委託される信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行う体制が整備されていること
 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- ②受託者は、前項に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が前項各号に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- ③前2項にかかわらず、受託者は、次の各号に掲げる業務（裁量性のないものに限ります。）を、受託者および委託者が適当と認める者（受託者の利害関係人を含みます。）に委託することができるものとします。
1. 信託財産の保存に係る業務
 2. 信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的とする業務
 3. 委託者のみの指図により信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 4. 受託者が行う業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為
有価証券の保管

第32条 （削 除）

<混蔵寄託>

第33条 金融機関または証券会社等（金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行う者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下同じ。）から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社等が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社等の名義で混蔵寄託できるものとします。

<一括登録>

第34条 （削 除）

<信託財産の登記等および記載等の留保等>

第35条 信託の登記または登録をすることができる信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託者が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。

②前項ただし書きにかかわらず、受益者保護のために委託者または受託者が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

③信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる信託財産については、信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託者が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

④動産（金銭を除きます。）については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

<一部解約の請求および有価証券売却等の指図>

第36条 委託者は、信託財産に属するマザーファンド受益証券にかかる信託契約の一部解約の請求ならび

に信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。

<再投資の指図>

第37条 委託者は、前条の規定による一部解約金、売却代金、有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

<資金の借入れ>

第38条 委託者は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含みます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。

- ②一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入れ指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。
- ③収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- ④借入金の利息は信託財産中より支弁します。

<損益の帰属>

第39条 委託者の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。

<受託者による資金の立替え>

第40条 信託財産に属する有価証券について、借替え、転換、新株発行または株式割当がある場合で、委託者の申出があるときは、受託者は資金の立替えをすることができます。

- ②信託財産に属する有価証券にかかる償還金等、株式の清算分配金、有価証券等にかかる利子等、株式の配当金およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託者がこれを立替えて信託財産に繰入れることができます。
- ③前2項の立替金の決済および利息については、受託者と委託者との協議によりそのつど別にこれを定めます。

<信託の計算期間>

第41条 この信託の計算期間は、毎年6月11日から翌年6月10日までとすることを原則とします。ただし、第1計算期間は、平成13年6月29日から平成14年6月10日までとします。

- ②前項の規定にかかわらず、前項の原則により計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、第4条に定める信託期間の終了日とします。

<信託財産に関する報告>

第42条 受託者は、毎計算期末に損益計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者に提出します。

- ②受託者は、信託終了のときに最終計算を行い、信託財産に関する報告書を作成して、これを委託者

に提出します。

<信託事務の諸費用および監査費用>

第43条 信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額、外国における資産の保管等に要する費用、特定資産の価格調査に要する費用ならびに受託者の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

②前項の信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等に相当する金額は、第41条に規定する計算期間を通じて、毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

<信託報酬等の総額>

第44条 委託者および受託者の信託報酬の総額は、第41条に規定する計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年10,000分の60以内の率を乗じて得た額とします。

②前項の信託報酬は、第41条に規定する毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支弁するものとし、委託者と受託者との間の配分は別に定めません。

③第1項の信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を、信託報酬支弁のときに信託財産中から支弁します。

<収益の分配方式>

第45条 信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

1. 信託財産に属する配当等収益（配当金、利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ。）とマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）との合計額から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残金を受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

2. 売買損益に評価損益を加減した額からみなし配当等収益を控除して得た利益金額（以下「売買益」といいます。）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬に係る消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。ただし、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積立てることができます。

②前項第1号におけるみなし配当等収益とは、マザーファンドの信託財産にかかる配当等収益の額にマザーファンドの信託財産の純資産総額に占める信託財産に属するマザーファンド受益証券の時価総額の割合を乗じて得た額とします。

③毎計算期末において、信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

<収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払いに関する受託者の免責>

第46条 受託者は、収益分配金については原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金（信託終了時における信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。）については第47条第5項に規定する支払開始日まで、一部解約金については第47条第4項に規定する支払日まで、その全額を委託者の指定する預金口座等に払い込みます。

②受託者は、前項の規定により委託者の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払いにつき、その責に任じないものとし、

<収益分配金、償還金および一部解約金の支払い>

第47条 収益分配金は、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、毎計算期間の末日にお

いて振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、平成19年1月4日以降においても、第48条に規定する時効前の収益分配金にかかる収益分配金交付票は、なおその効力を有するものとし、当該収益分配金交付票と引き換えに受益者に支払います。

- ②前項の規定にかかわらず、別に定める契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託者が委託者の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が委託者の指定する証券会社および登録金融機関に交付されます。この場合、委託者の指定する証券会社および登録金融機関は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。当該売付により増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ③委託者は、第1項の規定にかかわらず、委託者の自らの募集に応じた受益者にかかる受益権に帰属する収益分配金（受益者が自己に帰属する受益権の全部もしくは一部について、委託者に対し、この信託の収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込をしないことをあらかじめ申し出た場合において、委託者が、当該申し出を受付けた受益権に帰属する収益分配金を除く。）をこの信託の受益権の取得申込金として、各受益者ごとに当該収益分配金の再投資にかかる受益権の取得申込に応じたものとし、当該再投資にかかる受益権の取得申込に応じたことにより増加した受益権は、第10条第3項の規定にしたがい、振替口座簿に記載または記録されます。
- ④一部解約金は、第50条第1項の受益者の請求を受付けた日から起算して原則として4営業日目から当該受益者に支払います。
- ⑤償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため委託者の指定する証券会社または登録金融機関の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とし、）に支払います。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託者がこの信託の償還をするのと引き換えに、当該償還にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。また、受益証券を保有している受益者に対しては、償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託者の指定する日から受益証券と引き換えに当該受益者に支払います。
- ⑥前各項に規定する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者の指定する証券会社および登録金融機関の営業所等において行うものとし、ただし、委託者の自らの募集にかかる受益権に帰属する収益分配金、償還金および一部解約金の支払いは、委託者において行うものとし、
- ⑦収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等に応じて計算されるものとし、
- ⑧前項に規定する「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、また、前項に規定する「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとし、

<収益分配金および償還金の時効>

第48条 受益者が、収益分配金については第47条第1項に規定する支払開始日から5年間その支払いを請求しないとき、ならびに信託終了による償還金については第47条第5項に規定する支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託者から交付を受けた金銭は、委託者に帰属します。

<委託者の自らの募集にかかる受益権の口座管理機関>

第49条 委託者は、委託者の自らの募集にかかる受益権について、口座管理機関を指定し、振替口座簿への記載または記録等に関する業務を委任することができます。

<信託契約の一部解約>

第50条 受益者は、自己に帰属する受益権について、委託者に対し、1口単位または委託者、委託者の指定する証券会社もしくは登録金融機関がそれぞれ委託者の承認を得て定める解約単位をもって一部解約の実行を請求することができます。

- ②平成19年1月4日以降の信託契約の一部解約にかかる一部解約の実行の請求を受益者がするときは、委託者、委託者の指定する証券会社または登録金融機関に対し、振替受益権をもって行うものとします。ただし、平成19年1月4日以降に一部解約金が受益者に支払われることとなる一部解約の実行の請求で、平成19年1月4日前に行われる当該請求については、振替受益権となることが確実な受益証券をもって行うものとします。
- ③委託者は、第1項の一部解約の実行の請求を受付けた場合は、この信託契約の一部を解約します。なお、第1項の一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託者が行うのと引き換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。
- ④前項の一部解約の価額は、一部解約請求受付日の基準価額とします。
- ⑤委託者は、証券取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、第1項による一部解約の請求の受付けを中止すること、およびすでに受付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。
- ⑥前項により、一部解約の実行の請求の受付けが中止された場合には、受益者が当該受付の中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして、第4項の規定に準じて算出した価額とします。
- ⑦委託者は、信託契約の一部解約により、受益権の総口数が10億口を下回ることとなる場合には、受託者と合意のうえ、あらかじめ、監督官庁に届け出ることにより、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、第51条の規定にしたがいます。

<質権口記載または記録の受益権の取り扱い>

第50条の2 振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、この約款によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

<信託契約の解約>

第51条 委託者は、第4条の規定による信託終了前にこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めたととき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合において、委託者は、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託契約の解約をしません。

- ⑤委託者は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ⑥第3項から前項までの規定は、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、第3項の一定の期間が一月を下らずにその公告および書面の交付を行うことが困難な場合には適用しません。

<信託契約に関する監督官庁の命令>

第52条 委託者は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約し信託を終了させます。

- ②委託者は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、第56条の規定にしたがいます。

<委託者の登録取消等に伴う取扱い>

第53条 委託者が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託者は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。

- ②前項の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託者の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、第56条第4項に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託者との間において存続します。

<委託者の事業の譲渡および承継に伴う取扱い>

第54条 委託者は、事業の全部又は一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

- ②委託者は、分割により事業の全部又は一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

<受託者の辞任および解任に伴う取扱い>

第55条 受託者は、委託者の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託者がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託者または受益者は、裁判所に受託者の解任を請求することができます。受託者が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託者は、第56条の規定にしたがい、新受託者を選任します。

- ②委託者が新受託者を選任できないときは、委託者はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

<信託約款の変更>

第56条 委託者は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託者と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。

- ②委託者は、前項の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨およびその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- ③前項の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託者に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- ④前項の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、第1項の信託約款の変更をしません。
- ⑤委託者は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を知られたる受益者に対して交付します。ただし、すべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

<反対者の買取請求権>

第57条 第50条および第51条に規定する信託契約の解約または前条に規定する信託約款の変更を行う場合において、第51条第3項または前条第3項の一定の期間内に委託者に対して異議を述べた受益者は、受託者に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

②前項の買取請求の取扱いについては、委託者、受託者の協議により決定するものとします。

<運用報告書に記載すべき事項の提供>

第57条の2 委託者は、投資信託及び投資法人に関する法律第14条第1項に定める運用報告書の交付に代えて、運用報告書に記載すべき事項を電磁的方法により受益者に提供します。

②前項の規定にかかわらず、委託者は、受益者から運用報告書の交付の請求があった場合には、これを交付するものとします。

<公告>

第58条 委託者が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。
<https://www.am-one.co.jp/>

②前項の電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

<信託約款に関する疑義の取扱い>

第59条 この信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託者と受託者との協議により定めます。

(付則)

第1条 平成18年12月29日現在の信託約款第10条、第11条、第13条（受益証券の種類）から第19条（受益証券の再交付の費用）、第49条の規定および受益権と読み替えられた受益証券に関する規定は、委託者がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合には、なおその効力を有するものとします。

第2条 本約款で規定する「デリバティブ取引に係る権利」のうち「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第66号）」による廃止前の金融先物取引法第2条第1項に規定する「金融先物取引」については、同条第2項に定める「取引所金融先物取引等」および同条第4項に定める「店頭金融先物取引」（ただし、同条第6項に定める金融先物取引所の開設する金融先物市場によらないで、金融先物取引所の開設する金融先物市場の相場によるものに限る。）に各々相当するものに係る権利をいいます。

第3条 第29条に規定する「金利先渡取引」は、当事者間において、あらかじめ将来の特定の日（以下「決済日」といいます。）における決済日から一定の期間を経過した日（以下「満期日」といいます。）までの期間に係る国内または海外において代表的利率として公表される預金契約または金銭の貸借契約に基づく債権の利率（以下「指標利率」といいます。）の数値を取り決め、その取り決めに係る数値と決済日における当該指標利率の現実の数値との差にあらかじめ元本として定めた金額および当事者間で約定した日数を基準とした数値を乗じた額を決済日における当該指標利率の現実の数値で決済日における現在価値に割り引いた額の金銭の授受を約する取引をいいます。

上記条項により信託契約を締結します。

平成13年6月29日

委託者 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
第一勸業アセットマネジメント株式会社

受託者 東京都千代田区丸の内一丁目6番2号
みずほ信託銀行株式会社

親投資信託
国内株式パッシブ・ファンド（最適化法）・マザーファンド
約款

運用の基本方針

約款第14条に基づき委託者の定める方針は、次のものとします。

1. 基本方針

この投資信託は、わが国の株式市場の動きをとらえることを目標に、東証株価指数に連動する投資成果を目標として運用を行います。

2. 運用方法

(1) 投資対象

わが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄を主要投資対象とします。

(2) 投資態度

- 1) 主としてわが国の金融商品取引所上場株式のうち、東証株価指数に採用されている（または採用予定の）銘柄に投資し、東証株価指数（TOPIX、配当込み）に連動する投資成果を目指して運用を行います。
- 2) 最適化法によるポートフォリオ構築を行い、運用コストの最小化と徹底したリスク管理を行います。
- 3) 株式（株価指数先物取引を含みます。）の組入比率は、原則として高位を保ちます。ただし、市況動向・資金動向等により弾力的に変更を行う場合があります。
- 4) 株式の組入比率の調整には、株価指数先物取引等を活用します。
- 5) 非株式割合は原則として信託財産総額の50%以下とします。また、外貨建資産割合は原則として信託財産総額の10%以下とします。
- 6) 国内において行われる有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる選択権取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、通貨にかかる先物取引、通貨にかかる先物オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。
- 7) 信託財産の価格変動リスクおよび為替変動リスクを回避するため、金利先渡取引および為替先渡取引を行うことができます。

(3) 投資制限

- 1) 株式への投資割合には、制限を設けません。
- 2) 有価証券先物取引等は約款第17条の範囲で行います。
- 3) 金利先渡取引および為替先渡取引は、約款第18条の範囲で行います。
- 4) デリバティブ取引（法人税法第61条の5に定めるものをいいます。）は、価格変動、金利変動および為替変動により生じるリスクを減じる目的ならびに投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。
- 5) 外国為替予約取引は、為替相場の変動により生じるリスクを減じる目的以外には利用しません。
- 6) 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、委託者は、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。